毎月一回發行

BULLETIN
OF THE
SOCIETY OF PENITENTIARY.
NO. 3. SEPTEMBER 1899.

明治三十二年 第三號 九月刊行

明治廿二年五月廿日 第三種郵便物認可



監獄協會雜誌

○口絵
●監獄改良の開由及無比の慈善家ジョン、ハワード氏肖像
○論説……（一頁）
●ジョン、ハワードの性行（上）……留岡幸助君
●柏田茨城縣知事の總囚教誨と題する記事を讀み感あり……若山茂雄君
○開校式儀況……（九頁）
●西郷内務大臣祝詞
●清浦司法大臣演説
●校長小松原内務次官祝詞
●大久保監獄局長祝詞
●小河講師演説
○典獄協議會……（二〇頁）
（兵庫、長崎、東京協議會記事）
○監獄茶話會（講話數件）……（三九頁）
○海外通信……（六〇頁）
○雜錄……（六四頁）
●清浦法相の談片……編者
●身體捜檢に就て（山上教授の談話）……碌々生
●警察監獄學校入學生某の東京に赴くを送る……北海道 四王天讖難君
○雜報（數十件）……（六八頁）
○叙任辭令……（八三頁）
○批評……（八四頁）
●獄務要書に就て
○出獄人保護、惡少年感化……（八七頁）
●東京出獄人保護事業一班……原 胤昭君
○統計……（九〇頁）
●明治三十二年七月末日現在在監人員表
○寄書……（九三頁）
●惡化は作業の督勵に若かず……兒島三郎君
●接見所の感に就て……廣瀬逸士君
○監獄法令……（九六頁）
●巡査看守俸給令改正

印刷所 東京市麹町區内幸町一丁目五番地 惠愛堂

○會　告

●本會々費ハ前月分を翌月十日迄に警視廳鍛冶橋監獄署藤澤正磨宛（協會用と朱書し）東京市京橋區南傳馬町郵便受取所へ御拂込相成度候

●本會庶務に關する事件は都て東京市四谷區荒木町廿七番地大日本監獄協會事務所宛御往復相成度候

●本會々員の異動即雜誌部數の增減は毎月十日前御報告相成度但同日迄に御報告を得さる時は前月分の冊數御送付致すへきものと御承知被下度候

●本誌附錄ジョン、ハワード氏肖像は留岡幸助君常に仝氏の大德を慕ひ曩に英京より態々購求して珍藏せられたるものを乞ひ小額面に復寫し會員諸氏に須つと倶にハワードの性行をも留岡氏の筆に據つて（論說欄內）に紹介せり彼此相對照して其高德を敬仰せらるゝことを得は幸甚

大日本監獄協會

○會　告

本會名譽會員淸浦奎吾君閣下明治法制史の大著あり、良書の吾人を益するや言を俟たさるべし殊に該書刊行の利益は擧て出獄人保護、惡少年感化、貧兒救養等慈善事業の用資に寄附せらるゝものなりと吾人亦一本を購ひて精著の訓敎を受け且は吾人の發達を熱望する此種慈善事業の資を助けんことを欲し、今般發賣書肆を勸誘して本會會員に限り特別發賣の方法を設けしめたり、乞ふ諸君其意を諒し研讀あらんことを

大日本監獄協會

清浦奎吾君著

明治法制史

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各部類を分て精密に其起原沿革を歷叙し緒論に建國以來の法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て粲然たる典章の由て來る所を明にしたれば一讀の下能く現行法制の成立する所以を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せば又將來如何に我か法制の發達すべきかを推知するを得べし、されば立法者は勿論司法行政諸官廳の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は座右缺くべからざるの良著たり」激繁なる要職に在らるゝ著者閣下に於て敢て此の大著述ありしは、聞く、我國文明の發達は實に法治の權能によること即ち維新以後三十年間法制發達の實力によれるこをして廣く歐米國民に知悉せしめんためにありと、以て知る、著述の勞年餘に涉りしも所以あるとを、故に本書は吾か在官諸彦の梧下には必すや一本の具備無かるべからず、且つや本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あり、吾か法治國民の座右には必すや一本を供ふる必要あり、殊に著者閣下は本書出版より生ずる利益を擧て慈善事業の資に投せられ、原胤昭氏主管東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、弊舖幸に刊行の榮を得たれば又勤て發賣の途を弘充し著者閣下の清勞に報ひ芳志を空しからしめんとを欲し、大日本監獄協會の勸誘により本會員の御注文に限り左の特別法を以て發賣すべし、本書の需用に必要あり且つ益金寄附の慈善事業に直接關係を有せらるゝ本會員諸君に在ては特に著者閣下の芳志を賛成せられ其官署圖書に備へらるゝは勿論必すや諸彦の坐右に一本を備へられんとを

◎特別法

○金額一時拂は實價より一割五分を減ずべし

○官署名又は署長、書記、看守長諸君、より月賦拂ひ御注文の分は實價を四ヶ月に割合ひ御拂込あるべし

發行所　東京神田區裏神保町七番地　書肆　明法堂
（電話本局千四百二十六番）

○用紙菊判上等質○製本背皮金字入堅牢極美○實價金二圓遞送費金十八錢○官廳の外總て前金を要す

新著出版廣告

小河滋次郎君著

◉獄務要書　全

○大版二百餘頁
○紙質舶來最上等
○惣クロース金字入美裝
○定價金八拾五錢

○送金は東京市四谷冤愛住町二番地磯村政富宛四谷郵便支局振込のこと○御一署内三拾部以上一纏め御送本の個所は着本即時半額翌月半額百部以上は着本即時三分一金殘金は翌月翌々月貳回に御拂込を諾す

本書は曩きに看守必讀教科用書として好評を博したる前著獄務提要の體裁に倣らひ殊に精神的教養の旨趣を專らとし苟くも司獄官吏殊に看守の職務に關するの事項は表裏凡べての方面より觀察して細大漏らすなく一層適實且つ簡明に編述せられたるものに係り趣味津々一とたひ本書を繙て之れに對する所の者劇勞の餘綿の如く疲れ果てたる身を以てするも活力復た新たに加はり來るの感を起し終に卷を放つに忍ひさるの想ひあらしむ實に著者か歸朝以來始めて筆を執られたる新著書の名に背かすと謂ふへし今幸に著者に請ふて本書を公刊に付するの許可を得たり若し看守必讀の教科用書として採用の榮を賜はるあらは獨り出版者の本懷のみに非らさるなり

（裏面目錄參照）

獄務要書

目次

第一章 緒論 看守の職務の性質
看守の職務に内外の區別ある所以
看守の職務の軍人の職務と酷似する所以
第二章 看守の職務に對する一般の心得を論す
看守の職務の辛勞多き所以
看守の職務を光明の側面より觀察す
第三章 看守の職務に必要とする素養を論す
文筆の素養
算數の素養
犯則の報告に對する心得
行狀視察報吾に對する心得
規律及び技藝の素養
第四章 遇囚一般の要務を論す
平靜の意義及び其の必要
公正の意義及び其の必要
嚴肅の意義及び其の必要
公明の意義及び其の必要
慈愛の意義及び其の必要
看守の上官に對する心得を論す
第五章 典獄に對する心得
教誨師に對する心得
監獄醫に對する心得
監獄書記に對する心得
庶務主任の書記に對する心得
會計用度主任の書記に對する心得
作業主任の書記に對する心得
第六章 看守長に對する心得
教業職長の職務を論す
分房囚に對する心得
監房訪問の要務
畏怖心の行動に現はるゝ所の狀況及び之れに對する心得
殘暴兇惡なる者に對する心得
慈愚喪心の者に對する心得
弱志輕躁なる者に對する心得
利慾的囚人に對する心得
手淫の惡習に對する心得
雜居囚に對する心得
規律の必要
清潔の必要
作業に對する心得
個人的遇囚の必要
第七章 看守の特別勤務に配置せられたる場合の必要を論す
門衛又は受付の場合
夜勤の場合
捜檢の場合
檢束の要務
運動の場合
炊事掃除の場合
外役の場合
免役日及び休役時間の場合
教誨堂勤務の場合
教場勤務の場合
病監擔當の場合
釋放の場合
第八章 看守の同僚及び社交に對する心得を論す

目次終

監獄協會雜誌第三號

（明治三十二年九月二十日發行）

論說

○ジョン ハワードの性行（上）

留岡幸助君

序言

余曾て北米合衆國マサチユーセツト洲「コンコルド」監獄に勤學するや一日ボストン府に出で斯道の開山無比の慈善家たりしジョン ハワード傳を購求せん爲に古書肆を訪ふ適々某書店に至れば積塵中に一冊のハワード傳を發見す、價を問へば米金五十仙なりと云ふ、價を拂つて之を購ひ歸來閒隙のある每之を播讀するに興味津々として盡きず、面して播く所一として「インスピレーション」あらざるはなし、是を以て一日の勞役に疲勞したる余も又能く夜間斯書を繙くにより慰安を得たること限りなかりき、之れなん神學博士リチヤード デキソンの著したる「ジョンハワード及歐洲監獄界」（John Howard and the Prison Worlds of Europe）てふ一書にてありき、この書の出版せられしは今を距る五十年前にしてハワード傳の著者多しと雖もこの傳記はその中の最好著述なりしとは米國の刑法學者エフ エッチ ワインスの證言する所なり

強健なる意志と千百の艱難

ハワードは浦柳の身を以て千古の英雄も爲し易からざる大業を成就せり、何物か能く堅固なる意志に打ち勝つものあらんや、彼は當時到る所の監獄に行はれたりし監獄熱（ブリゾンフィーバー）と戰ひ、斯道改良の迷信を拂ひ、時々に暴發し來たる一家の繫累を排し王公に說き貧窟を訪ひ病弱の身を以て滊車滊船等の利便なき當時尙能く二萬里の旅行を試み、之が爲に費す所の費用凡そ三十萬圓なりと云ふ、斯業の爲に獻身するの精神裡に燃ゆるにあらずして誰か能く此の如くなるを得んや

ハワードは一千七百二十六年英國ハックニーに生れ幼少の時はロンドン市ワツリング町及オールドブロード町に於て商家に奉公し、商業の身に適せざるを見るや、忽然一身を學界に委ねたりと雖も學術は彼の長所にあらざるを以て一千七百七十三年郡吏長官となりてベッドフォールドシヤイアに赴任するに至る彼が監獄の狀態を知るに至りたるは一千七百五十五年ポルトガルの首府リスボンに大震災ありて彼れ此震災に苦悶する罹災者を救難せん爲に「ハイボル」號に救濟品を搭し遙々たる海路に乘り出でしが折しも英佛の戰爭開戰せられければ佛艦に生擒せられ身は「ブレスト」監獄に冷夢を結ふに至りぬ、此囚の逆境と、ベッドフォールドシヤイアに郡吏長官たりし順境とは彼が暗憺たる監獄事業の爲に一身を犧牲とするの端緒なりき

ハワードと其の當時世界の大勢

北米合衆國の開祖ワシントンは當時英政府の虐政に憤り獨立軍を起すの止むべからざるを唱道し、佛國は人權を蹂躙して少數の貴族と僧侶壓抑を極め人民は異口同音に「パン」よ「パン」と絶叫し正さに革命の大動亂を起さんとし、獨逸に於てはフレデリツキ大王惟幄の裡に謀を廻らす時にして天は各所に偉人英雄を奮起せしめて改革の火蓋を切らんとする時機なりければ天何ぞ獨り監獄界のみを暗黑場裏に殘さんや、此時に於て偉人ハワードの出現したるは蓋し偶然にあらざるを知らん

彼が性行

ハワードの是認し主張したるは政治幷に宗教の單鈍（シンプリシチー）、自由（リベルチー）、と有益なる實業是なり、ハワードの九回までもホーランドに漫遊せしは即ち是が爲のみ

彼が教育の主義は讀書、算術、習字のみにては人を完美の域に進歩せしむること能はさるを看破し、これ等の教育に加へて實業を習得せしめんとせり彼れホーランドの勞役監を訪へりし時「人をして常に勤勉ならしめば彼等自ら善人たらん」との警語に頗る感動したるも必竟彼が平素實業の習得は人世に偉大の感化を與ふるものなるを確認したるによらすんばあらず

彼は好んで「クエーカー」宗派の人々と交り彼が監獄改良に關しては頗る有効の援助を得たりと云ふ

彼が性格は嚴格なりしが爲に驕奢の惰風に反對す、彼は富有の身分なるにも係らず、擧動、住宅、交際凡て質素を旨義とせり

彼が態度は淡泊にして且つ明白、非常に禮儀作法に注意し、婦人に對しては殊に丁寧にして溫柔なりき

大人は赤子の心を失はすとはハワードの性行を現はしたる語にして彼は即ち孔子の所謂る敏而好學不

し恥ニ下問ニ是ヲ以謂ニ之文ト也との實行家にして學者宗教家と交はる時は必ず數多の質問を提出して疑惑を霽したりと云ふ、必竟ベッカリヤの名著「犯罪及刑罰論」("Essay on Crimes and Punishment.") エドンの高著「刑法原理」("Principles of Penal Law.") 等を精讀し彼が終生の天職としたる斯業改良の上に應用したるも之が爲のみ、濫りに役人風(ファインアーズム)を吹かして知らざることを知れるが如く裝飾する僞君子は彼の性行に對して慚死すべきなり

彼が下層に苦吟する貧民、不具者、薄命兒の爲に濺く熱涙は實に如何なる鬼神惡漢をも號叫せしむ、一方より見れば彼は權門大家に出入し、法王と論じ、皇帝と語り、學者を激勵せしめしと雖も又一方より見る時は彼は社會にも捨てられ、輕侮せられたる不運薄命なる究苦の民に同情せり、彼れ曾て王公貴人に說て曰く「この警語をして我が生涯に於ける實語とならしめよ曰く居常社會下層の民に味方し且つ之に同情の涙を濺がしめよ」と

ハワード は嚴正の禁酒家なりき、盍は犯罪重因の一ハ慨に飮酒の亂行にあるを信じたり、彼曾て曰く「世上幾多の酒造家の存するは監獄に犯罪者を充溢せしむる一大原由なり」とこの觀念彼にありたるが爲に彼は父より受けし遺產の內より「五磅」を彼が借屋に住する貧民に施與し、その條件として十二ヶ月間彼等貧民をして禁酒せしめたりと謂ふ

○柏田茨城縣知事の總囚敎誨と題する記事を讀み感あり

若山茂雄君

柏田茨城縣知事は赴任以來專ら獄事に注意し屢々監獄を巡視せるのみならず殊に出獄人保護會社の設立に關し熱心盡力せし結果速に該會を設置するの運に至り水戶市に於る保護會場は現に新築中にして日ならず竣功するに至るべしと又本年八月八日單身監獄に臨み男囚を敎誨堂に女囚を工場(敎誨堂に代用)に集め反覆叮嚀に改過遷善の主旨を諭諭せしに全囚頗る感動を與へたりと余輩此記事を讀み頗る感讀に耐へざるなり

抑も柏田知事は余輩未た一面の識なきも夙に薩南の顯才として令聞あるのみならず帝國議會開設以來衆望の推す所となり議員の名譽を荷ひ殊に鎭西議員の中堅として雄を一方に稱し又千葉縣知事に拔擢せらるゝや縣下の人心靡然として之を歡迎し錚々の名高かりしなり又文部次官の柏田氏としては其任期甚だ短く別に聞く處なかりしも蒐に角有爲の人として其勞名を聞くや久し

今や茨城縣の負二千石として特に重きを治獄の途に置き躬自ら免囚保護の事業に熱心し率先して其事業の新進開達に努め或は時に監獄を巡視して親しく囚人に接して敎誨懇諭し以て彼をして此明治聖大の御世に生れ至仁至惠の聖恩に感佩し參々服膺して遷善悔悟し速に良民に復歸すべきを說き一片の慈悲心よりして一滴の涙を濺き敢て汝衆囚に諭すとの旨を懇諭す其行や寔に美其言や愼に善し

府縣知事の監獄を巡視する決して珍らしきことゝして稱すべきにあらず寧ろ當然勤務の一として執行せざ

るべからざる事なりと信ず

現行監獄則第四條の規定に於ても毎年少なくも一回以上所轄の監獄を巡閲すべしとあるにあらずや巡閲の事たる監督權の存する所必らず其完整を期せざるべからざるか故に内務大臣は其所屬官吏を派して隨時監獄の巡閲をなさしむるの外府縣知事をして尚其事務の整理如何事務の進陟如何改善を要すべき點の有無等を精査せしめ其改善を要すべきものは之を改め不整理の點は之を矯正し以て弊竇の存する所悪風の伏する所を除却せんことを計圖せらるゝにあらずや

監獄の全体に就き眞に活きたる監督をなさんと欲せば少なくも監獄事業の一班を知悉し且平素其監督すべき監獄の實況に付きても多少の經驗なかるべからず殊に監獄事務の神髓として監督者が最も注意研究すべき囚法の如き一年一回の巡閲何ぞ能く其深奥を詳悉知了し得べけんや司獄官の罪囚を遇する寛猛宜しく度なかるべからず寛可尊而も過れば則ち弛す猛可厭而も度あれば則ち規す要は機に應するに在る囚の法も亦難しと云ふべし其詳細を知悉せんと欲せば必らず隨時監獄の實況を參觀し親しく罪囚に接し彼れの起居動止を目擊し司獄官の之れに對する公正適切に能く彼れを善導誘掖するや否や等詳密査察せずんば適實正確なる巡閲權を全ふする能はず否巡閲官の資格なく權能なきものなり而して府縣に行はるゝ所の巡閲なるものは或は儀式として行はれ酷に之を評せば唯是れ巡閲の眞似事にらざるやを杞憂するものなり

余輩職を府縣典獄に奉する十有餘年此間知事の監獄を巡閲する數回に過ぎず而かも其巡閲や未だ以て充分の効果あらざるを遺憾とせしところ又其筋に對する報告の如きも隔靴搔痒の嫌なき能はざるものありき今

の府縣知事の巡閲は正當明確に執行されつゝあるを疑はずと雖も余輩當時の實驗に徴する前述の處ならざるを明言す

監獄管理は一の學科なり而かも一の高尚なる專門の科學に屬す監獄管理は一の政務なり而かも地方政務中にありて緊要なる政務に屬す此高尚なる學科此貴重なる政務にして漫然之を輕蔑し其尊信を缺くの理あらんや然るに全く事相の之が反對に出るものあり試に思ひ地方政務中教育なり勸業なり警察なり水利土工等何れの事業と比較しても監獄の事業程冷淡無味厄介ものゝ如く繼子の如く輕視せられ地方の政務として他の事業と併行する能わざる的の觀ある所以のものは地方監督者が監獄の本体を領知せざるに職由せずんばあらざるなり

諺に曰く百聞一見に若かずと然るに監獄の事と云へば一見だもなすを欲せず一聞をも厭ふ如き觀あるものにして何ぞ能く其本体を知了することを得ん罪囚は佞悪無頼なりとの先入の感念心神を支配し彼等に接近せんが尊嚴を失墮するものゝ如く思惟し可成的彼等と遠さからんことを圖むものゝ如し監獄事業の地方政務中に於て冷遇輕視せらるゝ如斯何ぞ其監督の精細詳密ならんことを望むべけんや何ぞ知らん馬角牴乳百年河清を待つの類ならん是れ余輩が滿腔の熱血より迸れる一大嘆息なり

柏田茨城縣知事の瞬眼茲に見る所あり卒先して監獄事業に同情を寄するのみならず規定の巡閲の外時々躬自ら監獄に臨み罪囚を集めて丁寧懇篤に訓戒を施し改善悔過の道を說き罪囚に識くに一滴の涙を以てす罪囚も亦人なり何ぞ感泣せざらん知事の一片の血あり情ある此訓誡は他人の數百千萬言に勝ること天淵月鼈

ならん實に知る余輩が久しく聞く所の柏田知事の芳名は其虛名ならざることを
府縣知事の監獄を巡閱若くは巡視して全囚に對し訓誡なしたることは
英照后大皇陛下の御大喪に當り特典減刑者を解放するに際し其筋の命により之れが言渡を爲すと同時に一場の訓諭をなしたることの耳朶に存するのみ
柏田知事は夙に自ら囚人を誘掖感化するの好模範を示せり是れ余輩が特に賞讃する所以なり知事よ自今倘倍々此途の爲めに熱血ある同情を表し此途の進歩開發を助長し時に監獄の實況を査察し又罪囚に對して飽まで熱血ある同情を彼の悲境に輸し假令自ら敎訓戒告を爲さゞるも不言不語の間自然に益々彼れをして知事の厚情に感激して眞心悔悟するに至らしめ此主義を以て部下司獄官を薫陶せられんことを願る知事にして如斯ならんが部下司獄官は必ず忠誠摯實に其職に盡し斃而後已の精神を涵養せん快哉々々

以テ春風ニ接シ人ニ以テ秋霜ヲ自ラ肅ス

開校式概況

○西郷内務大臣祝詞　（於警察監獄學校開校式）

警察監獄學校の設立たる當局者數年來の希望する所今や諸般の設備全く成り本日を以て開校の式を擧げ諸賓の來臨を辱ふして此盛典を見るに至りたるは本大臣の欣喜に堪へざる所なり
抑も警察監獄の事業たる益々之れを發達改善せしめざるべからざるや言を俟たず況んや條約實施せられ外國人との關係頻繁ならんとするの今日に於てをや而して之れが發達改善を圖るには警察及監獄の事務に從事する官吏を養成するより急なるは莫し是れ實に今回本校を設立せられたる所以なりとす
今後校長及職員の熱心と生徒の精勵とに依り本校設立の主旨を貫き良好の成績を收め警察監獄事業の發達を圖るに至らんことと本大臣の切望する所なり聊か一言以て祝詞とす

○清浦司法大臣演說

諸君今日斯る盛大なる開校式に參列し且來賓として諸君に向つて一場の演說を試みるの機會を與へられましたることは誠に光榮の至りに存じます

警察及監獄改良の問題は多年朝野の間に唱へられつゝありまして政府も夙に努めて其改良施設には着手致して今日まで敢て怠らぬ次第であります、而して追々其面目も改良致しまして今日の有様を以て之を前日に比較して見ますれば大に其面目を改め着々成績の見るべきものがあるであらうと思ひます、然るに警察に對する所の非難の聲と云ふものは未だ全く其跡を絶つと云ふ譯に參りませぬ、監獄の方にも又隨分其非難は盛んなと云ふ有様である、で是は監獄と云ひ警察と云ひ其實質と云ふものが自から人權に至大なる關係を持つて居るからして隨つて是に對する所の非難攻撃の聲も大なる様な譯合である、併しながら其非難攻撃と云ふものは却つて此警察監獄の將來に於ける改良を促ず所の一の導火線となる様な次第のものであるから是は却つて喜ぶべきことであらうと思ひます、將來に向うて警察幷に監獄事務に就ては尚一層進んで改良をしなければならぬと云ふ必要上からして此學校と云ふものは現に開設せらるゝ場合に立至つた様なことでございます、即ち昨年第十三議會に於て拾萬圓内外の經費を、政府より提出せられ貴衆兩院は是に向うて一言異議なしに協賛を與へたと云ふことを以て今日の監獄警察學校が必要なるや否と云ふことは今玆に喋々するを俟たずして明かな話であらうと思ふのであります

威力壓制の時代は業に已に過去の夢に歸しまして今日社會の事物は凡て道理を以て支配せぬければならない所謂法治國と云ふことになつて居りまするし又今日までは同し人種のみで家族的に生活を致した所の者も今日以後はそうかと云ふと其生活を一變して世界萬國の各人種が相共に雜居すると云ふ時代になつたのであります抑も此世運の進歩並に人文の發達に伴ふて各般の政務機關も又改良進歩せねばならぬと云ふことは論を俟たぬ話で就中警察並に監獄は前にも申す通り人權に至大の關係あることでありますからして成るべく此の新しき智識を備へ充分なる理解力を有して別して此義務責任のある所を尊重する性質手腕を有して居る所の者を以て警察監獄の機關を組織せなければならぬものであります、で本校は此警察官なり監獄官なりを養成するに就て必要なる各學科を備へてありまするし又外國教師其他學士、智識の該博なる人々を以て講師に充てゝ万事十分なる設備の備つて居る者でありますからして諸君が就て學ばるゝ上に就ては最も便利なる事であらうと思ふのであります、で諸君は案内を受けて御客として而して此山海の珍味を以て調理したる立派の獻立の御馳走に預る様な話で毎日各科の教師よりして新鮮なる法理並に種々なる經驗を積まれた事柄を以て諸君に進められるであらうと思ひます、で御馳走が多ければ多きに隨て餘程能く運動して此胃の消化力と云ふものを健全にしなければ其滋養物と云ふものは滋養分子となつて己れの肉と血とに混入する事の出來ぬのみならず却て停滯して健康を害する様な事にも至る様な話でございます、唯今承れば學期も僅か六ケ月位の様子でありまするし、此短日月の間に夫々學科を研究されなければならぬ次第でございますからして能く教師より授けらるゝ所のものは十分に理解する様に十分記憶の出來得る様に夫丈けの事は所謂荒噛み丸飲込みにせずして十分之を噛み碎いて能く消化させさうして夫丈けの法理經歷談と云ふものが血と肉とに混和して而して歸任の后其消化したる物を諸君が吐出して之を實務に應用して其效果を顯はすと云ふことでなくてはならぬと思ひます、斯様に致すには如何にせば可ならん果して如何なる途があるかと云ふと一言以て之を言へば勉強と云ふ二字に歸するだらうと思ふ外かに何もない諸

君が其職務に從事するに當ては所謂不休不眠である又一朝事ある時は水火をも相踏んで恐れざる氣慨を持つて居ると云ふことは信じて疑はぬのである併しながら諸君が本校に於ての勉強は綿密なる思想を以て無形的の學理と戰ふて往かなければならぬ譯であるからして彼の實際上千差万別なる社會の出來事に遭遇して或は又社會を害したる所の法敵を退治するが如き敏活なる働を取るのとは大に其趣を異にする者でありますからして諸君は今日よりして其境遇上幷に其思想上に於て大に一變する關係がなからねばならぬと思ひます、それから是れは卒業式の時に述べて相當の樣な事でありまするが豫め希望を述べて置きますが諸君は卒業の後此警察監獄と云ふものを我が物として即ち諸君は是を安心立命の地として長く勉勵せらるゝ思想をどうぞ難く忘れられぬことを希望致します、又諸君の所屬長官に於ても其任用上に就てはどうぞ同一なる注意を持つて貰ひたいのである、先年警官練習所幷に司獄官練習所に於て養成したる官吏の内には頗る成績の俊秀なる者も尠からぬのであります、然るに望ある所の人は歳を經るに從つて追々其職を離れて郡長とか其他種々なる職に轉した者も少なからぬ樣なことである或は又辭して民間の事業に身を投したと云ふ人もある樣な次第である、是は實に惜むべきことでありまするけれどもそれには又種々の事情已むを得さる事がありますれば唯一片の德義談を以て抑留することも出來ませぬ、是に就きましては私は曾て感れに斯く語つたことがある練習所で警察官なり監獄官を養成するは殆と我家で娘の子を育てる樣なものである段々金を費やし心を盡くして教育を加へて役に立つ頃になれば他人の家に遣つて仕舞はねばならぬ誠に引合はぬ話であるがと云ふことを感れに語つたことがある次第であります成程善き保護を社會に受けんと欲すれば好き價を拂はなくてはならぬと云ふことは是は申すまでもなく又相當の人を用ゆるには相當の待遇をなさねばならぬと云ふことは當然である其邊の事に就きましては是は時機を俟て當局者も十分の考慮あることゝ考へます、どうぞ折角此警察監獄學校を開いて此兩個の事務の改良を圖らんが爲めに斯く力を盡さるゝことでありますからどこまでも此事務の圓滿なる改良の域に達するまでは決して他を顧みずして一の途を終始一貫して行くと云ふ志を深くせられんことを希望致して置きます

それで私は此度の警察監獄學校の組立の内に就きまして最も宜しいと考へまするのは乙種と申しまするか二種と申しまするか、此現任官吏の外に聽講生見た樣なものを御入れになつて教授なさるさうであります是は誠に結構な事と考へるので成程此警察監獄事務を改良して行くに就きまして現任の官吏就中現任官吏中でも少しく古參並に上級の人を入れて養成せらるゝことは最も必要でありまするけれども併し是はどうも如何程力を盡してやらうとしました所で一方を顧みますれば現に定額は甚だ少ない人員も從て少ないと云ふ事柄で現任の人々を此學校に一集して教育を授けた者を皆充たすと云ふ事は餘程難い是も勿論努めなくてはならぬが……で一方には新たに警察官並に監獄官吏を採用するには即ち府縣では警察官或は監獄官の缺けた場合には警保局長なり監獄局長なり即ち内務省に申遣して此立派な教育を受けた人々が新たに採用されて行くと云ふ樣な、成程一方には現任の人を成るべく教育して行く又一方新たに採用されるのは既にさう云ふ新智識新教育を受けた人々が採用せられて行くと云ふ外此二つの途より進んで參りましたならば即ち此警察監獄事務の改良上に於きましては頗る光彩の見るべき事が顯はさるゝであらうと思ひます

諸君が第一期の撰抜に遇ふて入校せられましたのは誠に名譽の至りでありますが併しながら先刻も彼是の祝詞其他演説の中にもございまする通り名譽の大なると共に又一方には其責任の甚だ大なることがあります諸君は本職に從事するよりも己れの双肩には却て一層責任の重大なるものを負擔して居ると云ふことはどうぞ暫時も忘れぬ樣になりたいと考へます

以上私の述べました所は來賓の演説としてはちと嗚呼ヶ間敷樣なこともありまするし又其言葉の内には斯の如き嚴肅なる式場なぞで述べるのは如何であらうと自ら考へた事もありまするけれども私は警察監獄兩官の養成に就きましては從來の緣故もある者でありますからして敢て此警察監獄學校を他人視することが出來ないのでありますから是は所謂老婆心より出たる所の一言として取捨あらんことを希望します

○校長小松原内務次官祝詞

國家の文明に進み社會の事故益々多きを加ふるに隨ふて直接に之れが影響を受くるものは警察監獄なりとす警察監獄は直接人權及生命等に至大の關係を有するものなるが故に之れか法令及び設備の如きは着々完美の域に蹈めざるべからず然れども法令如何に完美なるも設備如何に無缺なるも之を運用する其人を得ざれば何を以てか適法に敏活に之れが行動を期するを得む然らば則ち之れか機關たる警察及監獄官吏を養成するは最も今日の急務なりと信ず

警察監獄學校は數年來當局者間に希圖經營せられ昨年第十三回議會の翼賛する所となり始めて成立するに至れり爾後着々諸般の準備を整へ茲に九月十八日を以て開校の式を擧け之に加ふるに諸貴賓の臨席を辱ふして此盛典を見るに至りたるは洵に本官の光榮とする所なり

本校の生徒は地方官の推薦に係り最も名譽を荷ふと同時に最も重大なる責任を有するものなり故に生徒たるものは能く紀律を保持し學業に精勵して他日警察と監獄とに向ふて模範的人物となり又た本校職員たるものは生徒を懇篤敎導して將來有爲なる警察官監獄官の養成あらんことを希望す

○大久保監獄局長祝詞

利武乏を監獄局長に承るを以て本校開校の式に列るの榮を辱ふす惟ふに今日に當り警察監獄事業の改良刷新を加ふへきの急務存することは諸君の既に諒知せらるゝ所なるを以て今敢て之を縷説せさるへし諸君は既に相當の官職を帶ひ警察監獄の事業に膺る所の者若くは將來之に膺らんと欲するの志望を有する者にして此の二制度の改良刷新の機關たるへき學校に入學の選を蒙むれるものなり即ち諸君は少くとも將來に於て此の二制度の改良刷新に鋭意盡瘁すへき重責を負ふものとす彼の普通庠序に身を任し空閑を閲はすの書生と其軌を同ふすへきに非す入ては所謂庠序に切瑳琢磨し出てゝは即ち之を活用して良警察官明治獄者たらんことを期せさるへからす殊に治獄の事に至ては特別の識見と特別の伎倆とに待つあるもの多し經驗の

伎倆は諸君既に或は之を有し若くは將來實務の局に當るに迫んで益々之を涵養せしむる所あるへきは勿論なるも之に要すへき相當の智識は此學校に在て宜く先つ奮勉努力する所なくんはある可からす是れ實に諸君か府縣の選に遭ひたる責任として負ふ所なるのみならす政府の此學校を設立したる趣旨に副ひ又退ては諸君一身上の關係よりして之を考ふるも將來諸君の身を立つる階段として須く勉むる所なかる可からさるなり本官は殊に本校に重きを置くを以て今其の開校の式を擧くるに臨み聊か希望を囑して祝詞と爲す諸君希くは好成績を擧け學術經驗共に各々切瑳卓厲する所あらんことを

○小河講師演說

來賓諸公並諸君、私は乏きを本校の講師に受けて居りますが本日開校の式に當りまして監獄科講師の總代と致しまして一言申上げる樣にと云ふことでございますが此式場に臨みまして一言我々の卑見を呈することの出來ますのは最も我々の光榮とする所でございますもう私は段々諸君の御話或は御祝詞のありましたのでありますから長いこと申す必要はございませぬか唯監獄科の講師と致しまして又監獄科の生徒諸君に希望する所の事を此開校の式に當りまして一言申して置くことは必ずしも益なきことでもあるまいと思ひます、此監獄警察寧校即ち我々が多年希望して居りました所の此學校が今日開校になりましたと云ふものは段々政府當路諸公の御盡力の結果でございまして其御盡力に對しては我々は非常に感謝の意を表し又本

校が開校になりました以上は此學校の主意を全ふするが爲めに本校に對し又政府に對し大きく言ひましては國家に對しまして我々重大なる責任を持つて居る者でありますから飽くまで粉身努力致しまして先刻校長閣下の御祝詞にありました中に職員に對しての御言葉は素より尚又生徒諸君に希望されたる點に對しては生徒諸君は大に服膺されまして御盡しになることであらうと思ひます

尚一言申して置きたいと思ひまするとは此學校は兼て御承知の通り前には警官練習所或は監獄官練習所と云ふ名義の下に最も警官練習所は明治十八年から開いてありまして其後數回警察官を養成せられたのであります又監獄官の方は明治廿三年に開きまして是も二回の教習を了へたのでありますが其成績は日本の警察幷に監獄制度に對しまして非常な好結果を奏しましたのでありますが殊に吾が監獄官の練習所の功績は著るしき者でありつたのでございますで此度本校を開かれたと云ふ御主意も全く前の警官練習所或は監獄官練習所の成績に顧みて今日内務大臣閣下の御祝詞にもありました通り人文も非常に進み又條約改正の實施になりました今日に當つて大に此二つの事業の發達一層の改良を施すが爲めに此機關を設けられたと云ふことは誠に時宜に適したことであらうと考へます、而して又此監獄官の教習と云ふことに就きましては是迄監獄改良と云ふ事に就て歐羅巴諸國に於きまして種々の方法を講じたのでありますが或は直接に監獄制度の改良を圖り又監獄の改築を爲す或は監獄の役人の地位を高める其外種々の點に向つて改良を盡したのでありますが其改良を盡しました割合に監獄の實際の功績即ち社會の犯罪人を防遏し若は減少すると云ふ成績を呈する點に行かなかつたのでありますが而して是が爲めに色々の惑を生じて監獄なり現行の刑法が充

分社會の犯罪を防遏するに足らぬ是に就ては何か他に手段を講じなければならぬ今日の監獄なり或は今日の刑法は絶對的に其用を爲さぬ所のものであると云ふ暴論を逞くするまでに至つたのであります而して段々研究の末に監獄の改良と云ふことを圖る最も直接に緊要の事柄は即ち此監獄の當局者を養成すると云ふことが必要である今日まで制度其外かの事に就て充分の改良を施してあるが併しながら當局者になる者が充分の備がない即ち今日まで歐羅巴に於きましては制度の進歩致しました割合に功を奏さぬは即ち監獄の當局者が不充分であるに歸するにある現に先年伊太利の羅馬に開かれました第三回萬國監獄會議に於きまして議決致しましたのでございます其議決と云ふ事は即ち監獄官吏の此特別なる專門技能智識を養成するが爲めに監獄事業に就て一の學校を設立しなければならぬと云ふ事を羅馬の會議で議決を見るに至つたのであります併しながら此議決と云ふものが今日に至るまで歐羅巴諸國に於きまして一ヶ國として實行して居る所がない或は佛蘭西獨逸獨逸聯邦の内でもペーデン或はバイエルンの樣な所に於きましては漸く學校を立てるに至りましても其學校は監獄下級官吏を養成するのでありまして高等の監獄官吏を養成するが爲めに設けた特別の學校と云ふは歐州各國未だ一ヶ所もないのであります然るに我日本に於きまして今から十數年前即ち明治十八年に於て既に警察官の練習所が出來監獄に就きましては明治二十三年即ち今の内務大臣閣下の御在任の頃に矢張此監獄官練習所が開かれたのであります即ち我日本に於きまして今まで監獄事業は何時でも外國の例を模倣して居つたのでありますが單り此學校に就きましては我國は歐州各國に卒先致しまして設立する模範を示したのであります而して其模範が非常に功績を呈し又

今日に於て練習所と申した所のものが學校と云ふ一の獨立した名稱の下に又完全なる組織の下に造られたのでありますから此成績は極めて顯著でなければならぬ又此成績が顯著でありましたならば即ち羅馬の會議で議決しました事を歐羅巴各國に向て模範を示し是迄は監獄事業に就ては彼を模範として居りましたが將來の監獄事業に就ては彼をして我れを摸範に取らしむるに至ると思ひますれば實に愉快に感じます從て我々の責任と云ふものは重大のものであらうと思ひます故に我々は政府の御主意を奉戴し又本校々長閣下を始めの御指導に依りまして充分我々の職務を盡し而して諸君も亦責任の重大なることを御考になつて單り學校の爲め而已ならず單り我國の監獄事業に對する而已ならず廣く列國の監獄社會に對して活模範を示す決心を以て充分御盡力あらんことを偏に希望致すのであります聊か一言蕪辭を述べて祝詞に代へます

取レ信ヲ於レ人ニ難キ也。人不レ信セ於レ口ニ
而信ス於レ躬ニ。不レ信セ於レ躬ニ而信ス於
レ心ニ。是以テ難シ
臨時之信。累ヌ功ヲ於ニ平日一。平日
之信。取ル效ヲ於ニ臨時一。

典獄協議會

●於兵庫縣二府十七縣典獄協議會決議事項

一本會は明治三十二年八月九日より兵庫縣神戸市下山手通四丁目縣會議事堂内に開設し同月十二日を以て閉會す

一本會に警察監獄學校教授山上義雄和田内務屬臨席す

一本會に出席したる典獄は左の如し

大坂府典獄　眞木喬
兵庫縣典獄　西村茂純
奈良縣典獄　森元祐
三重縣典獄　綾部敦磨
愛知縣典獄　千頭正澄
滋賀縣典獄　武村鎌太郎
岐阜縣典獄　山崎正
福井縣典獄　古野常央
石川縣典獄　臼井助之進
鳥取縣典獄　長谷川信綱
島根縣典獄　角尾小彌太
岡山縣典獄　黒澤廸
和歌山縣典獄　中摩速衛
德島縣典獄　石井光美
香川縣典獄　高木光久
愛媛縣典獄　八田哉明
高知縣典獄　三浦貢
京都府典獄代理京都府監獄書記　岸田氏美
廣島縣典獄代理廣島縣看守長　川崎策五郎

一本會議決事項は別冊の通

但協議の結果各府縣の適宜に任する事項と雖も參考に資するものは末尾に付記す

○決議事項

第一號

一監獄則第二十七條懲治人刑事被告人の衣類臥具の種類員數は其者の身分等を斟酌し監獄の規律衛生を保つに必要なる限度とし指定するものなれば各自統一に制限し難しと雖も概れ左の通り一定すること

一衣服の種類は和服と洋服とを論せず其もの、身分上相當する日常着用衣類を限度とし華美晴着の如きものは之を許さゞること

一臥具は毛布に限ること

但數蒲團は一枚宛許す

一衣服の員數は冬夏に區別し左の如くすること

冬期　和服

一、綿入表着　一枚
二、同　下着　二枚以内
三、羽織　一枚
但綿入羽織袷羽織何れにても許すものとす
四、肌着　上二枚下一枚
五、帶、手拭、褌　各一筋
六、足袋　一足

冬期　洋服

一、上着、袴　各一枚
二、チョッキ　一枚
三、肌着　上下各二枚
四、胴締又は袴釣　一個
五、下襟并に襟飾　各一個
六、靴下　一足
七、手拭ハンカチーフ猿股　各一筋

夏季　和服

一、單衣服　二枚
二、肌着　上二枚下一枚
三、羽織　一枚
四、帶　一筋
五、褌又は猿股、手巾　各一筋

夏季　洋服

一、單上着袴　各一枚
二、チョッキ　一枚
三、肌着　上下各二枚
四、靴下　一足
五、手巾、ハンカチーフ、褌、又の猿股　各一筋

一春秋の季節は其季に適當の袷服を用ふるを許す

一毛布は冬季は七枚夏季は三枚以下とす

但し敷蒲團は時季に拘らず一枚とすること

一袴、外套の類は假宜許可すること

第二號

一監獄則施行細則第五十五條の雜具中雨衣は服役の場合は蓑笠を用ゐ其他は合羽(頭巾附)とす

第三號

一懲治人の自辨衣服は筒袖となさしむること

第四號

一雜具中囚人の帶、褌の緒色懲治人及刑事被告人に貸與の分は淺葱色手巾は何れも白色とすること

第五號

一刑事被告人及懲治人に扇子、團扇、齒磨揭子、全齒、珠數の差入を許可すること

第六號

一監獄則第二十六條但書乃至第二十七條に依り刑事被告人及懲治人拘留囚の自衣着用を規定せられたるに付ては其着用する衣類は出納官吏領置物品として取扱ふものにあらず從て出納官吏保管の責任なきこと

第七號

一監獄則第廿八條に於ける囚人懲治人及刑事被告人の食量は概ね左の如く一定の標準を設くるとき

食量等級　一日三回分量（一日分量を以て定む）　參考（一食一回の分量）

一等食	九合	三合
二等食	八合四勺	二合八勺
三等食	七合八勺	二合六勺
四等食	七合二勺	二合四勺
五等食	六合六勺	二合二勺
六等食	六合	二合
七等食	五合四勺	一合八勺
八等食	四合八勺	一合六勺
九等食	四合二勺	一合四勺
十等食	三合六勺	一合二勺
十一等食	三合	一合

第八號

一監獄則第二十八條食量の區別に相當する作業之種類は施行標準を左表の通り一定するとき

食量給與表

作業種類	食量	作業種類	食量
藁工	四合八勺以上九合	米麥工	四合八勺以上九合
木挽工	七合二勺以上九合	土方	七合六勺以上八合四勺
大鋸治工	仝上	精米	六合以上八合四勺
家大工	六合以上九合	疊工	仝上
左官	仝上	抄紙工	五合四勺以上八合四勺
手傳	仝上	大機工	六合以上八合四勺
瓦工	六合六勺以上九合	雪除夫	仝上
煉瓦工	七合八勺以上九合	石工	仝上
綿打工	七合二勺以上八合四勺	木工	六合以上七合二勺
炊夫	六合六勺以上八合四勺	桶工	仝上
浴夫	仝上	洗濯工	男五合四勺以上七合二勺 女四合八勺以上六合
油絞	仝上	埋葬夫	六合六勺以上七合二勺
花莚工	四合八勺以上九合	竹工	五合四勺以上七合二勺
櫛磨工	四合八勺以上七合六勺	穀通工	仝上
マッチ工	仝上	貝工	四合八勺以上七合二勺
裁縫工	仝上	楊枝工	四合八勺以上六合
靴工	六合以上七合二勺	彫刻工	仝上
掃除夫	仝上	參桿工	仝上
看病夫	仝上	鏡工	五合四勺以上六合
理髮夫	仝上	編笠工	四合八勺以上六合
小機工	仝上	濠工	五合四勺以上六合

傘工	男四合八勺以上六合 女四合二勺以上五合四勺	
水汲夫	六合六勺以上七合二勺	
團扇工	男四合八勺以上六合 女四合二勺以上五合四勺	
支那鞄工	五合四勺以上六合	
糸操	四合八勺以上六合	
糸挽	女四合八勺以上六合	
網編工	四合八勺以上五合四勺	
呂工	四合八勺以上八合四勺	
花緒工	四合八勺以上五合四勺	
小鍛治工	四合二勺以上五合四勺	
下駄工	五合四勺以上六合	
病者	第一合以上三合	
刑事被告人及懲治人ニ三合六勺以上四合無定役日ニ勺		

備考　本表は從業を主とし概定せしに過ぎさるを以て其體質を參酌し適宜增量するものとす

第九號

一減食者の副食物は一般の衆と同一のものを與へ其量を減し又懲治人に係るときは其處罰中は食物の自辨及差入を許可せさるとき

第十號

一監獄則第二十二條同施行細則第四十六條作業工錢は科程（普通一人の働高）に依り之を定め其科程に達せさるものは製品の數量に依り其數量に依り難きものは歩合を以て遞減し未習熟期間は各其程度に依り料定するとき

第十一號

一小監獄に在ては刑期百日以下の囚人を炊夫等に使役せさるを得すと雖も細則第四十八條により科稱外の工錢は之を給與せす又別房留置人に對しては從前の通り取扱ふへき事

第十二號

一作業科程の丁否は一ケ月を通算すへきを以て作業變轉せし場合に於て孰れも一ケ月に滿たさる端日數は業目種類により打切計算し相當工錢を給與するとき入出監當月一ケ月に滿たさる等の場合亦同し

是等免役日に使役したるものと雖も細則第四十八條により科稱外の工錢は之を給與せす又別房留置人に對しては從前の通り取扱ふへき事

第十三號

一監獄則施行細則第四十六條第二項同第四十七條の初入者再入者の區分を左の如くするとき

一初めて刑を受けたるものにして二刑通算執行の場合は其執行に付二回入監するも共に初入とす

二初めて甲刑を受けたるものにして入監執行すみたるも出監せすして引續き乙刑を執行する場合は右乙刑執行は初入とす

三前例の場合に於て甲刑を初入として執行中他に重き乙刑發見せられ甲刑を中止して乙刑を再入とし執行し終りて甲刑の殘期を執行するときは復た初入とす

四第二審又は上告裁判所に於て原判決を取消し更に刑の言渡を受けたる者未決拘禁中に刑期經過せしを以て判決確定後直ちに釋放せられたる者更に罪を犯し入監したるときは再入とす

五前に賭博により懲罰處分を受けたる者再び入監したるときは再入とす

六舊法處斷を受けたる者再び入監するときは再入とす

七前に懲治の處分を受けたる者丁年に至て再入せし者は初入とす

入前に軍衙の處斷を受けたる者は初入とす
但地方監獄に於て刑を執行したるものは除之
九曾て外國法律により處分を受け外國監獄に於て其執行を受けたる者再び本邦法律に觸れ入監するものあるときは初犯初入として處遇すること

付記本項第一、第二の決議に就ては局議の決定に依り更に由上教授より左の通牒を發せられたりと云ふ

一初めて刑を受けたる者にして二刑通算執行の場合に引續き執行のときは初入者とし出監後更に入監したるときは再入者とす

二初めて甲刑を受けたる者にして執行後出監せずして引續き乙刑を執行する場合は右乙刑執行中は再入者とす

第十四號

一定役囚の体格に級を付すること

第十五號

一在監人の頭髮鬍鬚は監獄の紀律上衛生上に必要と認むるものに對し剃刈することに改正せられたるに付左の如く一定の方針を以て取扱ふこと

一刑事被告人に就ては其請によるは勿論なりと雖も衛生上害ありと認むるものあるときは翦除を剃刈せしむること

但原形を存せしむる必要ありと認むるものあるときは一應當該裁判官に通知し意見を聽くこと

四入監治人に就ては從前の通り取扱ふべきこと

但學業上、角力取の如き)國風上(支那人の辮髮朝鮮人の結髮の如き)習慣上(歐州人の鬍鬚の如き)原存を要するものと認めたるときは剃刈せざること

第十六號

一監獄則第三十七條第三項但書に二十四時云々とあるは刑死者にも適用すること

第十七號

一入出監及處遇前後の外一ケ年一回以上体重を量るは刑期一年以上の者に適用し而して六ケ月毎に一回之を行ふこと

第十八號

一在監人の入浴度數及時間左の如く一定すること

刑事被告人	(自六月至九月)	三日毎に一回
	(自十月至五月)	五日毎に一回
汚体業に就く者	(自六月至九月)	毎日一回
	(自十月至五月)	隔日一回
役業に服する因人及監治人 力業に就く者	(自六月至九月)	三日毎に一回
	(自十月至五月)	五日毎に一回
普通業に就く者	(自六月至九月)	四日毎に一回
	(自十月至五月)	七日毎に一回
役業に服せざる因人及監治人	(自六月至九月)	五日毎に一回
	(自十月至五月)	十日毎に一回

入浴時間は夏時十分間冬時十五分時間とす

第十九號

一監獄則第三十二條第四項を削除せられたるを以て感化上特に必要なるものは新聞紙及時事の論戰を記載したるものと雖も之を許すへき旨趣なることは監獄局長より通牒せられたるも今日の如き監房不備にして混同雜居せしむる場合に該り總て之を許すの方針を取るときは却て感化上紀律上支障あるを以て概れ左の如く取扱を一定すること

一分房拘禁者に對しては其者の身分其他諸般の關係を省察し看讀を許すこと

一雜居拘禁者に對しては個人の關係如何に拘らず可成本條を狹義に解釋し差許さざること

第二十號

一幼年四懲治人の授學教師は漸次師範學校を卒業せし者を雇入れ之か教育を擔當せしめ併せて一般囚人の教育を擔任せしむるの方針を採ること

第二十一號

一監獄則施行細則第九十二條中幼年囚懲治人の學科中体操は徒手体操に止むること

第二十二號

一十六歲以上二十歲未滿の未丁年囚は其素修如何を調査し必要と認めたる者は特に幼年者教育科程の全科又は一二科を教授すること

但日曜日等作業に妨けなき場合に限る

第二十三號

一在監人坐作の方法を左の如く一定すること

一四入懲治人は每日三回起床後(工場出役者は除く)と午食時后と就役時後とに於て各一時間許安坐を許し其他の時間に於て正坐せしめ刑事被告人は安坐を許す

但喫食時間及官吏に對し敬禮を行ひ若しくは會語を交ゆる場合は必ず正坐せしむるものとす

一前項の如く安坐を許す場合と雖も投足し横臥し又は袖縮ヶ捲り上け胸部を開く不行狀は之を嚴禁す

第二十四號

一監房常置器具の種類品目は左の如く一定する事

一水呑　一用水器　一睡壺　一便器　一小箒　一塵掃

一洗手盥　一雜巾

第二十五號

一在監人號令は概れ左記に依るものとす

號令標準

一整列點檢の場合

整列　右(左)に倣ひ整列せしむ

番號

禮

元へ

一喫飯の場合

喫飯　禮を爲さしめて喫飯せしむ

一工場禮式

氣を付け

禮

元へ

一入浴の場合
　入浴
　出浴
一行進の場合
　進め
　止れ

第二十六號

一典獄は在監人の敬禮に對し相當の禮を行ふへきこと

第二十七號

一監獄則第七條携帶乳兒滿一年に達し引取人なく若くは無籍の者は實て他の假定ありと雖も敎誨規則及行旅病人取扱規則に據るもの丶外は現行法定上市町村に引受の義務なきを以て更に法令の發布を希望する事
　但經費の手續に依る

第二十八號

一父母の年回命日には免役せしむるの途を開かれたき事
　但經費は別段の手續に依る

第二十九號

一在監人變死して犯罪に關係なきものは典獄に於て檢視し警察官の臨檢を要せざることゝするも
　但本條は從來主務者の指令あるを以て其臨檢を要せざることを更に一般に通牒方取計相成度旨出張官に請求す

第三十號

一女監取締給與品貸與品を左の如く一定すること

一冬羽織　一枚
一夏羽織　一枚
三衿　二枚
四合羽（頭巾附）　一枚
五短靴　二足
六呼子笛　一個
七手帖

第三十一號

一看守には各縣可成宿料を支給する方針を取ること
　但其額は一ヶ月壹圓以上とすること

第三十二號

一看守欠員の爲め俸給賃銀に殘金を生じたるときは現員に對して一人平均賃銀額を超過するも增給せしめ得ること

第三十三號

一監獄に於て編纂せる公報は之を交換し倘其公報には議議案議及司獄官會議の決議要領を登載すること

○協議事項

一監獄則施行細則第八十六條の規定に反し小包郵便又は通運便を以て多量の貨物を送付し來る場合の取扱振は如何
　各府縣廳宜處置すること
一監獄則施行細則第七條第二項に依り在監人の親屬故舊ヨリ領置貨物の下付を請ふ者ありたるときは其下付すへき貨額の標準は如何
　各府縣適宜處置すること
一施行細則第三十條監房內及工場に於て各自の席次を定むるは如何

　各府縣適宜にすること

○外國人處遇に關する協議事項

一外國人にして病氣危篤の場合には本邦內に居住の親屬若は故舊に通知するに止むること
一同上死亡者若は刑死者あるときは本邦內に居住の親屬に通知し之れなきときは本邦居住の故舊并原籍地の親族に通知すること但親屬へ通知の場合には遺留貨物受取方をも併せて通知し其回答を得て處分すること
一外國人監獄外の醫師に診察を受けんと請ふに當り外國醫師は日本政府の免狀若くは領事の證明を得たる者に限り之を許すこと
一外國人の領置表は規定の用紙を用ゐ本人に署名せしめ特に必要なるものに限り別に英文を以て記入し之を讀み聞かせ參考として添付し若し否署する能はさるときは代書せしむ此協合に於て理由を付記捺印すること
一名籍原簿身分帳に記すへき原籍地名及姓名は原文に假名を付し年齡記載方は紀元何年何月何日生（自國の紀元を用ゆ）當何年何月と記載し尙露層清層韓層を用ゆるものは其年月日を付記すること
一外國人身分表取調は住所あるものは其所轄警察署に定住なき者及艦船乘組員等は當初本邦を引致したる警察署に照會する等內地に於て調査し得へき程度に止むること
一外國人の入浴は一週間に一回以上とし其入浴時間は凡二十分とし倘本人の意見に依り每日冷水を以て身体に拭はしむる場合は一人一日三枚を給し運動は可成午前一回午後一回と定むること
一幼年者の敎育は本邦語を解する者は本邦人同樣に施行し其他は英語に依る本邦語又は英語を以て敎育し雖き者又は一定の敎育方法に依り難きものは書籍看讀を促し自修せしむること
一自費を以て監獄費以外の醫師の診察を受けんと請ふものあるときは領置金及確實なる保證ある者に限り之を許すこと
一書信用紙を左の如くす（書式畧す）
一接遇上緩房の設備なき監房は左圖の如き遮蔽を備付せす左圖の如き遮蔽を與へ之を兼用す
一監房內には左圖の如き卓子及腰掛を常置す
一表類は左圖の如く調製す
　但刑事被告人懲治人別房個置人は淺葱色囚人は綠色とし下穿袴幷襦下は白色とす
一立會官吏の解し得へからさる言語を以て接見せんと請ふものあり監獄に於て通譯人を指定する場合は其費用を即納するものに限り之を許可すること
一發受の書信は通譯人之を騐譯し本書に添付し檢閱を受け其騐譯書は身分帳に添綴すること

●於長崎縣九州各縣幷三池集治監山口縣典獄協議會決議事項

一本會は明治三十二年七月廿七月より長崎縣縣會議事堂に開設し翌廿八日を以て結了す
一本會には警察監獄監獄學校敎授山上義雄和田內務屬臨席す
一本會に出席の典獄氏名左の如し

三池集治監典獄　長屋又輔

長崎縣典獄　千石學
熊本縣典獄　坪井直彥
福岡縣典獄　河俣政幹
大分縣典獄　小野勇五郎
宮崎縣典獄　柿木原政澄
鹿兒島縣典獄　鈴木和介
沖繩縣典獄　佐藤元次郎
山口縣典獄　松島四郎
（佐賀縣典獄は赴任早々ニ付缺席）

○決議事項

第壹號　三邊集治監提出

第一項　獄則違犯者にして減食執行中數塵を貪與するとに一定する事

決　一定を要せず各縣適宜

第二項　關室の構造法標準を示されんとを其筋へ建議するとを出張官へ本會の希望を復命せられんとに決す

決

第三項　四人作業上眼鏡を必要とする場合は官費を以て購入貪與するとに一定するとを

決　原按の通り

但四人に於て所持するものは之を許す

第四項　雇授業手執務中病氣引込を爲したるとき出勤簿整理方を一定するとを

決　看守以下勤務時間牛數以上とす

第五項　授業手の服裝を一定着用せしめ雇も可成洋服な着用せしむるとを

決　原按の通

第六項　役業積の如何に拘はす板張工場に在りては數物を貪與するとに一定するとを

決　原按の通

第七項　死亡報告は診斷書を添へ一面に死亡の報告を爲すとに其筋へ建議するとを

撤回

第八項　新入囚の前科は檢事に於て取調監獄署へ通知するとに其筋へ建議するとを

撤回

第九項　監獄書記は總て看守長を兼務せしめ必す正裝を爲さしむるとに一定するとを

決　原按の通

第十項　在監人行狀勘賞及賞擧規程第一條第二號に該當する囚人にして各勘査期經過後賞表三個未滿の者にして行狀最も顯著にして他囚の龜鑑となるへき行爲あるものに對して隨次第四期及第五期に至るも賞表三個に及ふ迄之を付與するとに改正を其筋へ建議するとを

決　内務省出張官へ原按通り實行せらるゝ樣復命あらんとを望む

第十一項　購求食物の種類を一定するとを

決　廿七年九州各縣典獄會議決議の購求食物種類外麵包、バター、チース、ビスケット、牛乳、食鹽、コーヒー、紅茶、八種を加ふ

但摘者の滋養食物は醫師の指定に依る

第十二項　監獄衛生事業の發達を計るため每年一回監獄醫の協議會を開設しては如何

決　必要に應して開會のとき

但來年度は典獄會議と共に大分縣に於て開く

第十三項　監獄教誨事務の進歩を計る爲め每年一回教誨師の協議會を開設しては如何

決　必要に應して開會のとき

第十四項　看守欠勤なき者と雖も懲罰に處せられたるものは其度數の多寡に依り休暇日を減殺するとに一定しては如何

撤回

第十五項　官吏公務の爲め負傷其他疾病に罹りたる者に對し治療料を給與するに付ての各縣の取扱振如何

各縣の取扱振を聞くに止まり決議せす

第十六項　敎夫雜除夫其他科程を付し難き業種のものは其工錢の區別如何にすへき哉

決　技能に依り三等又は五等に區別す

區劃縣提出

第二號

第一項　在監人遵守事項は各縣一定にする必要あるか若し一定するとせは囚人及刑事被告人各別に規定する如何

撤回

第二項　囚人の動作時間は各縣一定する必要あるか如何

決　一定必要なし

第三項　刑事被告人の起臥時間を一定するの可否如何

決　各縣適宜

第四項　在監人食糧割合を各縣一定する事如何

決　三合、貳合七勺、貳合四勺、貳合、壹合五勺、壹合貳勺以上

第五項　作業科程は從來各縣大差なきものと思考せらるゝを以て其標準は現今の一二等を折衷し現定するの可否如何

決　一等乃至三等の内を以て定む

第六項　不具者及老幼者の科程を規定するや將た規定するとせは其科程外をなしたるものへは科程外の工錢を給與するや如何

撤回

第七項　監獄則第三十二條第四項を削るとあり然るに第三十八條中刑事被告人檢治人に差入の場合に於ては其條項尙ほ存置せり前後予盾する感あり各位の見解如何

内務省出張官曰く第三十八條は追て改正の見込なり

第八項　監獄則第三十八條末項は極めて曖昧に解釋し新聞雜誌等の差入にして學術の素養あり且つ名望あるもの、如きは除外とし其他の者へは感化上妨げあるものと見做し許可せさるとき數度各位の見解如何

決　原按の通

第九項　施行細則第四十七條但書に依れは再入者にして刑期一年以上經過し作業に勉勵するときは初入者の例に準するとを得るとあり右は科程了否を以て認定する乎如何

決　科程の了否に依て定むるものにあらす

第十項　大工業の如きものにして稼の科程を定め難きものは其物品に依り臨時科程を定め併せて科程外を爲したるものには其工錢を給與するとに致度各位の意見の如何

撤回

第三號　大分縣提出

第一項　女監取締授業手の休暇日數を左の如く一定せんと

一箇壹ヶ年皆勤のもの

一中ヶ年皆勤のもの

決　女監取締及授業手日數ハ看守の例に準じ一定すること

第四號　大分縣
佐賀縣提出

第一項　既決囚人檢罪發覺し裁判所の召喚に依り事件取調を受くる間は被告人として取扱ふ乎便宜囚人として取扱ふ乎

撤回

第二項　囚人處罰數十度に及ふも改過の情なきものは感化を誘發するの手段として罰を免除するの方法を設けるの可否

撤回

第三項　同房囚出獄後偽名を以て發信したる場合は絶對的示すとなすする乎將た害なしと認むるものは示す乎

決　前段の通

第五號

第一項　在監人の頭髮鬚髯は或特殊のもの若くは身分あるものを除くの外悉く短薙剃除することに一定すると

決　取扱方從前の通

第二項　在監人糧食の最下限を一定すると

前接に同事項あり議せず

第三項　在監人遵守事項を一定すると

前接に同事項あり議せず

第四項　物品の差入は出務時間内に限ることに一定すると

但特別の事情あるものは此限りにあらず

第五項　必要なしと認むる書信は本人披見濟燒棄却することに一定すると

但本人の承諾を要す

決　原按の通

第六項　不正不良改悛を妨くるものと認むる來信は悉く燒棄することに一定する事

決　原按の通

第七項　免役及休役の日數を作業表に記入方省略すると

決　原按の通

第八項　刑事被告人懲治人自辨に係る衣類臥具の種類品類を一定すると

決　原按の通

一衣類時服　一蒲團又は毛布

但メボン下股引類包含す　一帶、褌、毛巾

一枕　一足袋

一寢物　一用紙

一木櫛　一石鹼

一齒磨、楊枝　一合羽の類

一腹卷　一圖畫の類

第三號の二　大分縣提出

第一項　改正施行細則第六拾四條の体量は各個人に付六ヶ月毎に一回健康診察を兼ね之を行ふこと

決　原按の通

第六號　沖繩縣提出

第一項　各縣監獄に於て年々調製する統計表の登載事項并に其樣式を一定するの可否

決　原按一定を可とす

第二項　各縣に於て授業手に懲勞休暇を與ふの規定りや否若しなければ各縣聯合して一定の規定を設くるの可否

第三號按第一項に合併

第三項　在監人に對する號令法を各縣一定するの可否

決　三擧動に一定す

第四項　刑事被告人に使用を許すへき物品の限度を各縣大概れ一定するの可否

第五號按第八項に合併

第五項　在監人書信の封皮に發信者の肩書認め方を一定するの可否

決　一定の必要なし

第六項　明治廿五年大分縣に於て會議の節決定の監獄官吏稱呼法を改正するの可否

決　下官より上官に對し殿と稱す

但課僚より課長に對するも仝し

第七項　看守出務中病氣に罹り退署するものに對し其執務時間の幾分までを勤務又は欠勤とするか何れか一定したし

第一號第四項合併

第八項　獄務概則に違れば刑事被告人に對し敬禮せしむべき規定あり右は號令法に讓るか將た臨時に任するか其敬禮に對する答禮は如何何れか一定したし

決　前段隨意に任す
後段答禮の意を表するに定む

第九項　木工漆器の如き各種の物品を製造せるものは等一に科程を定め難き事情あり如何の方法に依るや

第二號按第八項に合併

第十項　女監取締教習の方法を定むると

決　目下方法を定め難し

第十一項　罰金を輕禁錮に換へたる者諸囚即違犯者入監の際裁判宣告書若しくは其拔抄を添附せず換刑命令書及執行指揮書のみ送付するを以て當時之れか罪質を知るに由なく照會往復等の手數を煩すと少からす九州各縣所在裁判所檢事の取扱振如何各縣亦入監の當時之を徵する書類の送付を受けさるに於ては宜しく此際知照して將來之を求むるとしては如何

決　原按の通

第十三項　改正監獄則及細則中將に主務大臣の認可を仰くへき事項にして將來認可を受け居るものは此際更に認可を仰かさるも差支なきか各縣の御見込如何

撤回　長崎縣提出

第七號

第一項　未決勾留中前刑の殘監親執行方檢事より指揮を受けたる末誰未決事件無罪となりし場合は如何の取扱を爲すや

決　各縣監親計算書を付せず解放す

第二項　人相の關内記載方の標準左記の通り一定せられんと

一　髮眉鬚髯は濃、淡、赤、白、半白、に區別すると

二　額は廣狹突出禿上りに區別すると

三　腮は尖短丸に區別すると

四　眼は大、中、小、上り目、下り目、二皮目、三角目、に區

剛するとき
五　鼻は高、低、大、中、小、平、に區別するとき
六　面色は淺黑、白、赤に區別するとき
決　原按の通
第三項　生年月日年齡何才と雖も其害するを一定せられんとを望む
決　滿年計算方に一定す
第四項　刑事被告人には答禮するを可とするや如何
決　第六號按第八項に合併
第五項　一个年一回以上體重を衡るに付其方法如何
第三號の二按第一項に合併
第六項　夏季中刑事被告人に團扇の使用を許すの可否
第五號按第八項に合併
第七項　幼年囚懲治人修學規則を一定するの可否
決　小學校の學科程度に依る
第四號の貳　佐賀縣提出
第一項　釋放時を異にし多數の被監視人を一人つゝ押送するときは警察署に集合するの弊あり是等は警察署と謀り商議し旅券其他の手續を迅速終了せしめ集合を防遏するの方法如何
決　原按の通
第二項　工錢給與中再入者とは刑法上の再犯に依らずして實際處罰せられ入監服役したる再犯以上の者とし尚ほ通算刑は初入として取扱ふや如何
決　原按の通
第三項　各監房と看守所間の報知器は全監房之を設備する要ありや又は構造の如何に依て必要なしと認むる個所は設備せざるも差支なきや各種接合如何
決　後段の通
第四項　賃表の繕着一定方如何
決　横に繕署するとに一定す
第五項　携帶乳兒年齡制限改正に依り施行前に乳養せし兒の處分法は如何
決　改正則に依り施行す
第六項　刑事被告人の教誨は居房に就き之を爲すや又教誨堂に於て施すや實際の利害如何
第七項　囚人監房の出入換身法を改正しては如何
撤回
第八項　科程は普通一人の働高を以て等一に定むるとあり其一人科程は從前の何等科程を以て定むるや
第二號第五項に合併
第九項　科程以下の者に就ては假に技能階級を設くるや否や
第一號案第十六項に合併
第十一項　土方米麥搗木挽炊夫運搬等には丸含食を給しては如何
決　原案の通
條十二項　控訴人等押送の際に用ゆる所の送致金品目錄の內所持品に係る數量文字は楷書を以て記し畧字を用ゐさる事に改められんとを望む
決　原案の通
第十三項　控訴人等押送の際所持金を本人と同時に送付せられさる縣に在ては本人發送後可成急速に所持金發送の手續を履行せられんとを望む

決　原案の通
第十四項　控訴人等送付の際添屬の送致金品目錄は押送狀と各別に作成せられんとを望む
決　原案の通
第十五項　情狀に依り狐則囚處罰の執行を猶豫する事
決　原案ノ通
第十六項　刑事被告人監內携有品制限を設くるの可否
決　實際模樣に依り適宜に施行す　長崎縣提出
第七號の二
第一項　重罪刑事被告人にして無資の者無資力控訴を申立てたる時之が無資力證明を爲すべき市町村長なき場合は上訴の道なし依て是等は他に便法を設けて上訴の道を與へらるゝ樣重罪控訴豫納金規則を改正せられんとを其筋へ建議する事
決　內務省出張官へ本會の希望を復命あらんとに決す

●於警視廳一府十一縣一集治監典獄會議記事

一本會は明治三十二年八月十四日開會同十六日終了
一會頭は多數の指名に依り藤澤警視廳典獄之に當る
一說明は小河監獄事務官上田內務屬を隨ひ番外席に就き之を爲す
一七月十四日開會に先立ち大久保監獄局長演說あり
一續て開會まで臨席す
一同十五日大浦警視總監臨席演說あり
一出席典獄左の如し

東京集治監典獄　若山茂雄
警視廳　典獄　藤澤正啓
同　永田直之丞
同　豐野胤珍
神奈川縣　典獄　有馬四郎助
新潟縣　典獄　本名瀨禮助
埼玉縣　典獄　早崎春香
群馬縣　典獄　杉野喜祐
千葉縣　典獄　富井明倫
茨城縣　典獄　野口讓造
栃木縣　典獄　佐藤光二
靜岡縣　典獄　森田重行
山梨縣　典獄　守田德正
長野縣　典獄　五十嵐小彌太

但し富山縣典獄は着せしも任地大火の報に接し歸任し始終欠席せり

○典獄聯合會議々事要領

一監獄則改正條項審議
說明は臨席內務省小河監獄事務官之をなす
第六條
說明　適法の文書とは欠席判決ありたる場合に於ける檢事の逮捕

獄押送狀令狀の謄本の如き又本年法律第六十八號外國船艦乘組員の逮捕留置に關する援助法に據り外人を監獄に留置すへき場合に於ける檢事の逮捕狀其他指揮書の如きものを包含し拘引狀は之に該當せさるも檢事正と典獄と協議の上一時收監せしむるも差支なかるへしと是等のものを收監したるときは其費用に警察費の支辨に屬すへしと而して其實費額は監獄の實費額に據りて可ならん其處遇に付ては一般刑事被告人と同一にて可なりと信す

議題　拘引狀を以て引致せられたるものは之を收監せしむへきや

決　收監を拒絕する方針とし事情止むを得さる場合に限り其求めに應すへし

第七條

說明　滿一年以上に至りたるものゝ處分方に付ては先年鹿兒島縣の伺に對する指令を以て依命通牒せしを以此通牒に準據し市町村長に引渡すを本体とするも嚮ろ此場合を利用し養育院免囚保護の如き慈善團体に引渡すの注意あるを要す且既に明治三十年一月廿七日附を以て地方局長より恤救規則適用上の件に付通牒したる次第もあり勞々府縣廳事に於て相當なる方法を講ずること必要なりと思考す

議題　滿一年未滿にて押送官吏の申報に據るへきか將又戶籍の書類に據るへきか戶籍不明のものは如何若し押送官吏生母共に一年未滿なりといふも監獄に於て一年以上と認めたるときは拒絕すへきか

決　押送官吏及生母の目供に據るへきも若し偽なることを確認したるときは斷然拒絕すへし

第十七條

說明　本條は罪質に付ては最も重きを置くへし「等」の文字には身分習慣行狀等を包含し各自の体力とは健康に應する樣指定するの注意を執らしむる主旨なり課するとは指定の意なり

第十八條

說明　第三項內務大臣の認可云々は差當り外國人に必要なるへく又內因にも其必要を見る事あるへし外國人の宗教上の祭日は免役せしむるも國祭日は包含せしめさる方針なり何となれは我國法に服從するものに其國祭日に免役するとせは爲めに刑の執行を滯弱ならしむへく其必要なきを信すればなり

議題　各宗教宗派の祭日は本省に於て調査の上一般に示されんことを本省の希望として申請する事

決　可

質疑　父母ならさるも情誼上父母に等しきものゝ喪に遭ひたるものを二日間位免役せしめ差支なきや

說明　法文上免役せしむることを得さるも教誨上必要の場合は教誨の結果として便宜一日位休役せしむるは嚮ろ感化上必要ならん

決議　本問の場合は一日間位教誨せしむること

第二十五條

說明　本條第二項は刑事訴訟法に依り證言の事に於て授受を禁し又は差押を爲さゝるものは典獄限り許否するも妨なしと司法省と協議決定せり

第二十六條

說明　一定のものを用ゐしむるとあるは在來のものを用しむる意味にして別義あるにあらす

第二十七條

議題　本條の種類品數を畫一定せんとす

決　地方長官の鑒定標準の差異及個人の關係等異動あるを以一定せさるに決す

第二十八條

說明　舊則は食糧を數段に分ちたるも改正の理由は專ら個人的に作業体質を參酌し平等を得せしめんとするに外ならす第二項は狀況に依り夢に代ふるに黍、稗、粟、或は下白米のみを給することを得るの意を含み又外因に對する處遇を讓想したるものなり而して注意すへきは其糧食の種類を變更するも現に定めたる米麥菜代の假格を超過せさらんこと是なり

第二十九條

說明　定役囚は從前の通則刑し紀律上殊に衛生上の點を參酌して勤行せんことを望む外國にては懲役禁錮の別に依り刑刑せる規定あるも我國にては之か區別をなすこと頗る困難なれは刑期の長短に依り之を決する方然らん外因は六月以上のものゝみを刑刑し內因は二月以上に渉るものは短難し二月以下は刑刑せさるも可ならん共に放免前には習酌を加ふるを要す殊に刑事被告人に在ては人相を變し裁判審理上關係あるへきを以て必要と認めたる場合は當該官の意見を問ふは必要のことゝりと信す女因に對しては從前の方法に從ふへきも眉毛の如きは地方の習慣等を參酌し剃否を決すへきものならん

第三十條

說明　教誨師の文字を創りたるも之は早晩特別法を以て定めらるゝならんと信す

第三十一條

說明　本條を改正するに方り二十歲未滿のものも教育の必要ありと認めたるも一部改正に止るより二十歲未滿者を加へさりしは遺憾なり然れとも若し必要と認めたる場合に於ては本條の規定を準用して適宜の活用あらんことを望む

議題　二十歲未滿のものに對し二時間以內教誨の名義を以て教育を施さんとす

決　可

第三十二條

說明　感化云々は講め其場合を定むること困難あるも從來許可したる以外の書籍と雖とも許すの方針に出たるなり高尙な紀行傳記等可なるへし小說にても高尙なるものに在りては許可するも差支なし新聞紙は往々感化紀律上共に差支あるものなれは可成許可せさる方針を執らんとす

第三十八條

說明　第二項を消さりしは刑事被告人に對し取締上殊に必要ありと認めたれはなり尤も差入は禁ずるも購求は其種類に依り事に害なしと認めたるものは差支なし法文を一讀せは懲治人に係るものも裁判官の檢閱を經るか如く解せらるゝなきにあらさるも是は典獄限り許否すへきものと解せられたし

第四十二條

說明　減食に付ては九合或は八合より三分の一若くは二分の一に

減するも其結果時に却て無定役囚常食に超ゆるか如きことなきにあらず故に食糧を定むるの標準として典獄の有する以上は六合を以て標準とし六合以上のものも六合に降下し二分若くは三分の一に減するも違法にあらさるへし從來の經驗に依れは八合九合のものを四合位の減食に止むるときは役業を休み勞動を厭ふの餘り放らに犯則するものなきにあらす是等のものを防かんとせは前記の方法を採ること必要ならんか且又藥も飯量と共に減すへきの趣旨なり

第四十八條

說明　監獄則には懲罰中と雖もの文字ありたるを削除したり是は從前往々見解を誤り區々に渉りたることあるを以て是等の弊を避けん爲且執行中にあらすと雖も其前後何時にても免することを得るの旨趣を明にしたるまり

一監獄則施行細則逐條審議

第二條

議題　通身檢査の際多少の時間裸体にせさるへからさるに依り寒中檢身所に暖を取るの方法を設けては如何

決　地方寒暖の差構造の異るに依り必しも其設備を要せさるへきを以て各府縣一定を要せす必要に依り適宜設備すへし

第三條

說明　第二條の要件とは大綱を示すに止まり第三條は細目を指したるものなり今般配付せられたる局長の通牒は一般の標準なれは地方に依り增減取捨せらるゝに差支なしと信す

第六條

說明　保存の假釋なしと認めたる等のものと雖とも人物の如何を分職業生活の度合等を斟酌し濫りに取捨つる等の非難を避くるを要す又本條長囚期とは大凡三年以上のものに適用せは可なんか

議題　長期囚を三年以上と一定しては如何

決　可

第八條

質義　獄務概則の書籍の表紙の合貼したるものは除去するの規定に據り是等は除くへきや

說明　概則は本則の發布に依り全部消滅したるものと解して可なり放に危險の虞なしと認めたるものは敢て差支なかるへし

第九條

說明　局通に女監取締二人以上あるは一人は高級者又は先任者の如き監督の資を有するものを加ふるの精神なり又女囚の檢身に付ては可成其德性を害せさるの注意あるを要す極端に失するの檢査の如きは偶々羞恥心の發達を害し墮落の感念を起さしむることあり累犯者の如きは兎も角初犯者は可成極端の檢査は之を避けしむるの精神なり又小監獄にて女監取締二人なき場合は人物の如何に依り萬々必要ある場合に於ては之か監督として看守長立會するも可ならん

第十一條

說明　氏名相貌云々の規定は甲乙相謀り所謂身替りすることを防くの必要手段なり各監獄名籍原簿の記載方不完全にして其用なきもの多きを見る是等は嚴勵して愼重に記載せしむへきなり

第十三條

決議　一般に時を異にするの注意は勿論なるも被監禁人多數の場合には到底行はれ難きを以て適用せす單純なる釋放者にのみ行はん

尙本條文の如き注意は司獄官吏の頭腦に存するを以て放らに法文の規定を要せさるに依り機あらば削除せられんことを望むき決議し內務當局者の參考に資せり

第三十條

質疑　席次指定の方法は一定不動とするか將た時日を限り循環せしむるや又は行狀により斟酌するか各縣の取扱如何

神奈川集治監房は收監番號順とし工場は列順とし一定不動轉換せしめす

第三十一條

說明　報知機の設備は急病其他非常の出來事を報知せしめ機宜に應するの手段を執ること必要なるを以て相當の設備を勵行するを緊肝なり

第三十七條

質疑　習熟期限即ち說明書に所謂三ケ月を經なば尙未熟のものと雖も等一の科程を課すへきや

說明　然り業種に依り習熟の難易あるへきも大凡三ケ月の標準期間を以て律せんとす然れとも實際役業の種類により斟酌するは止むを得さる事と思料す

質疑　科程を定むる標準は如何にすへきや

說明　目下調査中に屬す本件は重要なる問案なるを以て各府縣目下施行中に係るものに徵し又汎く外國の事例をも參酌し其標準を定めんとす

議題　業種に依り三ケ月にては到底習熟を期し難し故に各業各部に其習熟期限を査定せんとす

決　習熟期間は大凡三ケ月を標準とし特殊のものに付ては各府縣の伸縮に任す

本條第二項但書老幼者等の定量は之を三等に區分し各等の差を四分の一とし而して其定量外の働きをなしたるものに付ては各府縣錢を給するや否とは個人の關係を斟酌して之を決すへし

第三十九條

質疑　外役の範圍如何

說明　監獄擔外に於ける作業は總て外役とするは勿論嚴格に解釋すれば工場外の擔內に於て就役掃除夫の如きも外役と稱すへきものなれは擔外に出つる一步なるも本則の規定によるの注意を要す

第四十四條

說明　本條に關し香川縣の請訓あり即ち

業種若くは事情に依り本人の請願により服役時間を延長し其延長時間の働高に對して科程外工錢を與へ差支なきやの伺に對し差支なき旨指令ぜり

現役百日以內の定役囚情願に依り本條時間外の就業をなしたる場合は科程外を給すへきやの伺に對し豐に刑法上百日以內に工錢を給せらるへきにあらさるを以て給與の限りにあらすと指令ぜり

第四十六條

說明　工錢は等級を付する方針なり何となれは科程と同一に工錢を等一とせは自然の結果製品の粗造を免かれさればなり

議題　等級を付するの必要ありと認めたる幾種に限り三等の級を設けんとす

決　可

第五十五條

議題　函具を嵌子付合羽となし一定に設けんとす

決　可成之が設備をなすへし

第五十八條

說明　行狀方正なる條件は許可の嵌子にして作業の勉勵の如きは寧ろ其從たるものなり而して其適用に付ては分房禁居共通のものとす且行狀方正とは懲罰の有無に依て決せらるへきものにあらす懲罰あるも犯狀に依り方正とするを妨けさるなり

質疑　貯蓄工錢二圓のもの購求の結果二圓以下なるも差支なかるへきや

說明　敢て差支なきも可成其限度に適應すへき注意あるを要す

第六十五條

說明　蒸滊云々とあるは草案には蒸蒸とありたるも衛生當局者に於て蒸蒸は古き方法にて除害の効なしとして修正したり又虫害は殺菌をも含むものとす

第七十一條

質疑　傳染病者の看護は雇看護人を雇入るゝの方法なりしを除きたるは如何

說明　普通人を雇入るるも差支なし然れとも可成囚人中其心得あるものを充用する方可ならん而して囚人の場合に在りては本人の承諾を要すへく且事後の徵證として書面を徵し置くの注意あるを要す

第七十七條

質疑　外國人有籍者の貨物は領事に引渡し可なるや其無籍は如何

說明　有籍者は當然領事に引渡し無籍者は領事と協議の上引渡せは可なるへし

第九十二條

質疑　幼年者中既に中學の教育を受けたるものも亦本條の程度に據るへきや

說明　本條は普通の場合を豫想せるものなれば本間の場合の如きは其既に受けたる教育の程度に適應すへき學科を授くへきなり

誘掖而導之敎之常也警戒而喩之敎之時也躬行而率之敎之本也不言而化之敎之神也抑而揚之激而進之敎之權而變也敎亦多術矣

監獄茶話會

（於東京神田青年會館）

○監獄茶話會

本月十六日（土曜日）は時恰も警察監獄學校入學生徒出京の期に際し我監獄協會之か催主となり監獄茶話會を例の通東京神田美土代町青年會館大講堂に於て開催せり、當日は豫て出京せられたる監獄科生徒は勿論近縣監獄署に通知を發し置きし事とて出京匆々の各生徒諸君は旅中の疲勞をも厭はす貴來せられたるは予輩の厚く深謝する所なり、而して當日來臨の主もなるは大久保監獄局長を首とし小河監獄事務官以下局僚總員並ひに窪田內務省參事官山上、留岡兩敎授若山東京集治監、畑宮城集治監、藤澤、永田、豐野三警視廳、有馬神奈川、筒井千葉、早崎埼玉等各典獄並警視廳、東京集治監、神奈川、千葉、埼玉各監獄署員等無量二百餘名にして午後二時を報するや藤澤警視廳第四部長は監獄協會を代表し一場の挨拶を爲し之れに引續き大津千葉縣監獄敎誨師、有馬神奈川縣典獄、畑宮城集治監典獄、若山東京集治監典獄、窪田參事官、大久保監獄局長等順次有益なる講筵あり終て閉會を告けたるは正に午后五時夕陽西山に舂くの頃にして當日は監獄協會より來會者に茶菓を供したり、而して當日各講筵の速記は左の如し

付監獄茶話會は元來我監獄當局者か相互に實務上の研究を爲すへき好個の機關にして殊に自今全國府縣の當局者たる生徒諸君か出京中なるを以て每月之を開催し斯道改良の爲め廣く實務家の意見を研究に資するの目的なるを以て別項監獄局長講筵中にある如く尚も高見を懷抱せらるゝ諸君は本會に出席講話せられ互に切磋琢磨し以て研究を盡されんことを切望す我協會雜誌亦之を地方の會員諸君に報道するを怠らざるへし矣

●藤澤警視廳典獄挨拶

本協會役員に代つて私より御挨拶を申上げます、此度各縣より警察監獄學校の方へ御入校の方が昨今御着京になりましたから、それを機會として協會で茶話會を開いたらば宜からうといふことの話合ひになな

りまして今日開くことになつたのでございます、皆様は御旅中の御疲れもございませうに御厭いなく御出て下さつたのは我々一同誠に滿足致すことでございます、今日は千葉縣の教誨師の方が御話があり續いて他の典獄諸君或は内務省衛生局の窪田君あたりから御話下さることでございます、一言私より御挨拶致します、

●第一席大津隆岳君

（摘記）

君は死刑者の教誨に就て縷々數千言種々の實例を擧けて熱心に論せらる、而して其大要は死刑者に教誨を施こすは無要なりとの議論ありと雖も予は殊に死刑者には教誨の必要を認むるものなりとて、君か從來千葉縣に於て實施し來りたる死刑者に教誨を施こしたる成績即臨終に際し安心立命、神思自若として刑場に上ほりたる實例二三に就き詳細に講述せられ最後に各地方の實例並當局諸君の高見を聞かんことを欲する旨趣を詳細に述へ壇を降れり

●第二席有馬神奈川縣典獄

謹て上げます私は今度監獄學校を開かれまするに就きまして自分自らが學校の生徒になつた、斯う云ふ考に定めまして色々考へて見ますればどう云ふ感想が浮むかと申しまするとどうも是迄自分の身の上を熟々考へて見まするに若い時分からして此學事と云ふことには不幸にして學校に於て完全に學問と云ふことをしたことがない、至て無器用の者であるからして比較的に此學問の事を利用する所の少くない職務を撰んで其結果即ち此監獄と云ふ所の職務を撰んだのである、若も自分が學事に長ずる所の才があつて人並に出來たならば必ず今日の様な位地を撰ばなかつのので相當の教育を受けて一廉の働を爲す外かの職務を撰んだのであらうと考へる、さう云ふ經歴を有して居る身の上であるから此際學校に這入つて若い自分の心持になつて先生より講義を聽くことは如何にも一寸むつかしいことで其成功の程も自ら確信が付き難い、斯う考へました、併し又一方より考へまするに志はどうも今日の如き盛運の世に於て山々ではあるけれども何分自分の身の廻りの繫累を考へて見ると小供は澤山居り生活の上に於ては充分に屆かず職務は朝から晩まで多忙にして精力は殆と消費盡さなければならぬと云ふ劇務に服して居る身體で既に自分の肉體も又此精神上の望みも此劇務の爲

めに取り去られて仕舞つて其餘力を以て學事に身を委ねると云ふ樣なことは思ひも及ばぬことで甚だこの學校と云ふことなどは是からの生涯は困難である斯う思ひました、又今一つには斯う云ふ考を起しました、今日までの監獄と云ふものは世の風潮に伴ふて實に長足の進歩を爲して來たのである是が四、五年前の監獄であつたならば又歐米に及ばぬ所も澤山あるので學校などと云ふ樣な騒ぎをする必要があつたかも知れぬが最早今日は學問の上からも又實際の上からも左程歐米の監獄に比して劣る所はない樣に感ぜられます況んや吾々には上に典獄と云ふものを戴いて居つて其典獄の手足となつて働く者であるから一の器械である所謂犬馬の勞に服するのである、唯規律の下其指揮命令に依て働けばそれで足るのである何ぞ今から辛苦艱難して先生の講義を聽くなぞと必要はないではないか斯う云ふ考も起しました、それで以上の理由があるからして或は斯る理屈あるにも拘はらず政府は何れの必要あつて此巨額の費用を出して今日になつて外國人を雇入れざるも強て差支なかるべしと雖も或は他の意味に於て必要のあるにはあらざるか斯う云ふ疑が起る、諸君は如何でございませうか私が一寸位地を代へて感想に浮みました ことは左樣な感想であります、之は誠に諸君の前に立つては汚らはしいことであつて非常に隔絶して居ることを今申述べる樣でありますが私が一寸考へて見ると其通りである、それから段々と考へて果してさう云ふものであるか頗る是は考慮を要するものであると思ひましたから退いて自分の智惠のある限り考へました が其結果として私は斯う云ふ事を發明と云ふては可笑しいが思ひ果すことが出來た、思ひ果したのではない斯くせざるを得ぬと確信ずるに至つた、それは何んであるかと申しまると一体人間の教育と云ふものは日本の習慣で申しますると小供の時分からして青年の時の仕事であつて既に世間に出た以上は教育は無用の長物であつて一向必要はない、それで小學校を卒業するならば中學校今度は進んで大學を卒業して相當の地位を得た以上は最早それで一方事終れり人間の仕事はそれで終つて仕舞つて外かに不足のないものである斯う云ふことがどうも世間一般の考ではなかつたかと思はれる、併し今日廣く世界に眼を放つて見まするとも文明國として唱へら

れる所の有樣はどうてあるかと云ふと、さう云ふ樣に人間の生涯を極く簡單に見ることはして居らぬ樣である既に今日は段々さう云ふ弊害を喝破しまして種々辯論をした書物も澤山あることでありますから我々が今更喋々を俟たぬことでありませう、けれども教育と云ふものは人間が生れ出まして死ぬるまで即ち棺を蓋ふまでは決して廢することの出來ないものである、斯の如く人間の運命は進歩と云ふ所に運命を有して居るから決して教育と云ふことは幼時に限られたものではないと云ふことを發見した、又日本の習慣より申しますると種々の繋累と云ふことが身に重つて來ると最早何ぼ志はあつても到底成功することの出來ぬ事柄であるからさう云ふ空論を慢かぬ、斯う云ふ一種の考もありまするけれども、それは大に事實を誤つたものであつて如何に自分は年が長けたにせよ又如何に繁忙の職に就いて居るにせよ唯一に其人の心掛如何に依て、言葉を換へて申しますれば眞に其必要を了解して熱心是に臨むと云ふ所の熱度の如何に依りましては人間の力は實に驚くべき程進歩すると云ふことは私は認めます、それは私が今爰で事例を擧げて御話せぬでも諸君は御承知と思ひますが、先つ此頃世間で著しき一二を捉へて申しますれば少しく古るめかしうはありますが小野道風と云ふ人は諸君御承知の通り顏る年長けてから蛙の有樣を見て志を起したと云ふことがある、さうして其人はどうであるかと云ふと實に世に名高い能書家となつたと云ふ美談もあります、又歐米各國の例に就て考へましたならば隨分彼の名高い所のソクラテスな爺と云ふ人はもう殆ど死に際にはになつて音樂を稽古して有名なる音樂に上達したる所の人になつたと云ふ例もありまするし其外政治上の話に聞きますると七十なり八十なりさう云ふ老年になりましてから學問をしまして外國の言葉が能く分る樣になる其他技藝の上に就て志想の上に就て非常なる發達を爲して世間の耳目に留つたと云ふことは數多いことでありませうかと思ひます斯の如きことでありますれば我々が志を立てると云ふことは今日は晩い明日は晩いと云ふことはない常に志を立てることは晩くないと云ふ事實を確言することが出來るであらうと思ひます

又其次には今我國の監獄と云ふものが從來の面目を改めて非常に發達をして既に今日は歐米に比して劣る所はないと云ふ觀念でありまして、是も多少の事實のないことでもありませぬ、それは非常に進歩して居ることではありませうけれども進歩の上に於て負誇心程害の多いものはないと認めます御承知の通り話が少しく大きい樣であるが我國が今日の文明を來たしたる所以は何んであるかと申しまするに幸にして維新前後、彼の時分の種々の形跡に就て考へて見ると島津耆彬と云ふ樣な賢明なる人があり或は横井小楠と云ふ樣な人もあり其外吉田松陰と云ふ樣な人もあり又近くは老西鄕或は大久保甲東と云ふ樣な先生達がありまして此人達が世界的に此一般の風潮を感發する明かあつた爲めに非常な改革主義を唱へまして唯我獨尊と云ふ樣な感念を脫して或は彼の長を取つて我れの短を補ふと云ふ題目の上に主張した人もあり或は天下の道は天下の道で先に取つたが我々の道とし或は横井小楠の如き天下の人心を導いた人もありまず其外色々ありますが大久保甲東の如きは遷都の大建白をしまして夫れが爲めに非常に面目を改めたる所の志想を日本人の上に受けたと云ふ事實も日頃聞く所のものでありますがさう云ふ樣な人があつた爲めに今日の文明を見るを得ると云ふことを考へ來ましたならば我々が今日に於きまして實に唯我獨尊と云ふ負誇の心を先以て打破して仕舞つて世界共通日新の眞理を探ることは我國を思ふ者は一日も忘れてはならぬことであらうと考へます又我々は器械の如きものであり典獄は手足の如きものであつて何も外かに理屈を知らなくても宜い、簡單に申しますればさう云ふ考でございますが、是も一寸考へて見ますると事實の樣ではあるけれども併し我々が此從事致しまする監獄事業の上に就て決して斯の如き簡單のものては滿足することは出來ぬことは分かるそれは申ますまでもなく先達の學者先生より諸君も聞いて居られることもあらうと考へますが監獄の事業は心の事業であつて到底普通事業と同一視することは出來ぬ事業である斯の如き事業でありますれば即ち成効と云ふことが何時も此司獄官の意思に存しなかつたならば恰も鸚鵡が人の言葉を眞似或は猿が冠を着て人長似をすると一般で決して此神聖なる成効ある所の人心を左右する監獄事業の上に成効を期することの出來ぬは明かであらうと思ひます或人は唯今日は法治國法治國と申しまして何んでも世の中は法律である法律さへあれば天下泰平で何事

でも成就されぬことはないと云ふて實に物質的と申しませうか或は利益的と申しませうか無謀と申しませうか實に冷めたい所の頭で目に見へる所のものより此世の中で用を爲すことが出來ぬと云ふ志想が隨分ないでもない樣に思はれます、夫等の爲めに或は誤つて監獄の事業も何んでも法律づくめで理屈を數へると云ふことをすれば甘く成功すると云ふ樣な或は世間に考をして居る人があるかも知れぬが、實に此度の學校は此秋に於きまして實に其迷夢を醒すべき時ではあるまいかと考を起しました監獄の仕事は斯の如き冷靜なる志想でございますれば我々決して唯命令の下に無意味に働くと云ふことでは到底用を爲すと云ふことは出來ぬことは喋々を俟たぬで明かであらうと思ひますが、夫故に今日學校を開かれる所以は其大略を辨することが出來る決して無用の仕事ではないと云ふことが發見せらるゝのであります以上の段々考へ直したる理由に依りまして考へますると今日政府が是丈の費用を投し多くの人を集めて長い日月を與へて充分に練習せしめらるゝことは我國の監獄事業の上に就ては頗る稱贊しなければならぬことであると必要的の事業であると云ふことを斷言するに何人も憚からぬ所であらうと考へます今少し補足しなければならぬことは既に理屈ばかりで監獄の仕事は出來ないと云ふことは諸君も御異論はないことゝ確信致しますが成程或人の言つた如く道理と云ふものは恰も船の帆であつてこれに風が加はらなかつたら何の用も爲さぬ少しも動かぬ即ち動力たるものは風であると云ふことを申しましたが監獄に於ても私はさふ思ひます一の動力が必要である即ち成効なる所の風がないと一般だからどうしても此學校を開いて種々の理屈を數授達が諸君に向て熱誠を以て敎へられ眞に其理由を道理を盡して諸君に充分に授けられましたならば一の趣味が出來る此趣味と云ふものが出來て初めて其所に自分の動力が出來る譯になることであらうと私は考へます、若も爰に趣味が出來なかつた日に於ては前に述べました成効もなければ風力もない實に無意味のものに終つて仕舞ふことを甚だ私は恐るゝのでありますが今日は段々諸君が御經驗の結果どうしても此監獄の仕事を解釋する最後の斷案は外かにない唯其人の熱心次第と云ふことより外かに解釋することは出來ぬと云ふことは恐らく何人も異議を入れることは出來ぬと確信致し

ますがどうか今日諸君に向て望みまする所は趣味と云ふことを感する樣に自ら努めることは必要であらう是を暫く例を取つてもをしますれば恰も骨董好きの人が骨董を愛する如く植木屋が植木を愛する如く其事を世間の人は是を道樂と申しますが實に其道を樂しむのである其道を樂しむと云ふことの內には我々が形ちを以て斯く云ふものであるから其人が好むのである斯う云ふ利益があるから是を好むと云ふ言葉を以て解釋することは出來ないどうしても解き明すことの出來ない誠に幽玄なる心力があつて發作するが道樂と云ふのであらうと思ひますが學校に於ても唯理屈を知る而已ならず熱心なる精神實意を以て諸君に向て敎へられるのでありますから私共の心配するまでもなく修得さるゝ事は確信致しますが又諸君御自身に於ても此邊の事は御請究がないと或は千慮の一失で遺憾を感する樣なことがありますから是は婆心ながら一言するのであります

最後に私は申上げたいことは其學問をするに就ての第一の心得としては先以て若い時分に歸へらうと云ふことが一番必要であらうと思ひます、前にも申しまする樣にもう年も取つて居るし甚だ精力を消費し盡して居るから困難であると云ふ御考があるかは知りませぬけれども併し此六ヶ月と云ふ時期をあなた方が御過しなさるには先以て覺悟しなければならぬことは若い時分に返へると云ふことが何よりも先立たなければならぬ言葉を換へて申せば一切の情緣を絕たなければならぬ、誠に自分の頭を冷靜たる所の玻璃鏡の如くにして凡ての物が充分是に寫つて居ると云ふことを自分から考へてやらなければならぬ、申すまでもなく此情緣を絕つことは種々樣々ございますが此言葉の內に私が色々解釋しないでも種々樣々の事が含んで居る情緣を絕つことが何事でも學ぶことに精しくなる秘訣である此事なくんば決して其事業に精通することは出來ぬと確言致します、で斯う云ふ話がある今東京に居る或能書家が其人が自分の弟子を選む時はどうするかと思しまするとまづ素人の考から申しますると充分立ちの善い者を選んで弟子として仕立てるが普通でありますが私の申しまする能書家は大に違ふ最も無器用なる才子でない者を取るどう云ふ譯かと云ふと才子と云ふ者は世間で謠ふ如く十歲で神童十五歲で才子廿歲過ぐれば並の人で是は實際を謠ふたる言葉で我々鑑みなければな

らぬがさう云ふ云ふことであるから茲に見る所あつて自分は實にこつ〳〵として牛歩の如く其撓みなく進み粘着力ある不器用なる人から取ると云ふことは實に卓見であると考へる必ずさう云ふ人は成効する其無器用なる無才子なる者は何が故に成効するかと申すと今申しますまする様に一切の情縁を去つて仕舞つて其事柄に熱注するから其所に至らうと思ふ私が若諸君と共に位地を換へて學生たることを得ますれば其無器用なる者の一人に加はるのでありまして、幸に其無器用なる者と同様に最後に好き運命を占めることが出來たら幸でありますが若も諸君が同様であるならば最後には大成する御方であると云ふことを確信する兎に角自分が凡ての情縁を絶つて仕舞ふことが必要であろうと考へます其内には自分の誕生を愼みまして決して暴飲暴食をせぬことも素より必要でありますが充分御覺悟を以て掛らなかつたら今日は實に我が監獄事業又諸君の生涯の上から申しましても一刻千金とも申すべき時期でもございまして吾々諸君と共に此道を共にする者は雀躍に堪へぬのであります前途春の如くである、それから筆記でございます此筆記の事に就ては諸君が見らるゝ所あつて吾々無經驗の者が申すも如何はしくありますが是は一種の特別なる技倆であつて何人でも速記をすることは出來能はさる所のものでございます私の聞く所では今日の學科は一週の内三十時間とか云ふ様な隨分重きを課せられて居る様に思ひます果してさう云ふことならば尚更である此筆記の爲めに始終諸君が精神の過半を費やされることゝなりまするとと自分に受入れる所の肝腎の所は御留守になつて筆記にばかり熱注して仕舞ふと夬ば徒勞になつて仕舞ひはせぬかと云ふことを憂へます、それで是は私の餘計な事か知らぬが此際に於て必要なる事は講義者の眞の骨子を見て取ると云ふことに御工風あるが必要である此骨子さへ逃さぬで控へることが出來ましたならば其間の事は後とからでも結付けが出來るからどうか骨子丈を逃さぬ様に置くことが諸君の爲めに有益ではないかと思付きましたそれと同時に教授の方々は素より諸君に非常に同情をせられ諸君の是迄の境遇を察知せられますから諸君の便利の様に出來得る丈はされませうがどうか今あなた方に注意申上ると同様に教授方が是が骨子だと云ふことを看破され得る様に教授の際に氣を付けて筆記される様に致

したことならば勞は夬ばにして功は非常なものであらうと確信致します大變長くなりましたが終りに諸君に謝しまするは誠に不辯を弄して諸君に御迷惑を掛けましたがそれにも拘はらず諸君は此不束なる事を能く御聽き下さつたことを謝します（拍手）

●第三席畑宮城縣集治監典獄

私の今日御話を致しまする問題は監獄に物理學の應用を進めたいと云ふ希望を御話をしたいと思ふのでございます、

實は今日私はこちらに參りまして先刻内務省に出まして今日の御會合のあることを内務省で始めて伺つた次第でございまして、幸のことでございますから私も列席致しました、所が今日は典獄諸君が演說せらるゝのであるから御前も何か話をしなければならぬと云ふやうに申されましたが、實はさう云ふ急な場合でございますなら何の腹案もございませぬ、ほんの迹に考へ起しましたことを御話するやうなことでございますから、甚だ諸君の御耳に入れまするやうな事柄も出來ませぬので、詰り諸君は何れも實務に御經驗のある御方で苦勞人の御方であるから其御方に御話しまするとことは頗る私は困難に思ひます、唯眞の責を塞ぐ爲めに一言御話致すことでございますから、宜しくどうぞ御清聽を願ひたいのでございます、

今日の監獄に物理學はどれだけ應用せられてあるかと云ふことに付て私は常に考へて居ることがございます、監獄以外の社會の有樣は學術上の進歩の爲めに種々なる物理學の研究の結果として種々なる應用が出來て居りますそれにも拘はらず監獄の門を一歩這入りまするとと、此理學上の應用と云ふものは甚だ少いやうに考へます、

是は除事を御話するには及びませぬ、私の預つて居りまする所の宮城集治監の御話をすれば一番御參考にならうと考へまするが、宮城集治監の監房の建物は御承知の通り二階建でございまして、米國の「フラデルフヒヤ」の模造監獄だと云ふことを聞いて居ります、房數は上下で三百四十四ございます、上も下も房數は同じでございますから其半數即ち百七十二ございます、それだけの二階に毎日三度の食物を運搬しまするとと、それから監房に備付けたる飲用水、便器其他の物を毎日揚げ卸ろしまするとと、此等は多數の囚人を使ひましてからにさうして、天秤棒

を擔ぎまして階子段を一人づゝ上つて行くのでございます、しまするから湯を醫したり水を醫したり或は味噌汁などを柱に打附けて醫したり、中には便器を醫すことでもございます、非常な不便を見て居りまして、さうして其不便を毎日々々見て居るにも拘らず一向此上げ下げをする所の便利な學理上の器械を用ふると云ふやうな話もございませぬ、外國のことは私は知りませぬけれども高い所に物を上げるには定めし相當な學理上の應用のある道具を以て必ず上げ下げをして居るのであらう、北海道の製糖會社は二階造になつて居りますが、其處で物品を下から上に揚げまするには何と申す器械ですか、自動昇降器とでも申しますか、重力のある物を其處に載せますれば自然に上つて行くやうな裝置になつて居ります、如何なる重味の物でも一向骨折らず一人が下に居て其上に物を載せ他の一人が上で受取ると云ふやうな簡單な仕懸でやつて居ります、此等も物理學の應用で、監獄内に之を用ひましたならば定めて今日のやうな不便は見ない、見ないのみならず多數の囚人を無益に使用すると云ふことがなくて濟むであらう、成るべく私の考には囚人は不生產的に多く使ひたくない、成るべく生產的に使つてさうして彼等にも相當な職業を與へて、監獄が作業を與ふる所の目的を何處までも多くに及ぼしたいと云ふ私は考をして居ります、下から二階まで運搬を五年やつても七年やつても社會には利益を爲しませぬ、唯身體が强壯になります從て誠に不便であります、

それから炊事場に行て見ますと飯を焚く竈、是も私の方には一二箇所學理を應用した竈がございますが、まだ應用の出來ぬ竈では薪を一貫目も焚いてさうして漸く二百目か三百目ぬ焚いた位しか効能がなく、其火が半ば外に出て仕舞ふと云ふやうな古い昔風のやり方をやつて居ります、

それから燈火はどうかと云ふと種油の燈火を點けて居る、其行燈は「ガラス」を用ひて居りますから紙を貼つた行燈より幾らか進歩をして居りますけれども兎に角種油の燈火でございますから燈火と云ふ名ばかりで少しも燈火の效能を爲して居らぬ

其他工場に參りまして彼等の使つて居る器械の如きものも一つとして學理を應用たし器械を使つて居ると云ふやうなことはないのでございます、此等の爲めに一つの仕事をするのに五人も七人も囚徒を使つ

てやつて居るやうな有樣でございます、此學理上の應用が今少し監獄に進みましたならば彼等を不生產的に使はずして生產的に使ふと云ふ利益もありませうし、從て監獄の收入も增すと云ふ方にも自然關係して參りませうと私は考へて居ります、斯く申しますと何か私は理學的の心得でもあるやうでございますけれども、私は少しもさう云ふ素養は持ちませぬ、併ながら社會が物理化學と云ふものがどれだけの働をして我々人類にどれだけの利益を與へて居るかと云ふことは自分の眼に見へるだけは知て居ります、是は私ばかりでありませぬ社會の人は皆見へるであらうと思ひます、一寸例へて見ますれば仙臺から此處までは哩數にしますると二百二十幾らあるさうでございます、それを僅々十二時間で私の身體を此處に運搬しましたのは何の力で運搬したのであるかと申しまするとも、申すまでもなく物理學が私の身體を東京へ十二時間で運搬して呉れたと私は思ひます、其他電信なり電話なり交通上の事柄に就て社會には非常に物理學が行はれて居るのであります、

それのみならず私は今日東京の町を步行きまして鐵管を埋めて居る所の人夫の働いた迹をちよつと見ました、どう云ふ働をして居るかと云ふと、其教育も何にもない所の土方見たやうな人間が皆學理上に做つて居る仕事をして居るのを見て感じました、即ち唯今の社會は此の如き有樣であるから我々の預つて居る囚人にも此の如き知識を與へてやらなければならぬと云ふやうな感じを起しました、私共の預つて居りまする所の囚人は御承知の通り皆長期刑でございますから誠に長いのでございます、それを監獄内には學理上の應用と云ふことを少しもやりませぬであつたならば他日此者を社會に出して見ましたならば誠に世間に用を爲さない人間になつて仕舞ふのであらう、さうすると監獄は社會に通用すべき所の人間を預つてそれが爲めに不具にして監獄外に出さなければならぬと云ふことに至りはしまいかと云ふことを私は心配して居ります、所がなぜ今日まで監獄内に學理上の應用が十分にないかと申しまするとも、或は金が掛るから出來ないとか樣々な事情もございませうが決して學理を應用すると云ふことは贅澤でも何でもないのであります、是は世の進歩に伴つて我々が今日自分の自宅に於て行燈を廢して洋燈を用ふること、其他衣食住總ての事柄が矢張社會に伴つ

て參らねばならぬのであります、唯り監獄はどうしても天保時代に行はれたのを其儘行はねばならぬと云ふ道理は決してあるまいと私は考へる、或は若し斯う云うことではあるまいかとも私は考へる、私が北海道に居りました時分に北海道の札幌監獄に、今でもございませうが米國に注文しまして農業器械を買ひました、それはどふ云ふ器械かと申しますると、畑を耕す器械、土を碎く器械、種を蒔く器械、苅る器械、それから苅つて乾したものを集めて家に持て參ると云ふやうな器械、皆馬力でやります、それは今日では空知分監にも樺戸分監にも釧路分監にもある筈でございます、所が私に或る人が申しますのに監獄内には囚人が澤山居るのであるから斯ふ云ふ便利な器械は用ひぬ方が宜からうと思ふ、餘り便利な器械を用ふると詰り囚人を懲戒する法の趣旨が立たぬではないか、さう云ふ話を私が受けました、私は別に答辯にも困りましたから笑つて濟しましたけれども、其言ふ人の心は或は囚人には餘り便利な器械を與へて、事が易々と出來るやうなことでは苦みがないからして成るべく不便なやうにして、さうして苦しいと云ふ方の感念を與ふる方が監獄の方針に副ふのである、斯う云ふ趣意であらうと思ふ、さうしますと極端な言葉で申しますると、成るべく囚人に與へまする道具は……鋸などゝも成るたけ切れないやうな、鑿でも斧でも成るたけ砥石を與へないやうにして、社會に居た時分は仕事も易々出來たけれども監獄の方ではそれに反するやうな方針を取るやうにすると云ふのではあるまいかと考へたことがあります、是は餘程古いことでございます、若しそんなことで誤解をすると云ふことでありますれば或は寧ろ生産的の職業を與へずしてから唯苦役と云ふことを目的にすれば宜い、兎に角是は古い頭であると私は考へて居りました、斯う云ふことで餘り便利な者を監獄に用うるのは悪いなどと云ふならば途方もない考と思ひます、決して今日の輿論にはさう云ふことはあるまいと私は信じまする、そこで成るべく監獄内に於きましても出來得る限りは此文明國に行はれまする所の總ての設備に學理を應用するやうに致しましたならば囚人に新知識を與へます所の便宜にもならうと思ふ、それから作業に致しましても何處の監獄でございましたか「ダライバン」を使つて居る監獄を見ました、「ダライバン」も日本

風のもので二人懸つて仕事をして居るのを見たのでございます、今日は「ダライバン」は一人で出來ることであつて、さう云ふ拙なことは今日の社會では許しませぬ、總ての事柄が右の如く學理を應用したならば國家の經濟に取つて非常な利益であらうと私は考へまする、

それから私が今一つ心配するのは餘り古いことをやつて居りまするに外國人などから馬鹿にされまいかと考へまする、私の居りまする宮城集治監は今御話した種油の燈火では暗いから電氣燈を拵へたいと思ひまして、藤岡工學博士に頼みまして監獄の門前にありまする所の水を以て水力電氣を設けて燈火を取りたいと云ふ考で居りましたが、向ふから工學士を寄越して呉れました、其工學士が私の事務所に來て色々話をして居るときに其時分は寒い時でございましたから「ストーブ」がございました、其「ストーブ」の煙突は鐵板で出來て居る其煙突を見て私に此煙突は何處で出來たかと聽きますから、いや是は内の囚人に拵へさしたと云ふと、夫れは珍らしい煙突だと斯ふ申しました、何が珍しいかと聽きますと、其鐵板の煙突は鐵板を斯ふ合せまして此に穴を明けて鋲留に致してあるので、能く蒸氣鑵などに金を合はせてあることがあります、丁度あゝ云ふ具合にしてある、此鋲留は頗る面白いではありませぬか、なぜ合はせないと斯う云ふ問でございます、私も鐵板で煙突を拵へるには鋲留にせぬで合はせると云ふことは聞いて居る北海道は寒いから何處に行ても煙突がございますが曾合はせてあります、さうすると手間も懸らぬければ錢も懸らぬ、非常に心易く出來るもので更にそれを斯ふ合してそれを鋲留にしてある、鋲留にしてそれだけ鄭寧にしても周圍は其間から煙がぶつ〳〵と漏ります譯にどうも妙なものを拵へたので私も是に叱言を言つたことがあります、そこで其工學士が水力電氣を拵へると云ふ典獄さんの仕事には不似合ですなと斯う言はれました、そこで其人が悪口に水力電氣を以て燈火を取る典獄には不似合な御仕事だと言はれましたから私も向ふから尋ねました趣意も分りましたが、他の人が聞きましたら此處の典獄の頭は餘程古い、鐵板の煙突を鋲留にするやうな典獄では監獄一般のことも古いであらうと斯ふ言はれるに違ひないと云ふ感じを起しましたのでございます、

それで私は學理上の應用を、今少し深く用ひましたならば總てのことに大層都合が好からうと常に感じて居ります、それで今日道を歩行きまして工夫が錢管を運めて居るには學理に做つて仕事をして居るのを見て一寸感じましたから假か製造の御話を申しましたが、別に御參考にもなりませぬでございましたらう、私は是で……

○第四席若山東京集治監典獄

私は唯僅かの時間を拜借しまして私の感したことを述べたいと思ひます

此監獄協會は御同樣が協同致しまして立てゝある所の監獄協會でございまして今日の如き茶話會も即ち吾々が互に所思を述べまして智識の交換をし斯道の研究をすると云ふことが此會の主眼であらうと思ひます、然るに是まで實際の狀況を見まするに大概茶話會で講話をなさる方は多く世間に學者と呼ばれ智識を以て世間に立つ所の人の外は實務家と云ふ者は少しも意見を述べることも何もしない樣な有樣でございます、夫れ故に前々から二三の同志の方と一體此實務家が實務の研究をし互に智識を交換する必要の念があるにも拘はらず實務家が出て銘々の意見を御述になりませんが、一體典獄なぞと申しまする者は御承知の通り隨分內に於きましては部下の者に向て訓示しまするとか因人を集めて訓示しまするとかはやりますが、世間に對して自分の思想を述べ此實務の有樣を世間に向て紹介することは一もしないのであります、從來の監獄ならば宜しうございますが今日以後の監獄に從事する所の者は公衆の前に立て言ふことも出來ない、意見も紹介することが出來ない有樣では將來に獄務を完備して行くことは六ケ敷い、且遺憾の次第である、何故それを實務家がやらぬかと云ふと、斯う云ふ事を言ふたならば學者社會に笑はれはしまいか、斯う云ふ事を云ふたら其筋で叱られはしないかと云ふ樣なことを心配して自分の所信を吐かぬのである、それでは餘り藤辨慶であつて往かないから是からは人に笑はれるとか叱られるとか云ふ樣な觀念を去つて、さつぱり色氣を離れて自分の所信を述べ合つて見樣ではないか、斯う云ふ約束をしたのであります、私が今日此席に出まして斯う云ふ事を申しまするは即ち其約束をしました、それに應して唯約束を履なだけてございます、甚だ私は此席に出まして斯う云ふことを申すは一方から

申しまするると恥入つた話でございますけれども諸君の御參考になる事を話すと云ふよりも寧ろ私が此意見を諸君の前で述べることが出來る樣にしたいと云ふ樣な考でございまするで諸君も其積りで御猶豫を願ひます

今日私が申して見たいと思ひますることは諸君が此度全國の監獄官より粹を拔かれて學校へ御這入りになるに就きまして此諸君の名譽あることを祝しますると共に私が此事に就て感して居りまする希望を述べまして幾分か諸君の御注意になる事が出來たならば非常に私の幸と考へます、其事柄は一口に申しますれば此學校は警察監獄學校と云ふので警察の人と監獄の人とか、各其從事する方面に向て敎授を受けらるゝのでありまして、蓋し諸君が卒業の上御歸へりなされた時は即ち其方面に向て澤山の御土產を持つて御歸へりになるのでありますから私は此希望を述べるのであります、全體此監獄と云ふ事が警察と云ふことゝ併び立ちまして始終警察の下に付けて居ると云ふことが誠に平素遺憾に堪へないのであります、元來日本の監獄は古いことではございますが警察の一部に屬して居つたと云ふ樣なこともあつた時節がございまするで、さふ云ふ觀念から支配せられて居るのであるか知りませぬが始終警察監獄と云ふて何んでも警察と云ふことゝ併べる時は監獄は下に付いて居る、新聞に書きましても、屬、警部、典獄と斯う書く、典獄抔と云ふものは警部屬官よりも下級に居るもの樣に人は思つて居る、であるから書記、看守長抔は巡查位と相併た樣な感じを世間で持つて居んだらうと思ふ、巡查看守の俸給が出來ましても巡查看守と書いてある、何を書いても警察と云ふことを頭に戴いて監獄は下になつて居る、官報を見ましても司法警察及監獄とあつて何でも監獄と云ふことは警察の附屬物の樣になつて居る、又是迄監獄官の選擇法を考へましても、是又一の證據として分る譯でありますが監獄に這入る人は多くは警部を勤めて長く警察に從事して、惡るく云ふと警察の老朽者と云ふ樣な人が這入つて來る、隨て警察の糟粕を監獄が舐めて居る風でありまして實に遺憾の次第に存します、是から後は決してさう云ふことではない監獄は他の行政事務と併立して往くことは出來ぬのでありまして如何にも監獄は獨立のもので決して他の行政事務の羈束を受けないと云ふ獨立の趾となる

様に監獄事務が發達して參らなければ此監獄の最終の目的を達することは到底出來なからうと思ひます故に今度諸君が此學校に御這入りになりましてから凡ての點に於て警察に負けない様に、負けないのみではない、警察の受業生の成績よりも一等も二等も善良なる所の成績を得られまして業を了へられましたならば實に愉快の至りであらうと考へます、是を比べて見ましたならば凡ての學業の上に於きましても、熱心の度に於きましても、紀律の嚴肅なる點に於きましても、品行の方正なる點に於きましても、事々物々警察官よりも司獄官は善良であると云ふことの成績を他に顯はす様にせられたいことを希望致します

此學校は例へて申しまするれば監獄事業の爲めには非常なる澤山の收穫を期しまする所の善良なる美田を設けられたのである、それに植ゆる種、苗は全國の粹を拔いた者を持つて來て此所に植へるのである是より生へる所の花及實は凡て善良なる結果を得まして其筋に於て期せらるゝ如く非常に莫大なる收穫を得て歸へられまして斯道に立て進歩を圖られる様になりましたならば誠に仕合であらうと考へます、

私は前に御約束申しました如く五分演說でございまして五分づゝ出て話をして見やうと云ふ約束をして置きました如く私は五分間の演說で御免を蒙ります

○第五席窪田內務省參事官

私は突然出まして別に申上ぐるやうなことも考へて居りませず又大勢の御方に向つて御話をしたと云ふ經驗も極めて少いのでございます、甚だ御聽苦しいであらうと考へますが一言述べまして私の責を塞がうと考へます

私は多く內務省に居りまして衛生の事に多く關係致して居りますから聊か衛生の點に付きまして一言致しませうと存じます

監獄衛生と申すことの必要なることは固より申上げるまでもなく諸君は御承知のことであらうと思ひますが、詰り其刑を刑法の命じた通に執行して行くと云ふのに衛生に最も注意をしなければ禁錮に處せられた者が竟に甚しきは死刑に處せられたと一般にならうと思ふ、假令死すと云ふまでに至らなくても殆ど廢物になつて仕舞つて、世間に出獄した後にも交はることも出來ないことになれば詰り島地に流されたと同じやうな結果になる、それのみならず一體に

此監獄の目的と云ふものが私は能くは知りませぬが犯罪人即ち社會に有害な人間を無害な人間にする、社會の害を爲さない人間にすると云ふことが目的でありませう、併ながらもう一步進で社會に有益な人間にすると云ふのでなくては私は監獄の本來の目的は未だ達せないものではないかと思ふ、即ち監獄から出て泥坊もしないが詰り自ら生計を營んで社會に於て或は或生產をし或は或精神的の効驗をすると云ふことが出來ない有様になつて出たならば、詰り是は無害な者ではあるかも知らぬ併ながら有益な者にはなつて居ない、それでは此監獄の目的は未だ達したとは言へない、詰り社會に出たならば一般の人と同じやうに國家を發達せしめて行くと云ふことに與づて力あるやうな人にしなくては未だ監獄の目的を十分に達したとは言へない、それには健康を害して世の中に飛出したときは詰り此目的は達せられぬので、此點から見て監獄衛生と云ふことは極めて必要であらうと思ふ

私共素と聊か法律とか規則とか云ふやうなものを研究して、さうして今は衛生の事務に關係をして居るので能く人が貴様は一體どうも妙な事をやつて居さうだないか、がらにないことをやつて居るぢやあないかなどと言ふ人がある、或は又甚しきは眼が惡い少し心持が惡いが見て呉れんか、貴様大分衛生の事やつて居るが分つて來たらうと云ふ人もある、是は醫學と云ふことと衛生のことと又衛生行政と云ふことを詰り同じに見て居るからである、今日の社會一般はまあ其邊の程度のものと私は思ふて居る、併ながら諸君は固よりさう云ふ誤解はあるまいと思ひますが、それに付きまして一例を取つて申せば此肺結核と云ふものは如何にして起るか、一種の微菌が肺結核に宿る、それは詰り其微菌が空中の塵芥などと混つて居るのか口に這入るか、或は又飮食物の中に這入つて居るのが腸胃に這入つて來ると云ふのが病氣の源であつて、其筋道を知ると云ふことが即ち醫學の範圍でありませう、併ながら醫學は其病氣の起る源、病氣の狀体、それから其病氣を治療する方法を研究するものと心得て居りますが、其病氣が起らないやうに、健康を害することのないやうに之を豫め防ぐと云ふことを研究するのが所謂衛生學であらうと思ふ、即ち此結核の如きものは微菌がさう云ふやうに呼吸器又は消化器から這入つて來ると云ふこと

とが分つた以上は之を如何にして這入らないやうにするかと云ふ事を研究するのが即ち衛生學である其衛生學を研究した所で之を行政上に應用して行くのには如何にするか、肺結核の感染を防ぎ或は其病勢を募らせぬやうにするには如何に監獄の設備構造をしなければならぬか、或は之を管理して行く方法は如何にずるか、囚徒を待遇するとか、又は囚徒を入れて置く部屋とか、監獄の作業を爲す際には如何にして斯う云ふ者を他の者と區別をして適當の仕事を與へなければならぬかと云ふやうな點に付て研究をしなければならぬ、到底唯呼吸から這入る又は飲食物から這入るのを這入らぬやうにしなければならぬと云ふことだけでは實效はない、それ故に此監獄の一体の行政に當つて居る人々が監獄の衛生と云ふものに付てはどうしても十分な考を以て戴かなくてはならぬ、唯之を醫師の仕事と視、或は衛生行政を衛生學と混同し、甚しきは醫學と混同して監獄醫が居るから監獄醫が監獄の衛生のことはやるんだ、我々は此監獄の規律を保ち或は感化の事をやればそれで足て居ると云ふことでは到底此刑の目的、監獄の目的を達することは出來ないと思ふ

此等は申すまでもないことでありますが、幸に今度諸君は新なる學校に御這入りになつて其學科の中には確か衛生に關する學科もあつたと思ひます、で其學科に付て御研究を下さいましたならば如何に監獄醫を使ふかと云ふことが十分に御明瞭になるであらうと思ふ、即ち此醫學上如何なる風に病氣は起るかと云ふことを醫師は知つて居る者とした所で、彼等から斯う云ふことでござるから此事は斯んな風にして頂戴せねはならぬと云ふことを監獄醫の方から申出すのを待つて、成程それはさうだが、まあ經費のこともあるし何んと云ふ譯でやつて居つた日には到底いけない、詰り醫學上の知識を攻究することは監獄醫が攻究すべきであらうが、それには需要と供給とが相竢たなければならぬ、監獄行政に當つて居る人は此衛生上の缺點は如何にして補ふかと云ふことの需要を此方からして行かなければ到底いかぬ、其需要をして行くだけの知識を得るのには今度の學校に於きまして諸君が御研究になるので、時日は甚だ長いとは言へませぬけれども相當な知識は得らるゝことと信ずるのである、願くは一層此監獄衛生と云ふことに重きを置かれむことを希望致します一言失

禮ながら申上げます

第六席大久保監獄局長閣下

今日監獄協會で茶話會を御催しになりまして私にも何か一言御話をする樣にと云ふことでございましたが、實は何も前から期して考へて居らなかつたことですから別に是ぞと云ふ御話することもございませぬが私は監獄學校の事に就ては非常に重きを置いて居りまして、段々學校の設備等に就て開校の日も晩くなりましたから非常に遺憾に思ふて居りまして諸君が成丈早く東京に上ぼられて專門の講義を聽かれて新しき智識を一日も早く得られんことを希望して居りました、御着京の日を實は非常に御待して居りました、隨て今諸君と一堂に相會するのも心中誠に喜びに堪へませぬから兼て相期して居つたことに對して一言申上げなくては心中濟まぬと考へて爰に出た樣な次第でありますが、段々時間も立ちますから極く簡單に申上げたいと思ひますから少しの間御清聽を煩はしたいと思ひます

此警察監獄學校の事は諸君も御承知でございませうが、政府に於かれましても多年此事は希望せられまして既に今日まで再三豫算にも組んで議會に提出の運びまでにはなりましたが色々の事情で、財政の都合に依りまして段々後れて今日になりましたが幸ひ政府の熱心監獄改良の事に着目せられて夫々改良の道を圖られた結果と、又熱心監獄の事に從事せらるゝ專門家も段々出來て、學者も出て來て又世間でも餘程監獄に重きを置かれる樣になつて朝野擧つて協力の結果國庫支辨と云ふことも今度は必す出來ると云ふ見込が立ち又學校も今度立つことになつたのでござゐまして實は此時勢が監獄改良のことには非常な場合になつて居るのであります、どうか諸君が遙々各府縣からの選拔に依て非常な責任を負ひ光榮を得て着京せられたことは諸君に非常な光榮と存じます光榮でありますからして又其責任も大變多いのであつて光榮の大きいだけ責任も大きくなつて府縣からして諸君を送る際にも元來監獄の方では人は大變少くない諸君は各府縣に於ては夫々有要な地位に居られて一日も離れ得ざる地位に立つて居らるゝにも拘はらず差繰つて東京に出されたは餘程諸君に望を置いて六月間は非常に不自由してでも待つて居るから良い土産を持つて來る樣にと云ふ此樂しき望を各府縣では持つて居らるゝと思うし又東京に來られま

して も政府が此學校に重きを置いて居らるゝことゝ今申した通りであつて、此人達が新智識を得文明の事物を見て善い土産を各府縣に持つて來て、それから監獄改良の衝に當つてやつて呉れなければならぬ、又學校の方から云ふても第一回の學生の結果は學校の價値に大變關係のあるに依て諸君が爰で云ふ充分奮發して此目的を達して歸へられますれば夫丈け學校の體面なり隨て監獄社會の名譽になつて益々世人が注目して監獄改良も出來ることであらうと思ひます諸君は此名譽と此責任を持つて東京に御出でになつて是から六月の間短日月ではございまするけれども是を利用さるるに就ては色々御考案もありませうが、私か一寸考へ付いた二點を諸君に希望として述べたいと思ひます

第一は警察監獄學校の目的は實務家を養成すると云ふ目的であつて是迄諸君は多年監獄に從事せられて居るから、色々斯うもありたい又是はどうしたら宜いかと云ふ點に就ては經驗せられて其事の研究に就て缺けて居つた所があるからして、それを充たさんが爲めに學校が出來て幸にして日本では一番良い教授夫々專門の立派な講師方も學校の教授に從事せらるゝことに承諾になりましたからして充分に御研究も出來ませうが諸君が研究の際に當つて自分は實務家であると云ふことを一日一刻も忘れてはならぬと思ひます、又毎日講義も聽き又書籍も御讀みになりませうが其際に此事は此所で研究して任地に歸つて必ず應用しなくてはならぬ、此事は經驗の際にもあつたから成程斯うなくてはならぬと云ふ樣なことは一刻も念頭を離れては往かぬであらうと思ひます即ち研究した事丈を活用する成丈多くの研究をして是を活用することを始終忘れず研究されなければならぬと思ひます、幸ひ警察監獄學校が東京と云ふ所にあつて帝國の首府であつて種々參考になる學校、病院、裁判所等色々なものは親しく行つて研究出來ると云ふ便利があるからして或は裁判所にも行つて裁判所の模樣を見、又監獄署も善い監獄署が數箇所ありますから其所へ行つて自ら研究をする、それから東京には夫々の專門の方々が多く居らるゝから自ら其人に就て意見を叩いて研究することも出來る、それから今日は條約改正になつて外人と對等の交際をする世の中だから實際外人の生活の模樣も就て見ることも出來る近くは東京にも居留地もあり橫濱にも

ある、又東京にも外國人は澤山居るし其生活の模樣等を見て他日或は外國處遇上に對して參考になることがあるかも知れぬ、又或は此茶語會の樣な所へ來て何か譯らぬことがあるとか、自分の意見があつたら進んで諸君は意見を述べられて先輩の人々に就て質問して匡正を請はるゝことも大變必要な話と思ふのであります、斯う云ふ事物の研究に就ては長官とか何んとか云ふことには諸君は顧慮する所なく勇氣を出して先刻若山典獄も言はれた通り進んで意見を述べて匡正を加へらるゝことも必要なことゝ思ひます、さう云ふ工合に事々物々を兼て講義或は書籍等に就て得た所の智識を應用する、自分達は實務家だから得た智識を應用すると云ふことに諸君は一刻も忘るべからざることゝ思ひます

第二は諸君は學生となると同時に職務を持つて東京に來て居らるゝ方であります、六ヶ月の間各府縣で差繰つて出されて六ヶ月が濟んだら今申した通り直に監獄に歸つて勤をしなくてはならぬと云ふ條件があるからして諸君は學生と同時に官を持つて居る人間であると云ふことは是又忘るべからざることである、是に就ては尚ほう云ふことに希望があるかと云ふと一体司獄官と云ふ者は兼て自分でも申し又自分で言ふことは必ず行はなければならぬ、自分が學ぶ事も必ず行はなければならぬと云ふ職務であるからして衛生の事に就ては唯今窪田講師より御話もございましたが、監獄衛生と云ふことは監獄醫に託して居る樣では遺憾至極に感ずる、監獄衛生に自ら注意して居らぬと往かぬ職務であると言はれた通り衛生と云ふことも自ら注意して自ら行はなければならぬ、或は行狀の事に就て囚人に向ては斯くなくてはならぬと云ふことを申せば、さう云ふ事は自分でも矢張行はなくてにならぬ諸君であるのですから、在學中は殊に其邊の事に就ては能く御注意あつて、諸君は職務上の責任を持つて居る人であるから在京中は殊に御注意になつて、先刻有馬典獄よりも御話の中に情慾と云ふことがありましたが、さう云ふ事に就ては殊更此東京と云ふ所は非常に風俗も地方と違つて善からぬことも多うございまするし、自然間違でも生ずる樣なことがあると、第一監獄の面目にも關し又諸君の職務上に就ても相濟まぬ譯でありますから此邊は申すまでもございませぬが餘程御注意になつて相戒め、折角地方では差繰つてどう云ふ善い智

職を得て立派な研究をして歸へられるかと待つて居居らるゝ際でもある譯ですから、どうか大奮發で其邊は相戒めて御注意あることを偏に希望するのであります、唯今申上た通り諸君が選拔せられて學生となられたのは非常に私は諸君の光榮と考へると同時に又責任の重きことに考へ及んで諸君の爲に祝し且一言申上げました次第であります

勞役する者には拂はざるべからず、然らば彼れ働かん、彼れが乞ふがまゝに與へなば彼は乞食者なるに至らん、

大監督　ホイットリー

少年をして乞はしむべからず、若し然かせば彼は窃盜若くは倘悪しき者とならん

タッコルマン

海外通信

謹啓皆々樣愈御清健の事と奉慶賀候小生儀去月廿四日倫敦に着十年來夢想致し居候目的を實現せんとするの曉に達し得たる快感例ふるに物なき心地致し候爾來毎日各地を遊覽致し豫て想像に畫きたる處と大差なきのみならず或點に於ては想像以外に感じたる事も有之候何樣此十九世紀殊に「ヴヰクトリア」時代に於て「アングロサクソン」人種の膨脹致したるは驚奇すべきものなるを覺へ候、扨て豫て留岡兄より御依頼相成候英國監獄則及少年感化事業の書籍の件に就ては不取敢「タラック」氏を「ビショプ、ゲート」の「アソート、アックシエーション」に相尋ね候處去る二日の水曜日に倫敦の東北に當る「クロプトン」と申す處に來り晝飯を致すべしとの招待に接したるを以て其意に應じ同家を相尋ね申候、タラック氏は豫て寫眞にて承知致したる人物と左迄の相違も無之左りながら何んとなく疲勞せられ居候樣見受け申候、種々日本の監獄事業殊に原兄留岡兄等の事に付尋ねられたるを以て小生の知了致し候丈返答致置候殊に「タラック」氏は原氏の事業に對しては非常に同情を表せられ原氏が斯事業に對し撓まざる精力を以て十年一日の如く骨折られ候には大に感服せられ居申候、同氏の裏手に在る花園に案内せられ種々花草の

談話を試みられ日本人は頗る進歩せる國手を有するなるべし抔被申候得共御承知の通小生は斯る趣味に乏しきものに有之候を以て餘り調子に乘る能はざる次第に有之候。同氏の夫人は至極健壯の体格にて極めて快活の人物に有之候夫人の妹君には清國の重慶に夫と共に傳導せられ候趣きに候食事後「タラック」氏の書齋に趣き種々監獄事業に關する書類等拜見致候、殊に「ハワード」氏の肉筆にて監獄上に關する大部の書籍を惠友人に送りたる筆蹟を一覽致したれども頗る能筆の樣に見へ申候(「ジョン、ハワード」氏の事に關しては先月小生義有名なる「ボール、キアセドラル」に赴き同氏の石像の前に佇立致し親しく其經歷の概畧を一讀致し其魯西亞に傳染病者救護の爲め赴きて死去せられたる段に至り感極まりて思はず流涕致し申候、自本人丈が義俠博愛の專賣物にも無之實に英人が深厚なる同情を以て他人の爲めに盡すは感服の外無之候

却說此際「タラック」氏には小生に「ペントンヒル、パロウニー」監獄署を一覽する爲めの照會狀を內務省の或る書記官に宛て認められ又書籍及規則類の目錄代價等も認められ申候小生は豫て「ハワード、アソシエーション」の事務所には驚き申したるを以て右の趣き「タラック」氏に相話し候處同氏も早晩移轉せんと欲するの計畫なきにあらず然れども實際「ハワード、アソシエーション」は此書齋に在りと被申候而して殊に熱心に語らるゝには監獄事業の如きは實に內輪の事業にして決して表榜「ラッパ」を吹くべきものにあらず要は實に改良の實を擧ぐるにあり故に事務所の如きは更らに介意する處にあらずと被申候而して同氏が執筆に係る「ロンドンタイムス」に揭載せられたる寄書を一覽せしめられ候得共其大部の冊子をなす驚くべきものに有之候且つ此頃は「ウニールス」地方の監獄を巡視し來りたる趣きにて其當時手帖に記臆の爲め認められたるものを一覽せしめられ候得共其詳細に觀察せられ居候事流石は專門家と敬服致候外國人の用意の宜しき事感心の者にて來年「ペルツユーム」に開會する萬國監獄會議に提出すべきものとのことにて既に印刷に附せられたる小冊子有之候一部拜領致し度旨申たる處未だ出版致したるにあらざれば其意に應ずる能はざる旨被申候、尙ほ近親切に待遇せられ終に相分れ申候翌日內務省に赴き直に入覽證を領收致したるを以て「ペントンヒル」監獄

に赴き申候其門の堅牢なること如何にも監獄の感致し候看守長の如き人に案内せられ、監房、工場、病監其他總べての建物を巡覽致し候當時千百名許りの囚徒有之由なれども看守は七八十名許りの趣にて夜間監房の當番は僅々八名位の趣き畢竟ずるに構造の堅固にて到底囚徒をして逃走等の念慮を生ぜしめざるべしと存じ候巢鴨監獄の如きは成程日本に於ては堅牢なるべけれども「ペントンビル」の如きは又一段堅固の者に有之候内部は巢鴨の如く木造にあらず鐵材に在らずんば「コンクリート」にて固めたる壁に有之候御承知の通監房は皆分房にして雜居房の如きは更らに見當り不申候、只病監中の一部に寢臺を并べたる場所有之のみに有之候。工場に於て輕役囚は皆同一の場所に働き居候得共談話は嚴禁の趣に有之候教誨堂は監房の殆んど中央に有之隨分尊嚴の場所にて毎朝祈禱會有之「ヲルガン」も備付ありて日曜の外は囚徒の音樂堪能者をして奏せしむる趣きに有之候當時教誨師は補助者と共に兩名にて皆英國教會に屬する宣教師の趣承知致候、羅馬教信者に對しては同教の僧侶來りて說教するを許し居候樣被申居候、兎に角英國に於ても宗教上の感化力をして實効あらしめんと骨折られ殊に「タラック」氏の如きは此點に熱心の樣承知致候皆「ペントンヴィル」監獄は點數法を厲行し全點は八點にして刑期四分の三を經過する間滿點者繼續せば出獄するを得る趣に有之候皆各自の房前に此點數表を掲載致し監房前に至れば一目此囚徒は現時如何なる狀況に在るやを觀察被致候小生の所感としては英國監獄は器械工藝の盛なる國丈ありて工場殊に炊事場等が器械力にて即時に用辨出來候には感服致し候、又建築には更に費用を惜むなく堅固無比なる監獄を造り少數の吏員にて事足り候には驚き申候、我國の如き請負師が自己の懐を肥むるむる爲め亂暴の事を致す如きは先づ英國には乏しき事と存し候。

「ハワード」監獄も一覽致し當時囚徒八百名有之趣にて同監獄には婦人の入獄者有之候得共一覽するを禁じ居候。至極適當の事と存じ我國に於ても婦人の部分丈けは當局者或は教誨師の如きものに在らざれば絕對的に巡覽を禁じ候義如何に候哉と存じ申候種々申上度義も有之候得共何れ後報可申上候尚當「スコットランド」監獄も近日の内に巡覽可致候間其内に可得貴意候若し英國の監獄事情に付取調ぶ事情

も有之候はば御腹藏なく御申遣はし被下度出來得べき限り學業の餘暇研究御回答可致候敬具

明治卅二年八月七日

「エヂンバラ」にて

水崎基一

有馬四郎助樣
原胤昭樣
留岡幸助樣
山本德尙樣

玉机下

再申小河滋二郎山上義雄兩氏へも可然御鶴聲願上候別紙は「ウォム、ウッド」監獄に赴く爲め内務省にて受取たれども多忙の爲め果さざりしに付御參考迄に差送申候又書類の代價は双方にて七シリング、一ペンニイ、半にて我國の金に換算せば參圓五拾七錢許りに當り申候山本さんに書籍依頼致置候間右と國民新聞代に御宛被下度願上候

當地には一昨夕到着致候暑中なるに拘はらず大に寒氣を覺へ申候大抵五六十度位と存じ候倫敦に比し靜閑にして且つ質朴の樣に見受け殊に風景は絕佳に有之候頗る我意を得申候、暑中休暇なれども試驗の用意に取懸り可申候。

「タラック」氏語りて曰く余は國會議員にて可成多く友人を有するを以て斯事業を進行するに殊に便宜なり試に「ハアート、アツシエーション」の會員を一覽せば明瞭なり又會員ならずして大に斯事業に同情を寄するもの多し、願はくは我國の如きも監獄事業は局部の專門事業とせずして國會議員の如きに「インテレスト」を有せしむる事必要と存し候

現に昨年兩院を通過したる、飲酒犯罪者に關する法律の如きは其運動の中心點は大に「ハアードアツシエーション」にありと雖も之をして特別法律たらしめたるは大に議員中に熱心者あるに因するものと存し候早々

原兄の事タヂアケ原と被申たるを以てタヂアキなる旨「タラック」氏に申置候殊に噴飯したるは廣津兄の事をハイロット(Hirots)●イロットと被申たるには一同了解不致ざりし事も有之候西洋人は切つと小生の名の面倒なるを訴へ下宿屋の婆さんは一應練習を要する抔とこぼし申候御一笑被下度候

雜錄

○清浦法相の談片

編者述ゝ

現任法相清浦君閣下は如何に我監獄警察事務に深き緣固を有せらるゝやは讀者の夙に强記せらるゝ所にして君が斯二事業の爲め盡されたる功績は我儕決して忘却すべきにあらず、亦一面法相自らに於ても今日現に顯榮の要職に該られつゝありと雖も我國の監獄警察事務を顧念せらるゝこと決して昔日と異ならざるのみならず時々當局者に種々の忠言を與へられ監獄警察事務の改良進歩を激勵せらるゝこと、我儕の欽仰措く能はざる所なり、現に法相が本月十八日警察監獄學校の開校式に臨まれ親厚なる君が所懷を吐露し以て該學校の將來に希望を屬せられし演說（演說は別欄に在り）を見れば想半に過ぐる者ありて存す、加之左に揭載したるは即ち開校式の當日來賓として親しく有益なる演說を試みられたる後式場を退き西鄕內相以下雲の如き多數來賓諸氏列席に於ける君が談話の一節にして予輩は之を聞くだに君が我當局者に待つあるの深きを知ると同時に衷心殆かに君が囑望に背かざらんことを恐れ特に茲に特筆大書し以て斯道當局者の發奮を請はんと欲す

前略清浦法相は徐ろに口を開いて曰く今日此學校の開設あるは寔に國家の爲め慶すべきことにして他日堪能なる監獄官警察官を造るの導火線たること素より疑なしと雖も凡そ國家の政務中殊に監獄警察事務なるものは上下の官吏相互に協心戮力して其團結を鞏ふするにあらざれば表面上の施設即ち法令の改正、人物養成上の點に於ひて如何に缺點なしとするも終に其最後の目的を達することは到底難事たるを免かれざるなり、此頃予（法相自ら云ふ）の耳かに聞く所に依れば監獄社會に於ては頻りに其團結を鞏ふするの目的を以て從來の二種の雜誌を合併し一と爲し監獄協會の名義の下に機關雜誌を發行し一面監獄茶話會なるものを設け實務家の研究會に宛て更に進んで書籍館、參考室等を設けて監獄社會の俱樂部樣の建物を特置するの議ありと云ふ、由來監獄社會の從來の經歷を見るに事々物々皆文明的進歩の行動多く今や益々進んで內に斯社會の一致團結を鞏固ならしむるの計畫ありと云ふに一面警察に於ては從來等の如き行爲團結あるを聞かず是れ實に予の遺憾とする所にして、想ふに現在の儘にて推移せば或は警察は監獄に一籌を輸するに至るの日あるべきを虞る警察の當局者は此際進んで全國警察官の一致團結を圖り相當の機關を設けられては如何云々

我儕監獄の當局者たるもの法相の右の言を聞き果して如何なる感をか抱かるゝ、予輩は法相の此過頃を禁るに逢ひ監獄社會の面目を施こすこと夫れ幾何ぞや、何の光榮か是れに如かん、只庶幾す監獄當局者諸君は今後益々進んで斯社會の團結を鞏固にし屆せず撓まず所謂文明的行動に向つて益々舊勉猛進する所なくんばあるべからず

○身体捜檢に就て（山上敎授の談話）

祿々生

生、一日山上警察監獄學校敎授を訪ひ談監獄の事に及ひしに氏は例の通莞爾たる威容を以て予に語て曰く昨今既に內地雜居となり橫濱に長崎に外國人を拘禁せしを首めとし追々外人犯罪者を我監獄に拘禁することゝならんか、外囚處遇に關する總ての準備は各地夫々整頓せることなるを以て何時如何なる地方に外人拘禁の必要を生するも甚たしき不都合を見ることなかるべく從て彼れ外人の間に問題となるか如きこと萬之れあらざるべしと雖も內外人に拘はらず此際是非改良せざるべからざることは從來施行し來りつゝある身体捜檢法是れなり、現在の身体捜檢法は久しく我邦人に慣用し來りたることなるを以て捜檢を爲す監獄官吏に於て之を異とせざるのみならず捜檢を受くる本人に於ても亦た是常事なりとし敢て意に介せすと雖も彼の外人に對して今日の如き方法を以て身体の捜檢を爲すとせは彼れは必す之を以て一種の侮辱となし之を甘諾せざるのみならず如何程廉耻心に缺乏せるものと雖も監獄官吏の面前に然かも公然醜体を曝露し以て身体全部の捜檢を爲すか如きは野蠻の弊習尙脫せざるものとして一種の問題となるなきを保する能はず、現に彼の改正監獄則施行細則に於て婦女の捜檢は男性たる看守長の臨監を廢したるは、要するに婦女の德性を害せざるの趣旨に出てたりと雖も之と同時に男性の捜檢方法をも改良するの必要あるを認むる云々とて御語を續けて曰く

米文明國に於ては素より構造に於て不燃質物を以て堅牢に建築されたりと雖も身体捜検と云ふか如き事は之を行はず、是れ其必要を認めざるに依と雖も我國に於て現在行ふか如き極端なる所迄捜検を行ふは予（山上氏自ら云ふ）の賛成せざる所にして之を勵行するの方法は之を他に求めたき考なり、捜検は素と危険物を携有するの虞あるに依ると雖も工場に於て器械器具幷材料等を充分之が取締をなし又監房検査を精密に勵行するに於ては身体の捜検は今日の如き方法を採らずと雖も可なるへきに工場の取締監房の検査を粗漏に看過し身体捜検を以て唯一の堅城鉄壁と思惟するか如きは予の領解せざる所なり、尤も予と雖も現在の身体捜検をして全癈せよ亦粗慢にて可なりと云ふにあらずと雖も可成他の方法に依り彼れの徳性を害せざる程度に於て捜検の目的を達せしめんと欲するにあるのみ、是れ即ち予か當局者と共に研究せんと欲する所なり云々、玆に於て生は貴説尤も可なりと雖も今日現在の構造及戒護官吏に之を望むは到底難事たるを以て役業及個人的處遇に依り多少の斟酌を加ふることは素より必要にして現況の如く千篇一律に之を勵行するは之を避たきこととなりと教授の説を諒して匆々辭し去れり

○警察監獄學校入學生某の東京に赴くを送る

北海道　四王天鐵鞭

警察監獄學校開始に際し鄉は選はれて監獄科第一種練習生となり將に東都に赴かんとす鐵鞭子玆に一言を餞し以て其行色を壯にせんと欲す

監獄改良、監獄改良の聲は今や漸く其高潮に達せり然れとも如何にして之を改良すへきや則ち其方法手段に到りては區々仍は歸一するところあらざるか如しと雖も惟ふに物質的、及精神的の二管より改良なる空氣を導引注射するの外復た手段なきは疑を容れさる所なり今試みに其精神的の一管のみを披き之を觀るも轉た複雑にして細敍するに遑あらすと雖も司獄官吏の人物養成は確かに其一要件たるを失はす假令は物質的機關を運轉するには機關士其人の手を要すると同しく監獄機關を運用せんと欲せは勢ひ善良なる司獄官の手を煩はさゝるへからさるは數の免れさる所なれはなり

今や政府は警察監獄官吏養成の必要を認められ其學舍を東京に起こし內外知名の學士を招聘して大に教養を施こさんとす此時に方り選を得て入學生となるもの其名譽の大なると同時に其双肩に繫る責務も亦輕からさるを想はずんばあらず

何を以て之を謂ふ乎請ふ監獄協會雜誌か警察監獄學校教科目なるものを報道するを見よ

第一種　監獄科

一監獄學　一監獄學各論

（獄制沿革史、免囚保護及不良少年感化法犯罪及刑罰論、檢束法、教育及教誨法、作業經理及會計法、監獄建築法、衛生、）

一實務演習　一刑法

一刑事訴訟法　一憲法

一操練

（第二種科目略之）

夫如斯科目は勘からすして且頗る高尚なり單に其一を選みて之を研究せんとするも決して容易の業にあらす況んや數科目を包括し而かも僅々六箇月の短日時に於て之を全修せんとす十分なる素養あり且つ強勉家にあらざるよりは安んぞ了得熟達するを得んや卿今其資格ありとして選を承く豈一大名譽と謂はざるして何ぞや然り而して此等諸科の學藝を習得し歸鄉の日は一面上官の補翼となり一面下僚の師範となり以て所謂監獄改良の一部を分擔せざるへからずと之を重責と謂はずして何ぞや

余は更に卿に懇ふべきものあり他なし卿は我監獄學內に於て既に樞要の地位を占め幾多重要の任務に膺するものなり然るに一朝入學を爲さば何人を擧けて卿に代らしむべきか蓋し監獄署は入學生を出したる補償としては經費に於ても將た人員に於ても一の增加せらるゝものあらずされば此等事務の分量は殘る職員に配せられざるへからずたなきだに經費の欠乏人員の不足を恨みとする今日更に一層の重劇を加へらる職員の困難果して幾許ぞや

又學堂に在りて常に注意を拂ふへき點は卿が隣席に警察吏の卒を拔きたる警察科練習生あり後席に中學卒業生又は專門の學校を出でたる少壯有爲の第二種生あり是等の間に介立し苟も一步を輕し或は後に躍若たるが如き場合ありとせん乎乍ち其侮を受け其笑を招き啻に一身一家の恥辱のみに止らず選出官署の付託に背き併て其名譽を辱かしむるに到るへし卿か所思果して如何余は切に望む今卿が發軔に先ち宜し

く想を玆に回らし十分鞏固なる決心を以て斷々乎として成業を報償を期し選出府縣の希望と政府が監獄學校を設けられたる旨趣とに孤負せざらんことを語に曰く世上難事なし只心の堅からざるを怕るゝと

There is nothing Difficult in the world: the only fear is that men will be lacking in perse verance.

卿夫れ余が無言を棄てざれば幸甚矣時下殘炎酷烈宜した加養自重するところあれ

雜報

○警察監獄學校開校式の概況

（本月十八日於同校講堂）

予豫か當局者と共に指を屈して其開設の日を待つこと一日千秋も曾ならざりし警察監獄學校は愈々本月十八日秋肅の吉辰を卜し其開校の盛典を該校舍に於て擧行せられたり、由來警察監獄學校は夙に既に開校せらるゝ筈なりしも諸般の準備の爲め漸く本月四日に至り本校事務所を今回修繕せられたる校舍に移轉し爾來校長幹事以下職員諸君の非常の勉強に依り準備頓に整ひしを以て本月十五日を期し各地方長官に向て該學校に入學せしむゝき生徒をして出京せしむゝき旨訓令せられ當日を以て開校式を擧けらるゝに至れり即ち當日開校式の順序は左の如く定められたり

九月十八日開校式順序

午前九時　生徒控所に參集

十時　來賓參集

十時十分　生徒式場に入る

十時卅分　校長來賓を式場に導き一同着席

校長祝詞

內務大臣祝詞

警保局長祝詞

監獄局長祝詞

敎官演說

來賓演說

生徒總代祝詞

午十二時　來賓式場を退き生徒式場より直に退散

來賓食堂に就く

即ち當日午前十時三十分を報するや鈴聲一振生徒來賓一同式場に參集し席定まるや中島幹事の紹介に依り小松原校長祝詞朗讀（此間生徒一同起立）終て西郷內務大臣祝詞朗讀（此間來賓生徒一同起立）安樂警保局長、大久保監獄局長各祝詞朗讀（生徒一同起立）尋て松井警察科講師、小河監獄科講師の各演說（此間生徒一同起立）終て來賓淸浦司法大臣、松岡行政裁判所長の各演說（此間生徒一同起立）あり最後に生徒總代警視廳警部市來圭一氏の祝詞朗讀を以て式、全く終へ來賓一同式場を退き豫て設けの食堂に就き立食の饗應ありたり、當日來賓の主なる官職氏名は餘白なければ之を略す

○再ひ獄事上の考古品蒐集に就て

本誌前號の雜報欄內に物せしか如く獄事上の參考に資すへき維新前後に使用せられたる刑具其他書類等記等刑事上參考に資すへきものを蒐集し永久に保存せられ度件は主管大久保局長の希望なりしか今日に於て之を放置せんか漸次散逸して拾集する能はざるに至るの虞あるを以て愈々本月七日付を以て監獄局長より各府縣知事に向て左の通牒を發し寄贈又は貸付方を求められたり

維新前後の刑具及ひ是に關する書類書籍其他參考に可相成ものにして貴府縣御保存のもの有之候はゝ刑事研究の資に供し度候間當局御寄贈又は御貸付相成候樣御取計有之度此段及御依頼候也

而して右と同時、小河監獄事務官より更に局長の通牒の主旨のある所を敷衍し獨り維新前後の刑具械具書類書籍幷監房摸型は勿論此際曾て保存方を通牒せられたる在監人犯制製作品幷に當局者の意匠新案に依り改良せられたる監房の鎖鑰便器睡壺等は勿論連鎖、手錠其他苟も當局者の有益と認むへき參考品は網羅蒐集し以て現品又は摸型を作り寄贈せられたしとの依頼書を發せられたり

編者記す局長が這般の希望は寔に斯道に有益なる改良資料にして現品到着の曉に至らは一室に之を陳列年代を別ち各法家諸君の參考に供せらるゝの意なりと云ふ此擧にして今數年を早からしめは尙一層可なるべかりしも當局諸君に於て之か穿鑿に努めらるゝ所あらは未た必しも晩しとせざるべき

を以て之か蒐集に盡力せられんことこそ望ましけれ

○傳染病者取扱の件

（警察留置場在場者に就て）

警察署留置場に於て執行する拘留換刑又は留置中の者にして傳染病に罹りたるときは之を警察署所在地の傳染病院又は隔離病院に收容施療すへき乎、將た警察署に於て之に類似の者を假設し隔離加療せしむへき乎との問題は從來往々起る所にして從て其取扱全國歸一せざる所なるが右は畢竟令狀又は犯罪の嫌疑に依り又は刑罰執行の爲め自由を拘束せる者なるを以て之を警察署管理の下に於て適當の措置を施すこと一應當然なるが如しと雖も、抑も國家が傳染病豫防に關する法令を布き病毒の蔓延を防遏する上に於ては自他の間に區別すべき理由あるべからざるを以て相當の設備ある警察署所在地の傳染病院又は隔離病舍に收容すべきものなること亦當然なりと認めざるべからず、是れ即ち傳染病豫防法に於て自他の區別を設けざる所以にして此頃或地方の伺出に對し右等の場合に於ては可成之を所在地の傳染病院又は隔離病舍に收容せしむるの方針なる趣旨を以て通牒を發せられたりといふ尤も該患者直接の費用即ち食費に限り警察費監獄費の區分に依り各其費用より辨償すべき義なりといふ

○出監時の危篤病者處遇に就て

（監獄に留置するは妨げなし）

在監人にして出監に際し疾病に罹り重患にして强て之を出監せしむるが爲め身体を動搖せしむるときは終に其生命を失はしむるの虞ありと監獄醫に於て診斷したるときは依然之を監獄に留置し靜養せしむるも妨げなしとは明治二十三年中京都府の伺出に對し其筋より指令せられあるを以て此場合に於ては素より止むを得ざる機宜の措置なりと雖も留置中の費用は監獄費の支拂に立つべきものに是れなきは勿論なりとせば其費用の負擔は何れの費用に屬すべきやと云ふに從來は行旅病人の取扱規則に準すべきとなりしも本年法律第九十三號を以て行旅病人及行旅死亡人取扱法を發布せられ之に準すべき者を規定したる內務省令に此種のものを列記せざるより其費途に就き往々問題の起るべきは當然なるべきを以て此頃或地方の伺出に對し內務大臣より右は行旅病人取扱法に準すべき旨を指令せられたりと云ふ而して其病患にして傳染病者なるときは傳染病豫防法に依り該費の負擔に歸すべき筈なりと云ふ

○再び初入者再入者の解釋に就て

改正監獄則施行細則は初入者再入者の區別を準とし工錢給與の割合を異にせられたるより當局者の間に種々の疑問を生し果して正解の未た一致したるものなきは亦强ち無理なりとせず、何となれは犯數に依て初入再入を區別するの意にあらざるは勿論、又監獄に出入の度數にも是れ據り難き事實も數多是れあるべければなり、要するに改正の趣旨は即ち初入者は之れを習慣犯に墮落せざる以前に於て之れか矯正を圖ると同時に再入以上の者に就ては幾らか之れを冷遇し感化歸善を奬勵するにあるを以て只管理論にのみ拘泥し一貫の解釋を執る能はざるの事情あるに職由せり是れ即ち當局者の區々の解釋を一定するの必要ある所以亦此に存す、即ち此頃或地方（大坂府）より入再犯の正解に就き當局監獄局の意見を質されたる各種の設問に對する答辯は實に左の如くにして此の疑問を正解し全國統一を期する爲め參考とするに足るを以て其問題幷答辯を左に揭くることいせり

一、前に禁錮以上の刑を受け大赦令に依り赦免せられたる者にして再び入監せしとき

答、初入者とす

二、前に禁錮以上の刑を受け其刑執行中再審の訴に依り無罪の言渡を受けたる者にして再び入監せしときも

答、初入者とす

三、前に甲刑の執行を受け出監後、乙刑を受け前の甲刑を通算變刑を執行の爲め再び入監せしとき

答、再入者とす

四、前に軍衙の處斷を受け普通監獄に入らざる者にして入監せしとき

答、初入者とす

五、前に民法又は商法上の留置處分を受け入監せしことある者にして再び入監せしとき

答、民法又は商法中留置處分なし但商法上の破產

宣告に依り入監したる者は再入者とし商法第千三條に依り拘留（警察署）處分を受けたるものは他日入監するも初入者とす

六、外國に於て處刑を受け外國の監獄に入監せしことある者にして入監せしとき

答、初入者とす

七、前に禁錮以上の刑を受け上訴中刑期經過し出監せし者にして再び入監せしとき

答、再入者とす

八、曾て舊法懲役及び禁獄の處斷を受け入監せしことある者にして再び入監せしとき

答、再入者とす

九、前に賭博犯處分法に依り懲罰處分を受け入監せしことある者にして再び入監せしとき

答、再入者とす

十、刑の執行中逃走し再び入監せしとき（外に在て更に犯罪せしと否とに拘はす）

答、逃走其他の刑を執行するときより再入者とす

十一、假出獄を許したる者にして其出獄を停止し入監せしとき

答、初入者とす

十二、刑執行中他の罪を犯し前刑に引續き後刑を執行すへきとき

答、後刑執行の時より再入者とす

○外來人監獄參觀に就て

外來人監獄參觀許可の件に就ては明治二十三年中當局警保局長より一般に通牒の趣旨もこれあり、各地方に在ては其參觀を請ふの旨趣を審紀したる後之を許可せらるへきは勿論、追々時世の變遷に伴ひ漸次社會人士の監獄問題を研究するに至りたる結果、參觀を請ふ者の漸く增加したる中に就き動もすれは一時の好奇心に驅られ監獄參觀を乞ふものあり、殊に甚たしきは男性にして女監を參觀せんと欲し或は婦女を伴ひ男監の參觀を請ふものありと云ふ、然りと雖も右等異性の者をして異性の監獄を參觀せしむるが如きは感化上の不都合勘からさるを以て斷然之を許可せすして可なりとす、然るに頃日予輩の傳聞する所に依れは監獄の參觀を許可したる者にして參觀中、在監人と交談を許し又は飲食物の贈與を許可するか如き地方もこれありと云ふ、果して然りとせは是實に監督上の缺點にして監獄の失体勘からさるの

みならす其筋通牒の主旨に副はさるの甚しきものなるを以て各地方に於て豫め參觀人心得なるものを定め置き右等の失体を演出せさらんことを勉むるの注意あらまほしき事にこそ、予輩今試に監獄參觀人に心得置かしむへき事項の大略を摘記せは凡そ左の如し

一、參觀人は總て相當の服裝を爲せるものなるを要す

二、參觀人は參觀中濫りに在監人と言語を交ゆへからさるは勿論、常に容儀を正ふすへき事

三、參觀人は監獄の禁制品假令は危險の感あるもの又は煙草及飲食物は勿論、無要の物件を携帶するを許さゝる事

四、參觀人は總て在監人に物件の授受を禁するは勿論、苟も其の面前に於て濫りに在監人に關する事項に就き擔當者に對し質問を試み若くは監獄に關する品評を爲すか如き事あるへからざる事

五、在監人の親屬若くは故舊の關係ある者は總て參觀を許さざる事

○監獄官吏の心得置くべき事項

外來人の監獄參觀を請ふものを許可するに就ては參觀人に心得しむべきと前項の如くなるを要すると同時に之を導く所の監獄官吏も亦最も其擧動言語に愼密の注意を加るを要す、曾り參觀人に對するのみならず亦監獄官吏自らも充分の心得なかるへからず、元來外來人の眼には事々物々未た見聞せざる事多きより譬へば拘置監に於ては刑事被告人の罪質又は裁判進行の摸樣を聞かんと欲し、工場に入ては服役囚の刑名刑期技能の進否を問ひ、或は病監に臨み現在患者の病名病狀を質問し又或は懲罰監に至り犯則の實況罰過の如何を聞かんと欲するは普通人情の常なりと雖も右等の質問に對し然かも當該在監人の面前に於て之に明答を與ふるが如き事は最も避けざるへからざることなりとす其筋當局某氏の談を聞くに病監殊に重病監を巡視するに該り病監受持の看守にして騷擾憂々愛音高く或は問はざるに大聲以て當該病者の病名病狀の概況を喋々し又或は拘置監殊に死刑宣告濟なる被告人在房の前に立て故さらに其罪質又は其死刑者たるを公言して敢て憚からざるものありたりと云ふ、若し果して事實なりとせば予輩は是等戒護者に對し一片の監獄思想なきものと斷言するに憚からざる所にして其不都合は獨り看守者其人の罪たるのみならず監督者平素の訓諭の到らざるものと謂はざるへからず、是れ獨り戒護者の日より出づるのみならず監獄醫、教誨師其他の監督官吏にして如

此言動もなきにあらずと云ふに至ては予輩は鼓を鳴らして其不注意を責めざるべからざるなり、之を要するに縱令内務巡閲官の質問に應ずるに方ても能く其場所と事柄の如何に依り其答辯を避くるの注意あるを要すと某氏は喟然として予輩に語られたり、是れ平素より當局者の心得置かるべき價値あるが如し

○巡査看守給助例改正の議に就て

近時商工業の振興に伴ひ生存競爭の原理に支配せらるゝの結果として巡査看守の定員に缺員多きは事實なり、曩きに巡査看守の俸給令を改正せし當時、姑らく同人社會の愁眉を開きたりと雖も社會の進歩は彼れ巡査看守をして久しく其職務に安意留職せしむるに足らざるのみならず、進んて此公務を奉する者の增殖せざるは昨今慥かに事實たるを認む、宜なる哉當局政府夙に茲に憂ふる所あり此聖業に從事する者を優待庶保せんことを欲し若心慘憺する所あり宿料給與の道を聞きありと雖も未だ全國の同人諸君を均霑するの運に至らず、亦進んては兩者の被服制度を改正し之を迎ふるありと雖も何分職務の繁勞に報する道の完全ならざるを諒し今次、更に政府は巡査看守の給助例を改正し養老、回顧の憂ひなからしめんとするの意ありと云ふ、是れ實に當局の意を茲に須あることの深く且厚きは同人社會の等しく諒とせざるべからざる所にして亦予輩の此議を耳にする久しきにも拘はらず之か遂行を今日迄齟齬するは素より止むを得ざる事情の其間に存するなるへしと雖も給助例の改正は寔に至當の道理にして之か爲め多少費用の增嵩を見るか如きは素より憂ふへき所にあらざるのみならず巡査看守にして充員し以て職務に勵精し施いて一般社會の蠹害を芟除するの結果は一層此增費に優るの經費の削減節制を見るの確乎たる豫望の存するあるあり、何ぞ以て憂とするに足らんや、故に政府は須らく此決心を以て些少の事情に拘々するなく是非共本令の改正議を成立せしめ速かに之か施行を見るの日あらんことを努められたきこそ望ましけれ

○速に典獄の俸給增加を斷行せられたし

（或は遠からす事實とならんか）

典獄の俸給令改正の議は予輩之を耳にする久し矣、而して今日に至る迄之か斷行を敢てせざるものは其間に種々事情の存するありと雖も要は唯財政上之を許さざるなり又已く他の地方高等官と權衡を保つと云ふは曾り典獄を增俸せんことは難し若し果して典獄を增俸せんか書記官、警部長、參事官、將た郡長と亦皆同時に增俸せざるへからすと云ふにあるか如し）曰く何々と而して其理由とする所予輩之を千思万考するも得て之を發見するを得ざるなり、抑も官吏の俸給なるものは必らずしも國家か職務に對する報勞の必要條件にあらざるべしと雖も亦全く報勞の意味を除外したるものと認むること能はざるなり現行の官吏制度に依れは俸給は確かに國家の職務に從事する者の爲め報勞の性質を包有せるものなることを斷言するに憚からざるなり、然り果して報勞の性質を含有せるものとせんか其地位の大小高下に依り將た職務の繁閑勞逸の如何に依り其標準を採らざるべからざるや亦素より論を俟たす、從來之を疑問する論者の言に徴するも現行の典獄俸給を以て足れりとなすものにあらざるは勿論比較的其職務の繁勞多きにも拘はらす其報勞の稀薄なるを認むるに吝なるものにあらずと雖も財政上の都合あると他の地方高等官の俸給をも之を增加せざるへからす等との言はば只相互の釣合論に過きさる如し、然り果して然りとせは予輩は甚た其謂れなきを慨せすんばあらざるなり何となれば第一の財政都合論の如きは予輩は之を認むる能はざるのみならす如何に涸渇したる經濟と雖も全國五十有餘の典獄を增俸すれは連經費果して幾何を要すへき實に僅々二万有餘圓の少額に過ぎさるにあらずや二万有餘圓の歲出增加何かあらん是れ眞に九牛の一毛とも及はざるなり、而して第二の釣合的增俸論の如きは予輩愈々其妄たるを信するものなり彼の書記官と云ひ警部長と云ひ將た參事官と云ふ之を典獄職務の繁難多忙なるに比較すれは到底同日の論にあらざるにも拘はらす寧ろ其正反對に現行俸給は優且豐かなるにあらすや又一歩を進めて之を郡長と比せんか俸給勞髭たりと雖も其執る所の職務の性質遙かに彼に上乘なる劇務に献身的從事せるものなるを以て見るも其間に霄壤の差あるや知るへきなり、況んや人情繁を避け閑に就き其効其の譽の揚らんへきを希望するの今日倘彼の監獄なる社會の裏面に罪惡不

遇の徒を誘掖善導するの職たる所謂國家の職務中尤も劇の惡しき劇職に日夕執掌するものに於てをや、抑も監獄事業は我同人社會にこそ之を聖業天職と云へ、其効績の世人に表彰することの難く且遲きにも拘はらず之を畢生の聖業とし獻身的斯業に從事する典獄に對する國家の報勞は果して現行の俸給令を以て足れりと謂ふを得へきや予輩は彼の近日新に設けられたる府縣視學官、海軍官、海港檢疫官等に比し予輩は其權衡を保たるものと謂ふ能はざるなり否な權衡を得ざるの甚たしきのみならず一面監獄の改良を絶叫し人物の撰擇を云々する今日に於て當局政府かゝる顧みざるか如きことありとせんか監獄の改良は姑らく置き終に監獄に良才能吏なきに至るは實に火を睹るよりも尙炳かなるものあらん、予輩曾て想ひ玆に及ては監獄の前途將に知るへきのみ、千百監獄法令の改正發布も空く卓上の徒法空文に終るなきを期する能はざるを深く慨嘆せすんはあらず、宜なる哉此頃に至り予輩の杞憂を抹殺するの風說即ち典獄俸給增加論の再燃するありと聞く事實果して眞なりとせは一日も早く之か改正發布の速かならんことを希はざるを得ざるなり、諺に曰く忍字未ゝ抜ニ去ト病根ヲ一所ニ謂克伐怨欲不ゝ行者也と當局諸君幸に百忍あれ

○此際感化機關の設置を望む

監獄則及施行細則の改正に依り著しく改良を加へたるは刑事被告人及懲治人處遇の上にあることは大久保局長の明言せらるゝ所にして刑事被告人は素より無罪を以て遇すへきは當然なりとの精神に出て懲治人は之に教育作業を授け之を矯治するに過きさるを以ての理由に出つ、然とも予輩は尙一歩を進めて懲治場を全然監獄より分離し純然たる國家の教育警察の範圍に屬せしめざるを遺憾とせり、尤も今回の改正は部分改正と云ふ招牌の下に予輩の希望を滿足せしむることは或は實際出來難き事實ありしなるへしと雖も懲治人は是非之を監獄以外に於て矯治するの必要あるは何人も疑を存せざる所にして監獄改良の進歩と共に他に相當の機關を設くること寧ろ國家の任務と謂ふべきなり、今次第十四帝國議會に對し府縣監獄費を國庫支辨に移すの法律案の協贊を需むる事となれりと云ふ果して議會通過の曉きに至ては從來地方費の重荷たりし府縣監獄費の全部を國庫より支辨すへきことせは從來の監獄費は全く他の有益なる事業に支辨せされは即ち其負擔を輕減すへきことゝなり民力休養上、策の得たるものなるか如しと雖も此際之を利用して從來の宿論たる不良少年感化事業に投することを得は將來犯罪の發生を其嫩芽に於て除し一面監獄内の懲治場をして全然監獄より分離せしめ周到なる强制教育を施すを得て更に相互の便宜利益多かるべしと信す、是れ即ち輕減したる地方經費を以て其管内に於ける不良少年を收容し教育を施こし犯罪の卵子を矯治善化するにあれば即ち同胞の子弟をして國家有要の民たらしむること寧ろ國民一般の公義務たるを以てなり、今假りに之か經費を概算するに從來地方稅の負擔たりし監獄費の十分の一即ち一割を支出するを得は優に全國の惡少年を驅て明治聖世の教育恩澤に浴せしむることを得るの豫期なりと云ふ亦以て安價なりと謂ふべし

○警察監獄學校囑托教官

（敘任辭令欄再錄）

本月十八日より開校せられたる警察監獄學校の教官は專任五人にして既に山上、留岡、林、津田、船橋の五氏に依て其椅子を滿されたりと雖も教科目は十餘の多きに渉り專任教授にては到底其講座を受持つこと難きを以て各專門の科目を修めたる知名の士に囑托せらるへしとは本誌既に報し置きしが愈々本月に至り左の數氏に講師を囑托せられたり

警視兼内務書記官　法學士　松井　茂君
内務省參事官　法學士　窪田靜太郎君
監獄事務官　法學士　小河滋二郎君
大審院檢事兼司法省參事官　法學士　石渡　敏一君
大審院檢事　法律學士　古賀　廉造君
大審院檢事　法律學士　鶴丈一郎君
警視　法學士　黒金　泰義君
豫備陸軍歩兵少尉　西　穆君
法學博士　貞長君
法學博士　木塲　伸君
司法官試補　法學士　小合　義一君
法學士　副島　義一君
東京衛生試驗所技師　藥學博士　田原　良純君
内務技師　醫學士　宮入慶之介君

○警察監獄學校教科受持講師并時間割

警察監獄學校の教科目は予輩協會雜誌第一號に揭載し讀者に報道せし所なりしが今其受持科目表を得たれは讀者の參考に供することゝせり

監獄科一種生

警察監獄學校

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
自八時至九時	刑法 小合講師		刑法 小合講師	憲法 副島講師	刑法 石渡講師	
自九時至十時	監獄學 留岡教授	操練 西教師	監獄學 留岡教授	全上	全上	
自十時至十一時	全上	監獄學 小河講師	民法大意 林教授	全上	全上	
自十一時至十二時	衛生寧 宮入講師	全上	監獄學 山上教授	操練 西教師	監獄學 小河講師	
自一時至二時		監獄學 山上教授	全上	操練 西教師	監獄學 留岡教授	實務演習 小河講師
自二時至三時		全上				全上
自三時至四時		刑事訴訟法 鶴講師				
自四時至五時		全上				

警察科一種生

警察監獄學校

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
自八時至九時	警察法 松井講師					刑法 古賀講師
自九時至十時	全上	警察法 黒金講師				全上
自十時至十一時	衛生學 宮入講師	全上	操練 西教師	民法大意 林教授	憲法 木塲講師	行政法大意 林教授
自十一時至十二時	操練 西教師	民法大意 林教授	行政法大意 林教授	全上	全上	全上
自一時至二時		行政法大意 林教授	全上		刑法 古賀講師	衛生學 津野講師
自二時至三時		衛生試驗法 田原講師 隔週		警察法 松井講師	全上	
自三時至四時		全上			刑事訴訟法 鶴講師	
自四時至五時					全上	

警察科及監獄科二種生　警察監獄學校

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
自八時至九時	衛生法　窪田講師				法學通論　津田教授	法學通論　津田教授
自九時至十時	仝上		監獄學　留岡教授		仝上	仝上
自十時至十一時	仝上	法學通論　津田教授	法學通論　舟橋教授	法學通論　舟橋教授	警察法　黒金講師	仝上
自十一時至十二時	仝上	操練　西講師	操練　西講師	操練　西講師	操練　西講師	操練　西講師
自一時至二時	操練　西講師	法學通論　津田教授				
自二時至三時		仝上				
自三時至四時		裁判所構成法　民事訴訟法　小合講師			行政警察學　黒金講師	監獄科　山上教授
自四時至五時		仝上				

○小河監獄事務官の陞叙

監獄事務官小河滋二郎氏は日夕其職務に盡瘁せらるゝは同人社會の等しく敬仰する所にし既往、今來氏の手腕に待たざるべからざること決して尠少にあらざるなり、氏は從來高等官六等四級俸なりしも本月五日付を以て高等官五等に陞叙せられ三級俸（年俸千六百圓）を給せらるゝことゝなれり、茲に氏の榮進を祝す

○監獄局員の新任

（奥村氏內務屬に轉任）

監獄局計表課長山上義雄氏曩きに警察監獄學校に榮轉せられ計表課長を兼務せらるゝことゝなり三浦氏高知縣典獄に榮進後監獄局僚に缺員ありたるより本月五日警視廳監獄書記兼看守長たりし奥村圓次郎氏內務屬に轉任（六級俸給與）監獄局計表課僚を拜命せられたり、氏は久しく滋賀縣監獄第一課長として在職せられ一昨年警視廳に轉じ巢鴨監獄署に第三、四の經驗に貫富なりと云へば予輩は氏の榮轉を祝する次第なり

○ラッド博士の出獄人保護場參觀

頃來帝國教育會の催しにて同會場に教育應用心理學の講話を致され朝野の歡迎を受けつゝある來朝者、米國エール大學教授法學及哲學博士ラッド氏は去廿日原氏を訪ひ出獄人保護の現況を問はれたり、實況に就ては多くの問あり、此日雨天なりしために休業しつゝありし殺保護者三十人を集め一席の勸話を致されたり

勸話の要に曰く　人間の生路は悉く艱なり貧富貴賤を問はず此の難關を通らざるべからず、之に打勝の要素二あり一は希望、凡そ人に希望なくは何事も爲す能はず確然たる希望なかるべからず二は勉強なり、希望を果さんと欲すれば刻苦忍耐、勉強以て此の難關を打貫くべし云々

氏は原氏の家族の健強を祝福し寓眞を擁え歸られた り尙原氏へは一夜の會談を約されたりき

○ラッド博士巢鴨監獄參觀

原氏の誘引により同日直に巢鴨監獄を參觀せらる永

田典獄の先導にて各監各工場を巡見し工業の現況に就ては殊に至細の問を試みられしか豫期の時間に切迫せしを以て悉く參觀の暇なく終に病監を一見して歸られたり、各種の質問に對しては一々懇に永田典獄の答あり頗る滿足を與へられたり

ラツド博士の概評に曰く　斯く立派に整頓したる監獄は予曾て見しとなし、到底歐米の監獄は之と同一に見ると能はざるべし、或る部分に於ては幾層の警戒檢束を要せり、思ふに日本の罪人は歐米の犯罪人よりは柔順なり温和なり故に斯かる有樣に所遇するとを得るものならんと

○佛人シツグフリイド氏

氏は佛國前農商務大臣ヶ氏の令息なり、社會問題研究のため各國を歷遊せらるゝ途次來朝せし人なり、去る十八日原胤昭氏を訪ひ東京出獄人保護事業の現況を問はるる至細に觀察し且質問あり、此の種事業までも既に設立せられ居るはとて深く吾國の發達を稱賛せられたりしと



○監獄歌次藤田東湖韻

痾　山

監獄々々我愛汝。汝須記臆諸相賢。
國庶支辨期在近。屈指自今後一年。
此間多少遭艱苦。由來監獄不幸傳。
監獄々々我愛汝。無告罪囚眞堪憐。
慇懃周到邪惡散。感化慇懃幾百千。
主義何者勢尤大。個人待遇重人權。
獄制與世屢變易。主義依時或相遷。
政事何事先改正。監獄改良莫急焉。
此論不行宜退隱。英雄回首即神仙。
監獄々々我愛汝。誠心一到必感天。
寄語老精實務輩。早不進取跌又顚。
偏盲躬行兼實踐。大聾疾呼又攪眠。
却訝反對論者意。天下輿論何處邊。

叙任辭令

九月五日

叙高等官五等　監獄事務官正七位　小河滋二郎
三級俸下賜　監獄事務官　小河滋二郎
明治三十二年九月四日（内務省）

警視兼内務書記官　松井　茂
（各通）　内務省參事官　窪田靜太郎
監獄事務官　小河滋二郎

警察監獄學校講師を囑托す
九月五日（内務省）

大審院檢事兼司法省參事官　石渡　敏一

警察監獄學校講師を囑托す
九月十一日（内務省）

大審院檢事　古賀　廉造
（各通）　大審院判事　鶴　丈一郎

警察監獄學校講師を囑托す
九月十二日（内務省）

警視　黒金　泰義
（各通）　豫備陸軍歩兵少尉　西　猶

警察監獄學校講師を囑托す

（各通）　内務技師　田原　良純
内務技師　宮入慶之助

警察監獄學校講師を囑托す
九月十六日（内務省）

法學博士　木場　貞長
（各通）　司法官試補　小倉　仲
副島　義一

警察監獄學校講師を囑托す
九月八日

叙高等官六等　三重縣典獄從七位　綾部　敦應
叙高等官七等　群馬縣典獄正八位　杉野　喜祐
山形縣典獄正八位勳六等　山縣　齊高
叙高等官七等

叙高等官七等　富山縣典獄正八位　山口弘太郎
叙高等官七等　島根縣典獄正八位　角尾小彌太
叙高等官七等　大分縣典獄正八位　小野勇次郎
叙高等官七等　沖繩縣典獄正八位　佐藤元次郎
叙高等官六等　奈良縣典獄從七位　森　元祐
叙高等官七等　青森縣典獄正八位　松山　爲治
岡山縣典獄正八位勳六等　黒澤　廸

叙高等官七等
九月廿二日
任臺北縣典獄　千葉縣典獄從七位　筒井　明倫
叙高等官七等　臺北縣典獄　筒井　明倫
二給俸下賜（年俸千圓）
任千葉縣典獄　岩手縣典獄正八位　中村　襄
叙高等官八等　千葉縣典獄　中村　襄
愛媛縣監獄書記兼看守長　神野　忠武
任岩手縣典獄
叙高等官八等　岩手縣典獄　神野　忠武

批評

記者一日、常に監獄事業に同情を寄せらるゝ某大家を訪ひ岳洋先生の近著獄務要書に關する批評談を聞くことを得たれば之を筆記して大方に示す

○獄務要書に就て

偶か初期の議會であつたか、第二の議會であつたか詳しくは覺へぬが、例の監獄費國庫支辨の法案を初て提出された、此前後にまた監獄改良と云ふ議論が盛んに起て、此改良論と國庫支辨とはどう云ふ因緣の有るものか、殆んど唇齒輔車の關係が有る樣に唱へられて、監獄費の國庫の支辨は監獄改良の曙光であるときまで人が云ふ樣であつた、國庫の支辨に爲れば幾分か經費も裕かに爲て事業の爲し易い位の事はあらうが、監獄改良とは決してそんな事を云ふのではあるまい、全く一時の流行に過き無い事であらうと思て居つた事であるが、其後國庫支辨法案は年々歲々議會に提出さるゝが未だ實行の運びに至らず、今日では却て政府が二の足を踏む樣に爲つた、而して一方の監獄改良の方は其後着々歩武を進めて、第一舍の改造、分房制の施設、其他遇囚法の改善、教誨の方法より出獄人保護の事に至るまで、追々手が屆く樣に爲つて誠に喜ふ可き現象ではあるが、抽象的に評すれば是等は皆形式上の改良であつて、肝心の精神が宿つて居ない、其の精神とは何を云ふかと云へば正に司獄官其人の改良である、人の改良と云ふと語弊があるかも知れぬが、專ら當局者の知識に重きを措くのである、尤も此十餘年來司獄官も大に新陳代謝して、老朽の者は陶汰され有爲の士は益

ます榮進して相當の地位を占むるのみならず、諸氏が新知識を得るに汲々として、行住坐臥々研鑽の效を積るゝ事は予輩の贅言を要する迄もないが、多數の中には或は此書に書て有る樣に、注意周到なる官吏が一週間を費して教養感化したる成績を、僅か一人の受持看守の爲めに瞬間に破壞せらるゝ如き事は（一一八頁）幾らも有り勝ちのとで、單に社會の外部に現れて居る統計上の事實より見るも、治獄の前途は尙ほ悠遠である、形式上の改良は五年十年に成效しもしようが、知識の研究は五十年百年を經ても尙ほ容易でない、獨逸あたりの監獄は餘程進歩して居ると云ふとは每々聞て居るが、是とてもまだ理想の半ばにも達して居らぬであらう、此邊から考て見ると人の養成こそ先づ監獄改良の最大急務であつて、また第一着歩に遣らなければならぬとである、近頃當局に於ても餘程此點に注目せらるゝと見へて監獄學校なども出來、また著者が此書に於て監獄を躬行實踐の聖域と爲し、司獄官に實實忠誠の美德を備しめんとするに全力を注がれたるは、誠に時勢に適應したる好案であつて、予輩は此に於て初て改良の曙光を見る心地がする、

此書の要點は治獄の機關として專ら看守の職務に重きを措き、縷々數千言を費されてあるが、是れは單に監獄に限らず警察で申せば巡査、陸海軍の下士、普通教育の小學教員、皆各其の事業の幹部とも云ふべき要部であつて、昔の戰ひは大將と大將の一騎打ちで事が濟んだが、今日の戰術では下士卒の訓練に重きを措かなければ、名將も施す處がないと同じ譯で、此幹部の働作が敏活ならざれば事業の擧らぬのは云ふ迄も無く、事業の進歩は即ち幹部の進歩である、近頃陸軍なども大に此に注意し、從來の下士養成法を一變して其教育を聯隊に移し銳意改良に勗めつゝあると云ふとであるが、世の進んで人事の複雜に爲るに隨ひ幹部は益ます敏活の働作を要するのである、而るに何事業に係はらず此幹部の働を作すものは勞多くして報酬之れに償はず、名譽また之れに伴はず、動もすれば失望悔恨の淵に沈ましむるは誠に免れ難き次第である、著者は仔細に是等の消息を解して苦を想ひ勞を慰め、之れを諭するに人生の樂感的ならさる可からさるを以てし、斷乎として安心立命の鐵案を下したるは本書の一大光彩であつて、また看守諸氏の爲めに此同情者を得たるを賀するの

である、著者は我國看守勤續年數の極て短少にして交迭の頻繁なるを歎き、殿羅巴の實例を述へられたるが、是強ち其人ばかりを尤む可きではなからうかと思ふ、大抵今の看守の職に在るものは中年前後であつて、其成長の時期は舊世界より新世界に移りて、教育と云ひ職業と云ひ百事混亂の中に轉變したものであるから、何業に係らず其出身は十人十色であつて其職に安んずるの念にも乏しい、是れ交迭の頻繁なる所以であるが、歐羅巴あたりでは出身の道が日本ほど多角的で無いと云ふとである、是も過渡の時代であるから致方もない、追々教育の秩序や學校系統なども整て參れば、二三十年の後には出身の道も略ぼ同一と爲りて交迭も頻繁ならず、勤務年數も永く爲る事であらう、

看守の職務に内外の別あるを述べ、其外部の職務を執るに當ては平靜、公正、嚴肅、快濶の諸德を備へ、之れを貫くに慈愛の觀念を以てせさる可らさるを說き、また内部に於ける教育感化の點は之れを分房雜居に區別して、監房の訪問遇囚の要訣より、作業の督勵精神病者に對する緩急まで縱橫に說き盡して、毫も間然する處を知らず、誠に看守の好模範ではあるが、一面には劍を提けて鐵の如く規律檢束を勵行する身が、また内部に於て此至難の責務に任するはいかにも難中の難事である、難いと云つて之れを放任せよと云ふのではない、司獄官たるものは矯正感化が其本務であつて、規律檢束は其手段に過ぎないのであるから無論之れを勤めねばならぬが、本書の說く處の如きは稍高尙に失して居りはせぬかと思ふのである、彼の神經過敏とか、殘暴兇惡とか、戇愚喪心とか、弱志輕躁とか云ふとは、一寸分る樣ではあるが、まだ分て居る樣で分らない、專門の學者と雖も或は鑑識に苦むともある位で、看守が克く此等微妙の動機を察し、嚴肅の中に温顏を寓し慰藉の中に秋霜の体を存し、一張一弛病によりて啓發の道を異にし、感化の效を奏せしめんとするは老練なる教誨師も尙ほ難んずる處である、此頃死んだ市川小傳次とか云ふ小供役者は、幼年にしてまだ腦の固まらない時より、あまり藝を教へ過ぎたから夭折したと云ふ事である、此書の如きも村の若いものが孔子の論語を讀む樣な風に爲ては何にもならない、所謂躬行實踐を旨とするものであるなれば、今少し實行のし易い處より導て、徐々に高尙の域に進ましむるが、却て看守の智識を增進する捷徑ではあるまいか、

幽獄人保護、惡少年感化

○東京出獄人保護事業一班

原　胤昭君

予は本事業に當るに一人の助手(事務員書記)を置かず只た妻の内助あるのみ、是れ敢てなすに非す座右五六十人乃至百人位迄を保護なすは夫妻の働にて足るればなり勿論容易き働きにはあらす、之に加ふるに予は自家生活資料を他に爲せり(本事業費よりは未だ手當を受けず)故に予か身邊は決て閑ならす、此頃は三四の事柄の輻輳するものありて常よりも餘力を失い本欄の稿を綴る能はさりしにより僅に二三の記事を編みしのみ次回には本事業の精神とも云ふべき職業又は貯蓄の事等を詳記せん

○食料

被保護者の衣食經費は全然彼れ自分の勞働より生み出さしめ即ち自働自食の意義を實行せり。

○衣服　は工錢の收入より食料を拂ひ殘れるものを以て漸次調製せしめたり、或者は四季の衣服を整へるを此上なき慰樂として丹青を凝らすもあり

○食事　は一緒に臺所を用ると雖も賄ふと云ふ意味に爲さす云はゝ共同自炊とも云ふべき姿にて被保護者より一人を撰出せしむ(撰擧法は無記名投票にて予か面前にて開票す一般に不平なからしむる爲め隨分とも注意をなせり)被撰者は他に出てゝ働くに相當したる月給を受取るなり目下の給料九圓、朝夕の補助者手當一圓なり、任期定めなし過去二年半に交替せしめたる者六人なりき、

予は其收支を監督し各自より食費の收入を受け米噌等の諸支拂をなせり、米噌菜物薪炭の買入等は妻之を監督して賄夫を使用せり、

精算法は日々の出入により延人員を算出し其月の總費額を割りて一日の費を算し以て月費を算出せり、出入ある時は一飯二飯に係らす入の日は一日費を拂はしめ出の日は之に準し一日費を拂はしめず、

米は下白米を用ゆ麥を用ゐさるは敢て爲せしに非す嗜好に任せしのみ脚氣症の者等は麥飯を別に炊き用ゐしめたることもあり、昨年米價騰貴の際には南京米をも用ゐたることありし、

朝は味噌汁漬物　晝は多く野菜を用ゐて辨當の菜に當つ夕は魚類青物一菜とす晝夕とも漬物を添へり昨年八月は暑氣のため腐敗を避け午飯辨當菜物は臨機工場にて買入をなさしめたり故に特別に此月の食料を減したる次第なり

○居住費　俗に家根代と云ひて一日一錢五厘當りを以て家に係る諸費（目今にては地代家屋稅火災保險料等）に當るなり、一日五厘を雜用と云ひ石油家屋掃除費傳染病豫防費臥具補綴、家屋小修繕費等に當るものなり。依て一日二錢一ケ月六十錢を雜用と稱し保護場にて食事をなさゝるものにも此の雜用を拂はしむるなり。

總て職工中には其工業の親方即ち棟梁方にて三飯を仕賄ふ慣例のものあり　木挽、錺職、或は大工左官等又は病院小使家僕商店雇人等はそれなり故に自ら食事費と居住費等を分つ必要あるなり。

左に二ケ年間の食料を計表に示すべし、

明治卅年				明治卅一年			
月名	月費一人分	一日一人分	用米一人一日分	月名	月費一人分	一日一人分	用米一人一日分
	円	銭	合		円	銭	合
一月	三〇〇	一〇〇	六六	一月	三四四	一三	六六
二月	三〇〇	一〇	六六	二月	三五六	一三五	五七
三月	三六〇	一二	六七	三月	三八七	一二九	六〇
四月	三四〇	一一三	六〇	四月	四一八	一三五	五八
五月	三三五	一〇八	六〇	五月	四五〇	一五〇	六四
六月	三四八	一一六	六四	六月	四五〇	一五〇	六〇
七月	二九〇	九六	五四	七月	四四九	一四五	六〇
八月	二九〇	九三	五三	八月	三五九	一一六	四五
九月	二九〇	九六	四四	九月	四二九	一四三	五六
十月	三一	一〇七	五七	十月	四三七	一四一	六五
十一月	三五六	一八	六三	十一月	四〇八	一三六	六八
十二月	三七三	一二〇	六三	十二月	三九九	一一六	六一

平均を見れば

月費　食料一人につき　三圓六十四錢四厘

一日　一人の食費　十二錢

一日　一人の用米　六合

月費の增減は米價の高下に連れて相違あるは勿論なれとも尙菜物の精粗にも關係あれは是も一定して諸勘定の書出しは現はに被保護者に見せ物品の價格の當否を知らしめ且つ云はしめつゝあるなりなり

予は常に之を云へり、米の價、米の瓦否が分らず、味噌醬油の價其の瓦否か合點ゆかぬやうな事にては堅氣の生涯は出來ぬと勸めて品評を爲さしめ云はゝ世帶即ち日々の活計を習はする心持にて之を扱へり、

被保護人の多くは流浪の徒或は乞食生涯の者もあり、生れてより始めて疊の上て雜煮と云ふものを食したり、人の斷には年越といふ言はしき日あり愉しき春といふ日ありとは聞きけるか今年今日始めて此の日に際會せりとて禮を述へたる人さへもある次第なれは食事も品評には隨分面白き可笑き事あるなり

乍去食事の世話には面白き方よりも困難の方多し否な極て困難なり　臺所の配才、食事に不平無からしむるは保護事業至難の局なり、幸に予は此の局長に敘任せす、臺所に馴れたる妻は此の難局に當れり、監獄署にてもか有る小言否な不平の源泉は炊事なりと之を私立の小臺所に於てなすとなれば此の根取は又

たる平均價格とは見做し難きものなり

用米は多きを食する土方等は八合乃至一升を食するもあれと居職の者は又其量を減せり且月毎に增減あるは種々の原因あり第一には季候にして秋に多く夏に少なきの類又直接には晴雨の傾向即ち晴天多ければ勞働多きか故に食量を增し降雨多ければ休業休息のために食量を減する等著しき增減を見るなり

個人に就ては出獄の當時若干時日は甚た多く喰へり或者は驚くへき量を喰へり然とも兩三度も過食のために吐瀉をなすと平常に復し得るものなり

出獄人は悉くとまで兩三度は下痢を病み然後悉く常に復せり

會計精算についての主管者の注意　被保護人即ち囚人の總ては猜疑心强き者なるにより精算等の事は勸めて明白にし苟くも疑なからしむることを要せり故に飯米を買入るにも少弱の價の高下等には係らす殆と小買の姿にて五日分位つゝ積込ませ誰の目にも明かに增減を示し野菜も現金買にし被保護者二人つゝを走らして買入させ味噌醬油も月末には明かに其の遣ひ拂い仕舞を示すに足るやう仕入させるなり而

容易き業に非らさるなり。されと臺所方の配才にて少しの節約なりて別段の菜物なと與へられたる時は予か事務室にまて喧しき喜ひの聲は漏れ聞えり、曉近の食費は次第に相減して一日金十錢乃至十一錢に至れり、依之此の三四ヶ月前よりは豫定額一日金拾三錢を支拂はしめ此の間の殘餘金は別に積金として貯當なさしむる方法を取れり所謂塵も積れはにて六七八三ヶ月の此の積金今は一人につき一圓八十錢餘となれり、被保護者は深く臺所に向て感謝しつゝある次第なり

統計

●明治三十二年七月末日現在在監人員表

△印は減を示す

	四人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合計	三十一年七月末日比較 増減	
北海道集治監	三、四八七					三、四八九	△	二八五
東京集治監	一、一八三					一、一三八	△	一七七
宮城集治監	八一一					八一一	△	六四
三池集治監	一、四一三			二		一、四一五	△	七二
北海道廳	一、〇九〇	三五二	一	四六	六	一、四九五	△	四四六
警視廳	三、一七六	六八二	二〇	一〇〇	六	三、九八四	△	三八五
京都	一、三六三	一四〇	三	二四	三	一、五三三	△	四六九
大阪	三、一八一	四六九	一二	九一	四	三、七五七	△	八〇四
神奈川	九九三	八三	三	七五	一	一、一五四	△	二一四
兵庫	一、九九九	一七〇	三二	八五	一〇	二、二九六	△	四三四
長崎	五五九	一六三	四	一八	一	七四五	△	四一五
新潟	一、一七三	一二〇	三	二一	二	一、三二八	△	四三五
埼玉	一、〇五八	八八	二	一五	三	一、一六七	△	八一
群馬	一、二六八	一四六	七	二二	四	一、四四七	△	一九九
千葉	七四九	一一三	四	一一	四	八八一	△	一七五
茨城	一、一七八	一五〇	六	二三	三	一、三六〇	△	四三六
栃木	七七六	七七	二	一三	一	八七九	△	二五六
奈良	五八〇	七三	二	八	一	六六四	△	八
愛知	一、一三四	二一三	四	一五	四	一、四〇〇	△	二五四
三重	一、一四三	二一三	四	三九	四	二、四一二	△	二四〇
岡山	一、一四一	六〇	七	七	四	一、二一九	△	一九四
靜岡	四四六	五八	一	四	二	五一一	△	一一
福岡	一、四一〇	六〇	七	三九	四	一、六四六	△	一九九
鹿兒島	一、〇九八	一一三	五	一五	二	一、二一八	△	一〇三
宮城	七四九	二五五	七	一七	六	一、三七三	△	三三九
長野	一、四〇三	一九六	四	二七	四	一、八五九	△	六一一
岐阜	九四六	五八	二	一七	一	一、一二七	△	一〇三
宮城	七五〇	三〇	三	一二	二	七五三	△	一四二
滋賀	七五〇	三〇	二	一二	二	七六三	△	四三
山梨	四四六	五八	一	四	二	一、〇二四	△	一九九
靜岡	四一一	六〇	七	三九	四	一、四一三	△	一九四
愛知	二、一四三	二一三	四	一五	四	二、六五二	△	二四〇
三重	一、一三四	二一三	四	一五	四	一、四五四	△	二五四
奈良	五八〇	七三	二	八	一	六七二	△	八
栃木	七七六	七七	二	一三	一	八七九	△	二五六
茨城	一、一七八	一五〇	六	二三	三	一、三六〇	△	四三六
千葉	七四九	一一三	四	一一	四	八八一	△	一七五
岐阜	九四六	五八	二	一七	一	一、〇二四	△	一〇三
長野	一、四〇三	一九六	四	二七	四	一、六三四	△	二八八
宮城	七四九	二五五	七	一七	六	一、〇三四	△	三三九
鹿兒島	一、〇九八	一一三	五	一五	二	一、二一八	△	六一一
岩手	五二五	九〇	一	一五	二	六三三	△	二一六
青森	二八八	三四	一	一〇	二	三三五	△	四七七
山形	六六八	三〇	二	一六	四	七二〇	△	四三

| | | |

ては法規の精神を害するも尚は覺らざるなり曰く彼は社會に於て斯の如き地位に立てるものなり故に斯の如く所遇せざるべからず曰く彼れは性癖放縱を以て社會に許されたり故に監獄も亦宜しく彼れの放縱を容認せざるべからずと嗚呼何等の迂ぞ彼等は性癖あれはこそ社會を無視し法律を蹂躙せしもの國家は宜しく懲格なる方式に從ひ彼等の罪惡を懲戒し以て國權の勢力を知らしめ彼等をして再び罪を犯すこと能はざらしむるの苦痛を與へざるべからず是れ國家が犯罪者に酬ゆる所の恩報にして又其の自衛の必要欠くべからざる所の防禦策とす然るを此んや却つて彼等を優遇假借せんとは是れ感化論者の通弊にあらずや論者が最も力を添へんとする初年囚の感化の如きは余輩の經驗する所に依れは其望み極めて覺束なきを憂ふるものなり斯の如き有樣なれば監獄の改良は到底學理的空想の能く爲すべき範圍に非らずして所謂は實際の經驗に依り其方法を探ぬるの外一の良圖あるを信ぜざるなり

由來監獄の目的は消極的にあり罪惡の必滅を謀るは吾人當路者の責任に相違なきも抑も是等の事業は社會的の問題にして獨り監獄の改良に向つて其聲を大にするは謂わりと云ふべし今日宗教家は區々たる監獄教誨問題に關し驚起跋扈するの狀あるは實に笑ふに堪へたり誰かより一歩も社會の全面に進め國民道德の廢頽を恢復し人心の腐亂を救治するものなき乎此の大なる感化事業をして僅かに監獄の一局部に試み以て安心せんと欲するに至つては轉た浩歎せざらんと欲するも能はざるなり寧ろ監獄の目的より推すときは感化は監獄の主として預るところにあらず何となれば宗教上の感化は惡を懲らすに止まらずして善を勸むるの意味を有す則ち慈悲の觀念に基ける積極的事業なれば切に望ましきことなりと雖も唯其名の美にして其の實の擧らざるのみならず爲めに餘輩を流すの跡あるを奈何せんや余は斷言す慈悲を以て囚徒を感化せんと企つるは所謂薪を抱きて火を救ふの類にして薪盡きざれば火滅せざるが如く感化行れざれば夫れ國家が自由刑の執行に附加するに役を以てしたるものは其意の存する所敢て察知するに難からず思ふに彼等の多數は概ね圓居に由りて罪を得たるものなれば嘗に自由の拘束のみを以て彼等を悔悟せしむること能はず必ずや之れに相當の苦役を與へ難慮憂慮たる彼等の意思をして終日一定の方面に傾注せしめ自己が眼下の役業の外更らに他を省みるの暇なからしめんか如何に放縱の徒と雖も豈に正業に復するの感念を觸さゝるものあらんや如何に無智無頼の輩と雖も懲らざるは自働自活の悟りを開かざるものあらんや其の猛悪倒し難きも終に獄則を守るべく又奸黠の性に馴れたるも尚ほ能く紀律を犯す能はざるに至らん果して然らば自己に懲きたりと謂ふへし何ぞ多きを望まんや盖し彼等の慾望は夠厭を去ること垂んと遠からざるのあり退いて自から己れを制することを能はずと謂ふへきは發務的觀念を缺けるところの人類なり而して勞働は吾人の社會に對する最大の義務たるを想はゝ吾人が論旨の如何に遇因と重要の事業たるかを識るへきなり

○接見所の感に就て

廣陵逸士君

在監人に接見せんと請ふ者あるときは其氏名住所職業及事由を詳悉したる上之を許し形跡の疑ふべきことあるときは之を許さざることを得るは法規の明示せる處にして當路者の愼密機敏の直察を要すべき關門なり抑も接見なるものは父母妻子其他親屬故舊間に於ける和親を保たしむるの道點なり機軸の運轉其妙を得は實に改過の念を起さしむるに止らず更に大に靈妙の德性を涵養するに至らん若運用其宜を得ざらんか實に法規を蔑如するの外なきが如し至らん殊に犯罪の證左を湮滅し或は逃走の網を逸出せしむるが如きことあるは當局者の才能足らざるに由るにあらざれば則ち貴務を輕したるの致す處なりと云ふべし是に於てか其形跡の疑ふべきことありと認むるときは之を許さざることを得るの規定ある所以にして寔に當路者の運用上に餘裕を與たる者と云ふべし然るに猶ほ曾て屢ば聞及らく接見に關しては假令商略の必要なきものと雖とも否一事の語るべきなく外形相見るのみにても可及的許可すべきの方針は其筋より洩されたりと果して然るか予輩其真味を探究せざるべからず顧ふに接見なるものは自由拘制の内にも社會的交際及親屬的至情を維かしむるの主旨に出でたるものなれは其人物と其事項に關して感化上有益なるの認めたるものを擇ばさるべからず左れは親屬の中にても素行の修らざるものゝ接見の如きは宜しく拒絶すべきなり況んや共犯者又は其親屬或は無頼の徒縁故の怪しき者其他常識を具へざるものには斷然許可せざるを要す假令親屬中近親の者にても毎日隔日若くは數日間毎に接見を請ふ者甚しきは同日數回接見を請ふが如きは可成許可せず其事項の必要にして攝きものは聽取告知の方法を執るも可なり所謂一事の談柄なきものまで接見を許すは經へて久しき疎闊を温めし如醜然悔悟の處あらしむるの機會を獲しめんが爲めのみ何ぞ阿諛的式的時々訪問するものに適用するの意ならんや假令父母妻子の情に脆く感動するものと雖も時を厭はず場合を問はず數次の接見をして改過歸正の念慮は些少ども起らざるなり故に一事の語るべきなく且つ自ら語らざるも其用を足し得るゝ場合に於て務あて接見せしむるには其入物と機會の適否に注意せずんはあるべからず既に其利なくして其弊あるにも拘らず其許可の範圍を無限に擴張せんとするは誤謬の甚しきものにして其筋の方針にあらざるへし必要的談話と認むるものゝ中にも形跡の疑ふべきあり或は一事の語るべきなく兩々相對するのみに無言の中にも千萬の緘言に勝る不可思議なる發育の存するを發見するとあり要するに其職業紹放及其事項を詳査し遺漏なきを得而かも形跡の疑ふべきものゝ云々の解釋にして其運用の宜きを得は其筋の方針に協ひ接見の要旨を貫徹するに至らん

當局者接見の場所に立會ふや逃走の緩急なきや改悛を妨くるなきか若くは犯證湮滅の恐なきにのみ意を留むるが如き傾あり素より等の弊害を防遏し得るが如き貴務の及ばさる者たるは固ふを俟たずと雖も予輩は逃走の企望犯證の湮滅若くは改悛を妨くるなきや否やに止らずして公權停止若くは剝奪せられたる者にして

可すべきの方針は其筋より洩されたりと果して然るか予輩其真味を探究せざるべからず顧ふに接見なるものは自由拘制の内にも社會的交際及親屬的至情を維かしむるの主旨に出でたるものなれは其人物と其事項に關して感化上有益なるの認めたるものを擇ばさるべからず左れは親屬の中にても素行の修らざるものゝ接見の如きは宜しく拒絶すべきなり況んや共犯者又は其親屬或は無頼の徒縁故の怪しき者其他常識を具へざるものには斷然許可せざるを要す假令親屬中近親の者にても毎日隔日若くは數日間毎に接見を請ふ者甚しきは同日數回接見を請ふが如きは可成許可せず其事項の必要にして攝きものは聽取告知の方法を執るも可なり所謂一事の談柄なきものまで接見を許すは經へて久しき疎闊を温めし如醜然悔悟の處あらしむるの機會を獲しめんが爲めのみ何ぞ阿諛的式的時々訪問するものに適用するの意ならんや假令父母妻子の情に脆く感動するものと雖も時を厭はず場合を問はず數次の接見をして改過歸正の念慮は些少ども起らざるなり故に一事の語るべきなく且つ自ら語らざるも其用を足し得るゝ場合に於て務あて接見せしむるには其入物と機會の適否に注意せずんはあるべからず既に其利なくして其弊あるにも拘らず其許可の範圍を無限に擴張せんとするは誤謬の甚しきものにして其筋の方針にあらざるへし必要的談話と認むるものゝ中にも形跡の疑ふべきあり或は一事の語るべきなく兩々相對するのみに無言の中にも千萬の緘言に勝る不可思議なる發育の存するを發見するとあり要するに其職業紹放及其事項を詳査し遺漏なきを得而かも形跡の疑ふべきものゝ云々の解釋にして其運用の宜きを得は其筋の方針に協ひ接見の要旨を貫徹するに至らん

當局者接見の場所に立會ふや逃走の緩急なきや改悛を妨くるなきか若くは犯證湮滅の恐なきにのみ意を留むるが如き傾あり素より等の弊害を防遏し得るが如き貴務の及ばさる者たるは固ふを俟たずと雖も予輩は逃走の企望犯證の湮滅若くは改悛を妨くるなきや否やに止らずして公權停止若くは剝奪せられたる者にして然るか予輩其真味を探究せざるべからず顧ふに接見なるものは自由拘制の内にも社會的交際及親屬的至情を維かしむるの主旨に出でたるものなれは其人物と其事項に關して感化上有益なるの認めたるものを擇ばさるべからず左れは親屬の中にても素行の修らざるものゝ接見の如きは宜しく拒絶すべきなり況んや共犯者又は其親屬或は無頼の徒縁故の怪しき者其他常識を具へざるものには斷然許可せざるを要す假令親屬中近親の者にても毎日隔日若くは數日間毎に接見を請ふ者甚しきは同日數回接見を請ふが如きは可成許可せず其事項の必要にして攝きものは聽取告知の方法を執るも可なり所謂一事の談柄なきものまで接見を許すは經へて久しき疎闊を温めし如醜然悔悟の處あらしむるの機會を獲しめんが爲めのみ何ぞ阿諛的式的時々訪問するものに適用するの意ならんや假令父母妻子の情に脆く感動するものと雖も時を厭はず場合を問はず數次の接見をして改過歸正の念慮は些少ども起らざるなり故に一事の語るべきなく且つ自ら語らざるも其用を足し得るゝ場合に於て務あて接見せしむるには其入物と機會の適否に注意せずんはあるべからず既に其利なくして其弊あるにも拘らず其許可の範圍を無限に擴張せんとするは誤謬の甚しきものにして其筋の方針にあらざるへし必要的談話と認むるものゝ中にも形跡の疑ふべきあり或は一事の語るべきなく兩々相對するのみに無言の中にも千萬の緘言に勝る不可思議なる發育の存するを發見するとあり要するに其職業紹放及其事項を詳査し遺漏なきを得而かも形跡の疑ふべきものゝ云々の解釋にして其運用の宜きを得は其筋の方針に協ひ接見の要旨を貫徹するに至らん

當局者接見の場所に立會ふや逃走の緩急なきや改悛を妨くるなきか若くは犯證湮滅の恐なきにのみ意を留むるが如き傾あり素より等の弊害を防遏し得るが如き貴務の及ばさる者たるは固ふを俟たずと雖も予輩は逃走の企望犯證の湮滅若くは改悛を妨くるなきや否やに止らずして公權停止若くは剝奪せられたる者にして然るか予輩其真味を探究せざるべからず顧ふに接見なるものは自由拘制の内にも社會的交際及親屬的至情を維かしむるの主旨に出でたるものなれは其人物と其事項に關して感化上有益なるの認めたるものを擇ばさるべからず左れは親屬の中にても素行の修らざるものゝ接見の如きは宜しく拒絶すべきなり況んや共犯者又は其親屬或は無頼の徒縁故の怪しき者其他常識を具へざるものには斷然許可せざるを要す假令親屬中近親の者にても毎日隔日若くは數日間毎に接見を請ふ者甚しきは同日數回接見を請ふが如きは可成許可せず其事項の必要にして攝きものは聽取告知の方法を執るも可なり所謂一事の談柄なきものまで接見を許すは經へて久しき疎闊を温めし如醜然悔悟の處あらしむるの機會を獲しめんが爲めのみ何ぞ阿諛的式的時々訪問するものに適用するの意ならんや假令父母妻子の情に脆く感動するものと雖も時を厭はず場合を問はず數次の接見をして改過歸正の念慮は些少ども起らざるなり故に一事の語るべきなく且つ自ら語らざるも其用を足し得るゝ場合に於て務あて接見せしむるには其入物と機會の適否に注意せずんはあるべからず既に其利なくして其弊あるにも拘らず其許可の範圍を無限に擴張せんとするは誤謬の甚しきものにして其筋の方針にあらざるへし必要的談話と認むるものゝ中にも形跡の疑ふべきあり或は一事の語るべきなく兩々相對するのみに無言の中にも千萬の緘言に勝る不可思議なる發育の存するを發見するとあり要するに其職業紹放及其事項を詳査し遺漏なきを得而かも形跡の疑ふべきものゝ云々の解釋にして其運用の宜きを得は其筋の方針に協ひ接見の要旨を貫徹するに至らん

當局者接見の場所に立會ふや逃走の緩急なきや改悛を妨くるなきか若くは犯證湮滅の恐なきにのみ意を留むるが如き傾あり素より等の弊害を防遏し得るが如き貴務の及ばさる者たるは固ふを俟たずと雖も予輩は逃走の企望犯證の湮滅若くは改悛を妨くるなきや否やに止らずして公權停止若くは剝奪せられたる者にして然るか予輩其真味を探究せざるべからず顧ふに接見なるものは自由拘制の内にも社會的交際及親屬的至情を維かしむるの主旨に出でたるものなれは其人物と其事項に關して感化上有益なるの認めたるものを擇ばさるべからず左れは親屬の中にても素行の修らざるものゝ接見の如きは宜しく拒絶すべきなり況んや共犯者又は其親屬或は無頼の徒縁故の怪しき者其他常識を具へざるものには斷然許可せざるを要す假令親屬中近親の者にても毎日隔日若くは數日間毎に接見を請ふ者甚しきは同日數回接見を請ふが如きは可成許可せず其事項の必要にして攝きものは聽取告知の方法を執るも可なり所謂一事の談柄なきものまで接見を許すは經へて久しき疎闊を温めし如醜然悔悟の處あらしむるの機會を獲しめんが爲めのみ何ぞ阿諛的式的時々訪問するものに適用するの意ならんや假令父母妻子の情に脆く感動するものと雖も時を厭はず場合を問はず數次の接見をして改過歸正の念慮は些少ども起らざるなり故に一事の語るべきなく且つ自ら語らざるも其用を足し得るゝ場合に於て務あて接見せしむるには其入物と機會の適否に注意せずんはあるべからず既に其利なくして其弊あるにも拘らず其許可の範圍を無限に擴張せんとするは誤謬の甚しきものにして其筋の方針にあらざるへし必要的談話と認むるものゝ中にも形跡の疑ふべきあり或は一事の語るべきなく兩々相對するのみに無言の中にも千萬の緘言に勝る不可思議なる發育の存するを發見するとあり要するに其職業紹放及其事項を詳査し遺漏なきを得而かも形跡の疑ふべきものゝ云々の解釋にして其運用の宜きを得は其筋の方針に協ひ接見の要旨を貫徹するに至らん

當局者接見の場所に立會ふや逃走の緩急なきや改悛を妨くるなきか若くは犯證湮滅の恐なきにのみ意を留むるが如き傾あり素より等の弊害を防遏し得るが如き貴務の及ばさる者たるは固ふを俟たずと雖も予輩は逃走の企望犯證の湮滅若くは改悛を妨くるなきや否やに止らずして公權停止若くは剝奪せられたる者にして

監獄法令

○巡査看守俸給令

●本月廿二日の官報を以て巡査看守俸給令中を改正せられたり、參照の頗を省く爲め全文を訂正し左に記載せり

明治三十年五月勅令第百四十九號を以て發布●明治三十二年九月勅令第三百九十號を以て「」の箇條改正追加

巡査看守俸給令

第一條　巡査看守の月俸左の如し

一級	十五圓	二級 十四圓	三級 十三圓
四級	十二圓	五級 十一圓	六級 十 圓
七級	九 圓		

「第二條　巡査看守に任命せらるる者の月俸は五級以下とす

判任官以上の官職に在りたる者及巡査又は看守の職に在りたる者にして巡査看守に任命せらるるときは四級俸までを給することを得

前項の場合に於て其の前職の月俸額四級俸以上に相當するときは第一條の範圍に於て前職の月俸額に相當する月俸までを給することを得」

「第三條　巡査看守にして四級以上の月俸を受くる者は滿六箇月を經過するにあらざれば昇級することを得す但し巡査部長看守部長に拔擢せられ又は巡査部長看守部長の昇級するは此の限にあらず」

第四條　刑事專務又は通辯其の他特別の技能を有する者は第二條第三條を適用せず

「前項に該當する巡査看守には月俸の外一箇月十圓を超えさる特別手當を給することを得」

「第五條　教習中の巡査看守の月俸は六圓乃至九圓とす」

第六條　月俸は新任昇級降級復職とも發令の翌日より計算し退職の月は日割を以て計算す但廳若は事務の伸縮に因り免職したるとき又は休職死亡のときは當月分の全額を給す休職當月復職するときは其月の俸給は更に支給せず

第七條　病氣の爲執務せさること六十日を超ゆる者及私事の故障に依り執務せさること二十日を踰ゆる者は日割を以て月俸の半額を減す但し公務の爲傷痍を受け若くは疾病に罹り又は服忌を受くる者は此の限にあらず

附則

第八條　本令は地方の狀況に依り明治三十一年三月三十一日迄其施行を延期することを得

第九條　明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號明治二十四年勅令第百六十九號及明治二十六年勅令第百十五號は本令施行の日より之を廢止す

慈善問題

題字　伯爵　勝安房君
題書　中村不折君
序文　松村介石君
序文　小河滋次郎君
留岡幸助君著

○再版廣告

◎目次　第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

東京京橋區采女町廿四番地
發行所　警醒社

上製　金三十五錢
郵稅　金六錢
並製　金二十五錢
郵稅　金四錢

◎第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

跋　博士　エムエル、ゴルドン君　神學士　シドニー、ギユリキ君

本書は多年著者が理說に經驗に得たるものにて我國文明の進步喜ぶべしと雖、多くはこれ物質的文明なり。物質の文明は、人類を驅て止だ利己の念に熱からしむると同時に、邦家の前途に於て頗る憂ふべきものなくんばあらず。是故に聖人君子の世に出づるや、必ず仁政を布きて以て民を恤む。是れ實に各人個々の爲めのみにあらずして、亦實に國家の爲めたるなり。夫れ眞正の文明は精神的物質的兩つながら盛大ならざるべからず。而して我國の文明は、物質的に偏して精神的に遺る。是れ實に自ら不健全を速く所以にして、志士の等閑に附する能はざる所なり。本書の著者聊か茲に見るあり。十年一日の如く慈善事業に盡瘁し、或は內國に於て、或は外國に於て研鑽具さに至り、今回本著あるに至る。本書は慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なければ、實に義俠に富むの志士のみならず、苟も社會改良に志ある者は、一本を需めて坐右に備へざる可らず。殊に卷末數章の如きは救兒事業と監獄改良を詳論して頗る斬新なるものあり。我が監獄事業に從事するの士は、必ずや一讀を要すべきの良書なりとす。

（毎月一回定期發行）

天福堂主人編　細書挿入　洋裝四六版美本

◎立志美談

第三版　全　定價金三拾錢　郵稅四錢

囚人看讀の用に供する良書に乏しきは當路諸君の遺憾とせらるゝ處、本書の如きも未た全しと云ふを得さるも囚人看讀を主として留岡幸助君其他の教誨講話を編纂したるものにて今古偉人の傳記即ち立志の美談を極て平易の假名文を以て綴り且つ多く細書を挿みあり、囚人看讀の書として適當のものなり各府縣監獄署既に圖書に備へられたり今又第三版を刊行するに至りこを謹告す

東京市神田區南神保町八番地　出版　原胤昭

全　京橋區采女町廿四番地　大賣捌　警醒社

明治三十二年九月二十日
（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市四ツ谷區荒木町廿七番地　大日本監獄協會
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂

（本誌定價一部金七錢）

明治廿一年五月創刊　毎月一回發行